



茨城県報

第 395 号

令和 5 年 (2023 年) 3 月 30 日

木 曜 日

目 次

規 則	ページ
●茨城県個人情報の保護に関する法律等施行細則 (総務課)	3
●茨城県性暴力の根絶を目指す条例の一部の施行期日を定める規則 (福祉政策課)	38
●茨城県性暴力の根絶を目指す条例の規定に基づき住居等の届出の様式を定める規則 (福祉政策課)	38
●就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (子ども未来課)	41
(県 議 会)	
●茨城県議会会議規則の一部を改正する規則	41
(教 育 委 員 会)	
●茨城県教育庁組織規則及び茨城県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則	42
●茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	42
●博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関する規則	49
●茨城県看護専門学校を設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	53
(公 安 委 員 会)	
●茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	58
告 示	
●液化石油ガス販売事業者の認定 (消防安全課)	59
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (2 件) (障害福祉課)	59
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定更新 (8 件) (障害福祉課)	60
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止 (障害福祉課)	62
●児童福祉法に基づく各児童相談所に置く児童福祉司の数 (青少年家庭課)	62
●児童福祉法に基づく各児童相談所に置く指導及び教育を行う児童福祉司の数 (青少年家庭課)	63
●令和 5 年度普通職業訓練短期課程 (障害者訓練) に係る訓練科、訓練生の定員及び訓練期間等 (労働政策課)	63
●種畜証明書の交付 (畜産課)	63
●木材業者等の登録 (林政課)	64
●使用料の徴収事務の委託 (水産振興課)	64
●定款変更の認可 (5 件) (農村計画課)	65
●道路の区域の変更 (6 件) (道路維持課)	65

●道路の供用の開始 (5 件) (道路維持課)	68
●道路の占用を制限する区域の指定 (2 件) (道路維持課)	70
●道路の占用を制限する区域の変更 (道路維持課)	71
●土砂災害警戒区域等の指定の一部解除 (河川課)	71
●土砂災害警戒区域等の指定 (河川課)	72
●事業計画の変更の認可 (下水道課)	74
●茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の規定に基づく区域の指定 (建築指導課)	74
(教 育 委 員 会)	
●博物館に相当する施設の指定基準の廃止	75
(選 挙 管 理 委 員 会)	
●施設の長が不在者投票管理者となることができる施設の指定	76
(監 査 委 員)	
●茨城県個人情報の保護に関する法律等施行規程	76
●茨城県監査委員事務局処務規定の一部改正	76
公 告	
●落札者等の公示 (情報システム課)	77
●産業廃棄物不法投棄事案に係る支障の除去等の措置 (廃棄物規制課)	78
●都市計画の図書の縦覧 (8 件) (都市計画課)	78
●開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課)	81
●道路の位置の指定 (建築指導課)	81
(教 育 委 員 会)	
●令和 6 年度採用茨城県公立学校教員選考試験の実施	82
(内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会)	
●内水面漁場計画に関する公聴会開催	104
●令和 5 年度目標増殖量公示	106
訓 令	
●茨城県特定個人情報等の適切な管理に関する基本方針を定める規程の一部を改正する訓令 (総務課) ..	107
(県 議 会)	
●茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程	108
(教 育 委 員 会)	
●茨城県教育庁等事務専決規程及び茨城県教育庁事務代決規程の一部を改正する訓令	143
(教 育 長)	
●茨城県教育委員会建設工事施工等の手続及び監督規程の一部を改正する訓令	146
(収 用 委 員 会)	
●茨城県収用委員会処務規程の一部を改正する訓令	148
規 程	
(収 用 委 員 会)	
●茨城県個人情報の保護に関する法律等施行規程	148
(茨 城 海 区 漁 業 調 整 委 員 会)	

●茨城海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程 ……148

●茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程 ……149

(霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会)

●霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程 ……149

●茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程 ……149

(内水面漁場管理委員会)

●茨城県内水面漁場管理委員会事務局規程の一部を改正する規程 ……150

●茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程 ……150

規 則

茨城県規則第16号

茨城県個人情報の保護に関する法律等施行細則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県個人情報の保護に関する法律等施行細則

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則（平成17年茨城県規則第59号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、知事が保有する保有個人情報について個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例（平成17年茨城県条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則で使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

（個人情報ファイル簿等の作成及び公表）

第 3 条 法第75条第 1 項の規定による個人情報ファイル簿の作成は、個人情報ファイル簿（単票）（様式第 1 号）により行うものとする。

2 知事は、条例第 3 条第 1 項に規定する個人情報ファイル（同条第 2 項各号に掲げるもの及び同条第 3 項の規定により条例個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下「条例個人情報ファイル」という。）を保有するに至ったときは、直ちに、条例個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

3 条例第 3 条第 1 項の規定による条例個人情報ファイル簿の作成は、条例個人情報ファイル簿（単票）（様式第 2 号）により行うものとする。

4 条例個人情報ファイル簿は、知事が保有している条例個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

5 知事は、条例個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該条例個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

6 知事は、条例個人情報ファイル簿に掲載した条例個人情報ファイルの保有をやめたとき、又は当該条例個人情報ファイルが法第74条第 2 項第 9 号に該当しなくなったときは、遅滞なく、当該条例個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

7 知事は、条例個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

(保有個人情報開示請求書)

第 4 条 法第 77 条第 1 項の規定による開示請求書の提出は、保有個人情報開示請求書 (様式第 3 号) により行うものとする。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第 5 条 法第 82 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書 (様式第 4 号) により行うものとする。

2 法第 82 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書 (様式第 5 号) により行うものとする。

3 条例第 4 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書 (様式第 6 号) により行うものとする。

4 条例第 5 条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書 (様式第 7 号) により行うものとする。

5 法第 85 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書 (様式第 8 号) により行うものとする。

(意見書提出についての通知書等)

第 6 条 法第 86 条第 1 項又は第 2 項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見書提出についての通知書 (様式第 9 号又は様式第 10 号) により行うものとする。

2 法第 86 条第 3 項の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書 (様式第 11 号) により行うものとする。

(開示の実施の方法)

第 7 条 次の各号に掲げる文書又は図画に記録されている保有個人情報の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

(1) 文書又は図画 (次号から第 4 号まで又は第 4 項に該当するものを除く。) 当該文書又は図画 (法第 87 条第 1 項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第 1 号に定めるもの)

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本産業規格 A 列 4 番 (次項第 2 号及び別表の 2 の項において「A 4 判」という。) の用紙に印刷したもの

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙 (縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものに限る。以下同じ。) に印画したもの

(4) スライド 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画に記録されている保有個人情報の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

(1) 文書又は図画 (次号から第 4 号まで又は第 4 項に該当するものを除く。) 当該文書又は図画を乾式複写機により日本産業規格 A 列 3 番 (以下「A 3 判」という。) 以下の大きさの用紙に複写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書又は図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを A 4 判の用紙に印刷したもの

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの

3 次の各号に掲げる電磁的記録に記録されている保有個人情報についての法第 87 条第 1 項の実施機関が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表の5の項において同じ。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。次項第2号並びに別表の6の項及び8の項において同じ。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号、次号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、知事はその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。次号において同じ。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 イ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備えられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。別表の7の項ウにおいて同じ。）に複写したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。別表の7の項エにおいて同じ。）に複写したものの交付

(4) 電磁的記録（前号エ又はオに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。）

次に掲げる方法であって、知事はその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 前号ア又はウに掲げる方法

イ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ（日本産業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。別表の7の項オにおいて同じ。）に複写したものの交付

ウ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下この号において「国際規格」という。）14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。別表の7の項カにおいて同じ。）に複写したものの交付

エ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。別表の7の項キにおいて同じ。）に複写したものの交付

オ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。別表の7の項クにおいて同じ。）に複写したものの交付

4 映画フィルムに記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

（開示の実施の方法等の申出）

第8条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法等申出書（様式第12号）により行うものとする。

（費用負担）

第9条 条例第6条第1項の規則で定める額は、別表の左欄に掲げる保有個人情報が記録されている行政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める費用の額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額）とする。

2 前項の費用は、前納とする。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、第 1 項の費用のほか郵送料を負担して、保有個人情報が記録されている行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合においては、当該郵送料に相当する額の郵便切手を知事に提出しなければならない。

(費用の額等の通知)

第10条 法第87条第3項の規定により保有個人情報の開示を受ける者から写しの送付の方法による開示の実施の申出がなされた場合には、知事は、その者に対し、前条の規定により算定した費用の額及び郵送料の額を通知しなければならない。

2 開示請求書に個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第23条第3号に掲げる事項が記載されている場合において同令第24条第2項第1号に掲げる場合に該当する旨の法第82条第1項の規定による通知をするときは、当該通知をするときに前項に規定する申出がなされたものとみなして、同項の規定を適用する。

(保有個人情報訂正請求書)

第11条 法第91条第1項の規定による訂正請求書の提出は、保有個人情報訂正請求書（様式第13号）により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第12条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書（様式第14号）により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（様式第15号）により行うものとする。

3 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第16号）により行うものとする。

4 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第17号）により行うものとする。

5 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第18号）により行うものとする。

6 法第97条の規定による通知は、提供している保有個人情報の訂正をする旨の決定通知書（様式第19号）により行うものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第13条 法第99条第1項の規定による利用停止請求書の提出は、保有個人情報利用停止請求書（様式第20号）により行うものとする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第14条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第21号）により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（様式第22号）により行うものとする。

3 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第23号）により行うものとする。

4 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第24号）により行うものとする。

(茨城県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書)

第15条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、茨城県情報公開・個人情報保護審査会

諮問通知書 (様式第 25 号) により行うものとする。

(施行の状況の公表)

第 16 条 条例第 13 条の規定による法の施行の状況の公表は、次に掲げる事項をインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

- (1) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求に関する事項
- (2) 審査請求に関する事項

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 9 条関係)

行政文書の種別	開示の実施の方法	費用の額
1 文書又は図画 (2 の項から 4 の項まで又は 8 の項に該当するものを除く。)	ア 乾式複写機により複写したもの (単色刷りで、A 3 判以下のものに限る。) の交付	1 枚につき 10 円
	イ 乾式複写機により複写したもの (多色刷りで、A 3 判以下のものに限る。) の交付	1 枚につき 20 円
	ウ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用相当額
2 マイクロフィルム	用紙に印刷したもの (A 4 判のものに限る。) の交付	1 枚につき 10 円
3 写真フィルム	印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用相当額
4 スライド	印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用相当額
5 録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したものの交付	1 巻につき 310 円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したものの交付	1 巻につき 380 円
7 電磁的記録 (5 の項、6 の項又は 8 の項に該当するものを除く。)	ア 用紙に出力したもの (単色刷りで、A 3 判以下のものに限る。) の交付	1 枚につき 10 円
	イ 用紙に出力したもの (多色刷りで、A 3 判以下のものに限る。) の交付	1 枚につき 20 円
	ウ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1 枚につき 100 円。ただし、1 枚のフレキシブルディスクカートリッジに 2 件名以上の電磁的記録を複写する場合は、100 円に 1 を超える件名の数に 50 円を乗じて得た額を加算した額
	エ 光ディスクに複写したものの交付	1 枚につき 350 円。ただし、1 枚の光ディスクに 2 件名以上の電磁的記録を複写する場合は、350 円に 1 を超える

		件名の数に100円を乗じて得た額を計算した額
	オ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	作成に要する費用相当額
	カ 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	作成に要する費用相当額
	キ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	作成に要する費用相当額
	ク 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	作成に要する費用相当額
8 映画フィルム	ビデオカセットテープに複写したものの交付	作成に要する費用相当額

備考

- 1 用紙に印刷し、又は出力したものの交付を行う場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として費用の額を算定する。
- 2 件名とは、電子計算機で検索することができる、保存する上での最小の情報の集合物をいう。
- 3 保有個人情報の開示を閲覧、聴取又は視聴により行う場合には、無料とする。

様式第 1 号 (第 3 条第 1 項関係)

個人情報ファイル簿 (単票)

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備 考	

様式第 2 号 (第 3 条第 3 項関係)

条例個人情報ファイル簿 (単票)

条例個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
条例個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
条例個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備 考		

様式第 3 号 (第 4 条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

茨城県知事 殿

郵便番号
住所又は居所
氏 名
電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

- 2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

<p>ア 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/>閲覧 <input type="checkbox"/>写しの交付 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p> <p><実施の希望日> 年 月 日</p> <p>イ 写しの送付を希望する。</p>
--

- 3 本人確認等

<p>ア 開示請求者 <input type="checkbox"/>本人 <input type="checkbox"/>法定代理人 <input type="checkbox"/>任意代理人</p>
<p>イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/>運転免許証 <input type="checkbox"/>健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/>個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/>在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/>その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、請求者本人確認書類の写しに加えて住民票の写し（個人番号の記載がないものに限る。）等を添付してください。</p>
<p>ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/>未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/>成年被後見人 <input type="checkbox"/>任意代理人委任者 （ふりがな） (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____</p>
<p>エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/>戸籍謄本 <input type="checkbox"/>登記事項証明書 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p>
<p>オ 任意代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/>委任状（委任者が委任状に押印した実印の印鑑登録証明書又は委任者に係るイに掲げる本人確認書類の写しを添付すること。） <input type="checkbox"/>その他（ ）</p>

(注) 住民票の写し、エに掲げる請求資格確認書類、委任状その他その資格を証明する書類及び印鑑登録証明書は、請求の日前30日以内に作成されたものに限りです。

様式第 4 号 (第 5 条第 1 項関係)

指令第 号
年 月 日

殿

茨城県知事



保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第82条第 1 項の規定により、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報 (全部開示 ・ 部分開示)

--

- 2 不開示とした部分とその理由

--

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

--

- 4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等
(2) 事務所における開示を実施することができる期間、時間及び場所 期間： 年 月 日から 年 月 日まで (茨城県の休日を定める条例 (平成元年茨城県条例第 7 号) 第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。) 時間： 場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、開示の実施の方法に応じた費用及び送付に要する費用 (見込額)

<本件連絡先>
部 (所) 課
電話番号 (内線)

(不服申立てに係る教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注) 1 事務所において保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 開示決定に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求又は処分の取消しの訴えの提起があったときは、当該保有個人情報の全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

3 開示の実施の方法等については、別紙保有個人情報開示実施方法等申出書により、この通知があった日から30日以内に申出をしてください。事務所における開示の実施を希望する場合は、4 (2) 事務所における開示を実施することができる期間、時間及び場所に記載されている期間及び時間のうちから希望の日時を選択してください。

様式第 5 号 (第 5 条第 2 項関係)

指令第 号
年 月 日

殿

茨城県知事



保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第82条第 2 項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示をしないことと した理由	

<本件連絡先>

部 (所) 課
電話番号 (内線)

(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内 (この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内。以下同じ。) に、茨城県を被告として (訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき (この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき) は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 6 号 (第 5 条第 3 項関係)

第 号
年 月 日

殿

茨城県知事



保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付で開示請求のあった保有個人情報については、茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例（平成17年茨城県条例第 1 号）第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

部 (所)
電話番号課
(内線)

様式第 7 号 (第 5 条第 4 項関係)

第 号
年 月 日

殿

茨城県知事



保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例 (平成17年茨城県条例第 1 号) 第 5 条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例第 5 条の規定を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日

<本件連絡先>

部 (所) 課

電話番号 (内線)

様式第 8 号 (第 5 条第 5 項関係)

第 号
年 月 日

殿

茨城県知事



保有個人情報開示請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

<本件連絡先>

部 (所) 課
電話番号 (内線)

様式第 9 号 (第 6 条第 1 項関係)

第 号
年 月 日

殿

茨城県知事



保有個人情報の開示請求に関する意見書提出についての通知書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があったので、同法第86条第1項の規定により通知します。

当該保有個人情報を開示することにつき意見があるときは、別紙保有個人情報の開示決定等に関する意見書を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報 の内容	
意見書の提出先	(郵便番号) (住 所) (課 室 名) (連 絡 先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>

部 (所) 課
電話番号 (内線)

別紙

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

茨城県知事 殿

郵便番号

住所又は居所

(法人その他の団体に
あつては、主たる事務
所の所在地)

氏名

(法人その他の団体に
あつては、名称及び代
表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け 号で通知のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 1 支障（不利益）がある部分 2 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

様式第10号 (第6条第1項関係)

第 号
年 月 日

殿

茨城県知事



保有個人情報の開示請求に関する意見書提出についての通知書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があったので、同法第86条第2項の規定により通知します。

当該保有個人情報を開示することにつき意見があるときは、別紙保有個人情報の開示決定等に関する意見書を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
個人情報の保護に関する法律第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	(郵便番号) (住 所) (課 室 名) (連 絡 先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>
部 (所) 課
電話番号 (内線)

別紙

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

茨城県知事 殿

郵便番号

住所又は居所

(法人その他の団体に
あつては、主たる事務
所の所在地)

氏名

(法人その他の団体に
あつては、名称及び代
表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け 号で通知のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 1 支障(不利益)がある部分 2 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

様式第11号 (第6条第2項関係)

指令第 号
年 月 日

殿

茨城県知事



反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

から 年 月 日付けで保有個人情報の開示決定等に関する意見書の提出があった保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

<本件連絡先>

部 (所) 課
電話番号 (内線)

(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内 (この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。) に、茨城県を被告として (訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき (この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき) は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第12号 (第 8 条関係)

保有個人情報開示実施方法等申出書

年 月 日

茨城県知事 殿

郵便番号

住所又は居所

氏 名

電話番号

個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第87条第3項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

令達 (指令) 番号 :

日 付 :

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有 個人情報の名称等		
実施の方法	(1) 閲覧	ア 全部 イ 一部 ()
	(2) 複写したものの交付 <input type="checkbox"/> 送付を希望する。 <input type="checkbox"/> 送付を希望しない。	ア 全部 イ 一部 ()
	(3) その他 ()	ア 全部 イ 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

様式第13号 (第11条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

茨城県知事 殿

郵便番号
住所又は居所
氏 名
電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	保有個人情報開示決定通知書の令達（指令）番号： 保有個人情報開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1	訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2	請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、請求者本人確認書類の写しに加えて住民票の写し（個人番号の記載がないものに限る。）等を添付してください。
3	本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5	任意代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状（委任者が委任状に押印した実印の印鑑登録証明書又は委任者に係る2に掲げる本人確認書類の写しを添付すること。） <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 住民票の写し、4に掲げる請求資格確認書類、委任状その他その資格を証明する書類及び印鑑登録証明書は、請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。

様式第14号 (第12条第 1 項関係)

指令第 号

年 月 日

殿

茨城県知事



保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第 1 項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

<本件連絡先>

部 (所) 課
電話番号 (内線)

(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第15号 (第12条第 2 項関係)

指令第 号
年 月 日

殿

茨城県知事



保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第 2 項の規定により、訂正しないことに決定したので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正しないこと とした理由	

<本件連絡先>
部 (所) 課
電話番号 (内線)

(不服申立てに係る教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第16号 (第12条第 3 項関係)

第 号
年 月 日

殿

茨城県知事



保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第 2 項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>
部 (所) 課
電話番号 (内線)

様式第17号 (第12条第 4 項関係)

第 号
年 月 日

殿

茨城県知事



保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
個人情報の保護に関する 法律第95条の規定を 適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>
部 (所) 課
電話番号 (内線)

様式第18号 (第12条第 5 項関係)

第 号
年 月 日

殿

茨城県知事



保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第 1 項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
移送先の行政機関の長 等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

<本件連絡先>

部 (所) 課
電話番号 (内線)

様式第19号 (第12条第 6 項関係)

第 号
年 月 日

殿

茨城県知事



提供している保有個人情報の訂正をする旨の決定通知書

に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正を実施したので、同法第97条の規定により通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 をするための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

<本件連絡先>
部 (所) 課
電話番号 (内線)

様式第20号 (第13条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

茨城県知事 殿

郵便番号
住所又は居所
氏 名
電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	保有個人情報開示決定通知書の令達（指令）番号： 保有個人情報開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） <input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律第98条第1項第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律第98条第1項第2号該当 → 提供の停止 （理由）

1 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、請求者本人確認書類の写しに加えて住民票の写し（個人番号の記載がないものに限る。）等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 （ふりがな） イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状（委任者が委任状に押印した実印の印鑑登録証明書又は委任者に係る2に掲げる本人確認書類の写しを添付すること。） <input type="checkbox"/> その他（ ）

（注）住民票の写し、4に掲げる請求資格確認書類、委任状その他その資格を証明する書類及び印鑑登録証明書は、請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。

様式第21号 (第14条第1項関係)

指令第 号
年 月 日

殿

茨城県知事



保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

<本件連絡先>
部 (所) 課
電話番号 (内線)

(不服申立てに係る教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第22号 (第14条第 2 項関係)

指令第 号
年 月 日

殿

茨城県知事



保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第 2 項の規定により、利用停止しないことに決定したので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止しないこと とした理由	

<本件連絡先>
部 (所) 課
電話番号 (内線)

(不服申立てに係る教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第23号 (第14条第3項関係)

第 号
年 月 日

殿

茨城県知事



保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>
部 (所) 課
電話番号 (内線)

様式第24号 (第14条第4項関係)

第 号
年 月 日

殿

茨城県知事



保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
個人情報の保護に関する法律第103条の規定を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>
部 (所) 課
電話番号 (内線)

様式第25号 (第15条関係)

第 号
年 月 日

殿

茨城県知事



茨城県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

年 月 日付けの茨城県知事に対する審査請求について、下記のとおり茨城県情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る開示決定等 (訂正決定等、利用停止決定等)	
審査請求	1 審査請求日 2 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号

<本件連絡先>
部 (所) 課
電話番号 (内線)

(注) 「審査請求に係る開示決定等 (訂正決定等、利用停止決定等)」の欄については、開示決定等 (訂正決定等、利用停止決定等) の日付・令達 (指令) 番号、開示決定等 (訂正決定等、利用停止決定等) をした者及び開示決定等 (訂正決定等、利用停止決定等) の種類 (開示決定、不開示決定等) を記載してください。

茨城県規則第17号

茨城県性暴力の根絶を目指す条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県性暴力の根絶を目指す条例の一部の施行期日を定める規則

茨城県性暴力の根絶を目指す条例（令和 4 年茨城県条例第43号）付則第 1 項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日とする。

**茨城県規則第18号**

茨城県性暴力の根絶を目指す条例の規定に基づき住居の届出の様式を定める規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県性暴力の根絶を目指す条例の規定に基づき住居等の届出の様式を定める規則

茨城県性暴力の根絶を目指す条例（令和 4 年茨城県条例第43号）第 8 条第 1 項の規定による届出は住居等届出書（様式第 1 号）により、同条第 3 項の規定による届出は住居等変更届出書（様式第 2 号）により行うものとする。

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

住居等届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

氏 名 _____

茨城県性暴力の根絶を目指す条例（令和 4 年茨城県条例第 43 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

住居の所在地	
性別	
生 年 月 日	年 月 日
連絡先	電話番号（ — — ） 電子メールアドレス （ @ ）
届出に係る罪名	
刑期の満了した日	年 月 日

様式第 2 号

住居等変更届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

氏 名 _____

生年月日 _____

茨城県性暴力の根絶を目指す条例（令和 4 年茨城県条例第 43 号）第 8 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 内 容	変更前	
	変更後	
変更年月日		年 月 日

茨城県規則第19号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成27年茨城県規則第5号）の一部を次のように改正する。

付則第10項を付則第12項とし、付則第9項を付則第11項とし、付則第8項を付則第10項とする。

付則第7項中「前2項」を「前4項」に、「又は知事」を「，知事」に、「をもって」を「又は看護師等をもって」に、「並びに知事」を「，知事」に、「の総数」を「並びに看護師等の総数」に改め、同項を付則第9項とする。

付則第6項の次に次の2項を加える。

7 第3条の表備考第1号に規定する者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項から第9項までにおいて「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第3条の表備考第1号に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

8 前項本文の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

~~~~~  
( 県 議 会 )

## 茨城県議会規則第1号

茨城県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県議会議長 石 井 邦 一

茨城県議会会議規則の一部を改正する規則

茨城県議会会議規則（昭和35年茨城県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第54条中「2回」を「3回」に改める。

第65条の次に次の1条を加える。

(欠席等の届出)

第65条の2 委員の欠席又は早退については、第2条（(欠席等の届出)）の規定を準用する。この場合において、同条中「議員」とあるのは「委員」と、「議長」とあるのは「委員長」と、同条第1項中「当日の開議時刻までに」とあるのは「あらかじめ」と読み替えるものとする。

第126条第2項中「及び」を「，議会の保有する個人情報の保護及び」に改め、同条第3項中「茨城県情報委員会」を「茨城県議会情報委員会」に改める。

別表中「第119条」を「第126条」に改める。

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~  
(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会規則第 2 号

茨城県教育庁組織規則及び茨城県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県教育委員会教育長 森 作 宜 民

茨城県教育庁組織規則及び茨城県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

(茨城県教育庁組織規則の一部改正)

第 1 条 茨城県教育庁組織規則 (昭和 46 年茨城県教育委員会規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項の表技佐の項の次に次のように加える。

担当リーダー	課 (課内室を含む。)	特定の専門事項についての企画, 調査及び立案に参画し, 並びに特に命じられた事務に当たる。
--------	-------------	---

第 13 条第 2 項の表教育改革推進監の項の次に次のように加え、教育企画監の項を削る。

教育企画室長	部外	特に重要な政策的事項等に関する事務
--------	----	-------------------

(茨城県教育委員会事務委任規則の一部改正)

第 2 条 茨城県教育委員会事務委任規則 (昭和 40 年茨城県教育委員会規則第 8 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 18 号及び第 21 号を次のように改める。

- (18) 博物館の登録及び博物館に相当する施設 (国が設置する施設を除く。) を指定すること。
(21) 教育職員免許状を授与すること。

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

茨城県教育委員会規則第 3 号

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県教育委員会教育長 森 作 宜 民

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則 (昭和 38 年茨城県教育委員会規則第 10 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 28 条の 4 第 1 項, 第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 2 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 7 条の 2 の前の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条を削る。

第 7 条の 3 中「法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「再任用短時間勤務職員」という。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第

3 条第 2 項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」に、「」第 2 条第 2 項」を「。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 3 項」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条を第 7 条の 2 とする。

第 8 条第 2 項を次のように改める。

2 技能労務職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額に当該技能労務職員に係る給料の調整額の適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第 8 条に次の 4 項を加える。

3 定年前再任用短時間勤務職員の給料の調整額は、調整基本額に当該定年前再任用短時間勤務職員に係る給料の調整額の適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、勤務割合を乗じて得た額とする。

4 前 2 項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる技能労務職員の区分に応じ、当該各号に定める額（当該額が給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その職務の級に応じた額。以下この項において同じ。）の 100 分の 4.5 を超えるときは、給料月額の 100 分の 4.5 に相当する額）とする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の技能労務職員 当該技能労務職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第 7 に掲げる額

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第 7 の 2 に掲げる額

5 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の 100 分の 25 を超えるときは、給料月額の 100 分の 25 に相当する額を給料の調整額とする。

6 第 2 項、第 3 項及び前項の規定による給料の調整額に 1 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。付則に次の 2 項を加える。

8 当分の間、技能労務職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後の当該技能労務職員の給料月額は、一般職員の例による。この場合において、第 8 条第 4 項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）」と、同項第 1 号中「額」とあるのは「額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）」とし、茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（平成 26 年茨城県教育委員会規則第 2 号）付則第 4 項中「減じた額」とあるのは「減じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。）」とする。

9 現業職給料表（一）の適用を受ける技能労務職員であつて、当該技能労務職員の職務の級及び号給に応じた給料月額が、当該技能労務職員に適用される最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 9 条第 1 項に規定する地域別最低賃金の額に当該技能労務職員の 1 年間における 1 月平均所定労働時間数を乗じて得た額を、当該技能労務職員に支給される地域手当の級地の区分に応じた割合に 1 を加えて得た数で除して得た額（以下この項及び別表第 1 において「最低賃金月額」という。）に満たないものの給料月額は、当分の間、第 2 条から第 7 条の 2 までの規定にかかわらず、現業職給料表（一）の当該技能労務職員の職務の級の欄に掲げる額のうち、最低賃金月額（最低賃金月額と同じ額がないときは、最低賃金月額の直近上位の額）とする。

別表第 1 の 1 の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項及び備考を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 1 この表は、現業職給料表（二）の適用を受けない全ての技能労務職員に適用する。

2 この表の適用を受ける技能労務職員であつて、給料月額が最低賃金月額に満たないものの給料月額は、付則第 9 項に定める額とする。

別表第 1 の 2 の表再任用職員以外の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	220,300	250,300	253,700	279,700

別表第 5 の 1 の表中

57	を	56	に、
57		57	
57		57	
57		57	
58		57	
58		57	
58		58	
58		58	
59		58	
59		58	
59		58	
59		59	
60		59	
60		59	
61		59	

42	を	41	に、
43		42	
44		42	
45		43	
45		43	
46		44	
46		44	
47		45	
47		46	

48
48
49
50

47
48
49
50

54
54
55
55
56
56
57
57
57
58
58
58
59
59
59
60

を

53
54
54
54
54
55
55
55
56
56
56
57
57
58
58
59
59

に改め、別表第 5 の 2 の表中

1
1
1
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14

を

2
3
4
5
5
6
6
7
7
8
8
9
10
11
12
13
14

に、

15
16
17
17

15
16
17
17

26
26
26
26
27
27
27
27
28
28
28
28
29
29
30
31
32

を

25
26
26
26
26
26
26
27
27
27
27
27
27
27
28
28
28
28
28
28
28
28
29

に、

30
31
32
33
33
34
34
35
35
36

を

29
30
30
31
31
32
32
33
34
35

に、

38
38
39
39
40

37
38
38
38
39

40	を	39	に、
41		39	
41		40	
41		40	
42		40	
42		41	
42		41	
43		42	
43		42	
43		43	
44		43	

46	を	45	に改める。
46		46	
46		46	
47		46	
47		46	
47		47	
48		47	
48		47	
48		47	
49		48	
49		48	
49		48	
49		48	
49		49	
50		49	
50		49	
50		49	
50		50	
50		50	
51		50	
51		50	
51		51	
51		51	
51		51	
52		51	

別表第 7 中「第 8 条第 2 項」を「第 8 条第 4 項第 1 号」に改め、「(1 号給の者にあつては 5,953 円, 2 号給の者にあつては 5,994 円)」を削り、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 7 の 2 給料の調整基本額表 (第 8 条第 4 項第 2 号関係)

現業職給料表 (一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,800 円
2 級	6,100 円
3 級	6,700 円
4 級	7,300 円
5 級	8,200 円

付 則

- この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 5 の改正規定及び別表第 7 の改正規定（「(1 号給の者にあつては 5,953 円, 2 号給の者にあつては 5,994 円)」を削る部分に限る。)並びに付則第 2 項から第 4 項まで及び第 9 項の規定は、公布の日から施行する。
- この規則 (前項ただし書に規定する改正規定に限る。次項において同じ。)による改正後の茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則 (次項において「改正後の規則」という。)の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 令和 4 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日 (次項において「施行日」という。)の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、改正後の規則別表第 5 の規定による号給がこの規則による改正前の茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則 (以下この項において「改正前の規則」という。)別表第 5 の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則別表第 5 の規定にかかわらず、改正前の規則別表第 5 の規定による号給とする。
- 施行日から令和 5 年 3 月 31 日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例による。
- 暫定再任用職員 (地方公務員法の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 63 号。第 8 項において「令和 3 年改正法」という。)附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された技能労務職員をいう。以下同じ。)で地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この規則による改正後の茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則 (以下この項から第 8 項までにおいて「改正後の規則」という。)第 3 条第 1 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定を適用する。
- 暫定再任用職員で常時勤務を要する職を占めるもの (次項において「暫定再任用常時勤務職員」という。)は、改正後の規則第 3 条第 1 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに第 8 条第 4 項の規定を適用する。
- 暫定再任用常時勤務職員の給料月額を、当該暫定再任用常時勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の規則第 2 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、改正後の規則第 3 条第 2 項の規定により当該暫定再任用常時勤務職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 改正後の規則第 8 条第 1 項の規定により給料の調整を行う職を占める暫定再任用職員 (令和 3 年改正法附則第 4 条第 1 項及び第 6 条第 1 項の規定により採用された職員に限る。)である技能労務職員の給料の調整額の支給につ

いては、職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）の適用を受ける職員の例による。

9 前6項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

茨城県教育委員会規則第4号

博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関する規則を次のように定める。

令和5年3月30日

茨城県教育委員会教育長 森 作 宜 民

博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関する規則

博物館の登録に関する規則（昭和45年茨城県教育委員会規則第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「施行規則」という。）の規定に基づく博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（登録の申請）

第2条 法第12条第1項に規定する登録申請書は、様式第1号とする。

（登録の基準）

第3条 法第13条第1項第3号から第5号までに規定する都道府県の教育委員会の定める基準は、教育長が別に定める。

（登録の実施等）

第4条 法第14条第1項に規定する博物館登録原簿は、様式第2号とする。

（変更の届出）

第5条 法第15条第1項の規定による博物館の登録事項の変更の届出は、博物館登録事項変更届出書（様式第3号）によりしなければならない。

（教育委員会への定期報告）

第6条 法第16条の規定による定期報告は、博物館定期報告書（様式第4号）によりしなければならない。

2 前項の博物館定期報告書には、博物館の運営の状況に関する資料を添付しなければならない。

（廃止の届出）

第7条 法第20条第1項の規定による博物館の廃止の届出は、博物館廃止届（様式第5号）により、当該廃止の日から15日以内にしなければならない。

（指定の基準）

第8条 施行規則第24条第1項第2号から第4号までに規定する都道府県の教育委員会の定める基準は、教育長が別に定める。

（公告）

第9条 法第14条第2項、第15条第2項、第19条第3項、第20条第2項及び第31条第3項の規定による公表は、茨城県報に登載して行うものとする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条)

博物館登録申請書

年 月 日
茨城県教育委員会 殿
申請者
設置者の名称
設置者の住所
博物館の名称
博物館の所在地

様式第 2 号 (第 4 条)

博物館登録原簿

事 項	登 録	登録変更	登録変更	登録変更
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	第 号			
設置者の名称				
設置者の住所				
博物館の名称				
博物館の所在地				
備考				

様式第 3 号 (第 5 条)

博物館登録事項変更届出書

年 月 日
茨城県教育委員会 殿
届出者
変更年月日
変更の内容
変更の事由
その他参考となるべき事項

様式第 4 号 (第 6 条)

博物館定期報告書

年 月 日
茨城県教育委員会 殿
報告者
設置者の名称
設置者の住所
博物館の名称
博物館の所在地

様式第 5 号 (第 7 条)

博物館廃止届

年 月 日
茨城県教育委員会 殿
届出者
廃止年月日
廃止した事由
廃止後の財産処分
その参考となるべき事項

茨城県教育委員会規則第 5 号

茨城県看護専門学校を設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県教育委員会教育長 森 作 宜 民

茨城県看護専門学校を設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県看護専門学校を設置及び管理に関する条例施行規則（平成14年茨城県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 助産学科（第 5 条第 1 項）

教育内容	授業科目	単位数
基礎助産学	助産学概論	1
	人間の性と生殖	1
	周産期と乳幼児の生理	1
	周産期と乳幼児の病態	1
	母子の健康科学	1
	家族社会学	1
	ウィメンズヘルス	1
	小計	7
助産診断・技術学	妊娠期の助産診断・技術学	1
	分娩期の助産診断・技術学 I	2
	分娩期の助産診断・技術学 II	2
	産褥期の助産診断・技術学	1
	新生児期の助産診断・技術学	1
	ハイリスク妊産褥婦の助産診断・技術学	1
	緊急時の助産診断・技術学	1
	健康教育技法 I	1
	健康教育技法 II	1
	小計	11
地域母子保健	地域母子保健	2
	小計	2
助産管理	助産管理	2
	小計	2
助産学実習	助産診断・技術学基礎実習	1
	助産診断・技術学実習 I	3
	助産診断・技術学実習 II	3
	助産診断・技術学実習 III	3
	地域母子保健実習	1
	助産管理実習	1
	小計	12
合計		34

別表第 2 の 1 の表を次のように改める。

1 茨城県立中央看護専門学校

教育内容		授業科目	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	論理学	1
		情報リテラシー	1
	人間と生活・社会の理解	文学	1
		英語	1
		教育学	1
		心理学	1
		社会学	1
		医療と経済	1
		人間関係論	1
		ホスピタリティ論	1
		運動生理学	1
		倫理学	1
		芸術	1
		哲学	1
小計			14
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	1
		解剖生理学Ⅱ	1
		解剖生理学Ⅲ	1
		解剖生理学Ⅳ	1
		生化学	1
	疾病の成り立ちと回復の促進	病理学	1
		治療論	1
		疾病治療論Ⅰ	1
		疾病治療論Ⅱ	1
		疾病治療論Ⅲ	1
		疾病治療論Ⅳ	1
		疾病治療論Ⅴ	1
		疾病治療論Ⅵ	1
		疾病治療論Ⅶ	1
		臨床検査	1
		薬理学	1
		微生物学	1
		栄養学	1
	健康支援と社会保障制度	公衆衛生学	1
		社会保障と社会福祉	1
関係法規		1	

		総合保健医療論	1	
	小計		22	
専門分野	基礎看護学	看護学概論	1	
		看護における基本技術	1	
		日常生活援助技術Ⅰ	1	
		日常生活援助技術Ⅱ	1	
		日常生活援助技術Ⅲ	2	
		看護を展開する技術	1	
		ヘルスアセスメントⅠ	1	
		ヘルスアセスメントⅡ	1	
		診療に伴う看護技術Ⅰ	1	
		診療に伴う看護技術Ⅱ	1	
		臨床推論Ⅰ	1	
		臨床推論Ⅱ	1	
		地域・在宅看護論	地域・在宅看護論概論	2
			地域・在宅看護論援助論Ⅰ	1
	地域・在宅看護論援助論Ⅱ		1	
	地域・在宅看護論援助論Ⅲ		1	
	地域・在宅看護論援助論Ⅳ		1	
	成人・老年看護学	成人看護学概論	2	
		老年看護学概論	2	
		成人・老年看護学援助論Ⅰ	1	
		成人・老年看護学援助論Ⅱ	1	
		成人・老年看護学援助論Ⅲ	1	
		成人・老年看護学援助論Ⅳ	1	
		成人・老年看護学援助論Ⅴ	1	
		老年看護学援助論	1	
	小児看護学	小児看護学概論	2	
		小児看護学援助論Ⅰ	1	
		小児看護学援助論Ⅱ	1	
	母性看護学	母性看護学概論	2	
		母性看護学援助論Ⅰ	1	
		母性看護学援助論Ⅱ	1	
	精神看護学	精神看護学概論	2	
		精神看護学援助論Ⅰ	1	
精神看護学援助論Ⅱ		1		
看護の統合と実践	チーム医療論	1		
	臨床看護の実践	1		
	救急看護	1		

		災害看護・国際看護	1
		医療安全論	1
		看護マネジメント	1
		看護研究	1
	小計		48
	臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	2
		基礎看護学実習Ⅱ	2
		基礎看護学実習Ⅲ	3
		地域・在宅看護論実習Ⅰ	2
		地域・在宅看護論実習Ⅱ	2
		成人・老年看護学実習Ⅰ	2
		成人・老年看護学実習Ⅱ	2
		成人・老年看護学実習Ⅲ	2
		小児看護学実習	2
		母性看護学実習	2
		精神看護学実習	2
		統合実習	2
	小計		25
合計			109

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3 看護学科 (2 年課程) (第 5 条第 1 項)

教育内容		授業科目	単位数
基礎分野	科学的思考の基礎	論理的思考	1
		情報リテラシー	1
		看護情報科学	1
		看護と科学	1
	人間と生活・社会の理解	社会学	1
		看護に生かす教育学	1
		心理学	1
		倫理学	1
		人間関係論	1
		英語	1
	小計		10
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	1
		解剖生理学Ⅱ	1
		生化学	1
	疾病の成り立ちと回復の促進	治療法概説	1
		疾病治療論Ⅰ	1
		疾病治療論Ⅱ	1

		疾病治療論Ⅲ	1
		微生物学	1
		看護栄養学	1
		薬理学	1
	健康支援と社会保障制度	社会福祉	1
		保健医療論	1
		関係法規	1
		公衆衛生学	1
	小計		14
	専門分野	基礎看護学	基礎看護学概論
看護共通基本技術Ⅰ			1
看護共通基本技術Ⅱ			1
看護共通基本技術Ⅲ			1
看護共通基本技術Ⅳ			1
日常生活援助技術Ⅰ			1
日常生活援助技術Ⅱ			1
診療の補助技術			1
健康状態別看護技術			1
地域・在宅看護論		地域・在宅看護論概論	1
		地域・在宅看護論方法論Ⅰ	1
		地域・在宅看護論方法論Ⅱ	1
		地域・在宅看護論方法論Ⅲ	1
		地域・在宅看護論方法論Ⅳ	1
成人看護学		成人看護学概論	1
		成人看護学方法論Ⅰ	1
		成人看護学方法論Ⅱ	1
老年看護学		老年看護学概論	1
		老年看護学方法論Ⅰ	1
		老年看護学方法論Ⅱ	1
小児看護学		小児看護学概論	1
		小児看護学方法論Ⅰ	1
		小児看護学方法論Ⅱ	1
母性看護学		母性看護学概論	1
		母性看護学方法論Ⅰ	1
		母性看護学方法論Ⅱ	1
精神看護学		精神看護学概論	1
		精神看護学方法論Ⅰ	1
		精神看護学方法論Ⅱ	1
看護の統合と実践		領域別看護過程Ⅰ	1

		領域別看護過程Ⅱ	1
		看護研究	1
		災害看護と国際看護	1
		看護管理	1
		統合技術	1
		臨床実践	1
	臨地実習	基礎看護学実習	2
		地域・在宅看護論実習Ⅰ	1
		地域・在宅看護論実習Ⅱ	1
		成人看護学実習	2
		老年看護学実習	2
		小児看護学実習Ⅰ	1
		小児看護学実習Ⅱ	1
		母性看護学実習	2
		精神看護学実習	2
看護の統合と実践演習	2		
小計	52		
合計	76		

別表第4中「3,015時間」を「3,010時間」に、「2,190時間」を「2,050時間」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、改正後の規定は、令和5年度以降に入学する者について適用し、令和4年度以前の入学生については、なお従前の例による。

~~~~~  
( 公 安 委 員 会 )

茨城県公安委員会規則第6号

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月30日

茨城県公安委員会委員長 寺 門 一 義

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

茨城県道路交通法施行細則（昭和53年茨城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条の3第1項第2号中「歩行者専用」を「歩行者等専用」に改める。

別表第1中

|                                                       |                           |   |
|-------------------------------------------------------|---------------------------|---|
| 第7条第4項の規定による緊急自動車届出<br>確認証又は道路維持作業用自動車届出確認<br>証の返納の届出 | 自動車の使用の本拠の位置を管轄する<br>警察署長 | を |
|-------------------------------------------------------|---------------------------|---|



|                                                           |                                   |
|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 第 7 条第 4 項の規定による緊急自動車届出<br>確認証又は道路維持作業用自動車届出確認<br>証の返納の届出 | 自動車の使用の本拠の位置を管轄する<br>警察署長         |
| 法第 15 条の 3 第 1 項の規定による遠隔操作<br>型小型車の遠隔操作による通行の届出           | 遠隔操作型小型車を通行させようとす<br>る場所を管轄する警察署長 |

に、

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 法第 75 条第 10 項の規定による標章の除去の<br>申請 |  |
|---------------------------------|--|

を

|                                              |  |
|----------------------------------------------|--|
| 法第 75 条第 10 項の規定による標章の除去の<br>申請              |  |
| 法第 75 条の 12 第 1 項の規定による特定自動<br>運行の許可の申請      |  |
| 法第 75 条の 16 第 1 項の規定による特定自動<br>運行計画の変更の許可の申請 |  |

に改める。

様式第 26 号裏面中「第 119 条の 2 の 2 第 2 項の規定により」を「第 119 条の 2 の 4 第 2 項の罪を犯して」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 告 示

### 茨城県告示第 383 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 35 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第 88 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、告示する。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

| 氏名又は名称   | 代表者の氏名          | 住所               | 認定年月日           | 備考      |
|----------|-----------------|------------------|-----------------|---------|
| カンプロ株式会社 | 代表取締役 秋葉 良<br>孝 | 茨城県水戸市吉沢町<br>567 | 令和 5 年 3 月 16 日 | 第 2 号認定 |

### 茨城県告示第 384 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号      | 事業所の名称          | 事業所の所在地                 | 事業者の名称       | 主たる事務所の所在地              | 指 定<br>年月日        | サービ<br>スの 種 類 |
|------------|-----------------|-------------------------|--------------|-------------------------|-------------------|---------------|
| 0810300962 | サントカミエール障害福祉事業所 | 茨城県土浦市板谷 2 丁目 3322 番地 2 | サントカミエール合同会社 | 東京都練馬区関町 東一丁目 21 番 18 号 | 令和 5 年<br>4 月 1 日 | 短期入所          |

## 茨城県告示第385号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号      | 事業所の名称    | 事業所の所在地           | 事業者の名称           | 主たる事務所の所在地           | 指 定<br>年月日        | サービ<br>スの 種 類 |
|------------|-----------|-------------------|------------------|----------------------|-------------------|---------------|
| 0810700344 | オープンハート結城 | 茨城県結城市大字 結城785番 3 | トチオメディカルサービス合同会社 | 茨城県結城市大字 結城10745番地24 | 令和 5 年<br>4 月 1 日 | 短期入所          |

## 茨城県告示第386号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号      | 事業所の名称           | 事業所の所在地          | 事業者の名称           | 主たる事務所の所在地         | 指定更新<br>年月日       | サービ<br>スの 種 類 |
|------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|-------------------|---------------|
| 0811600279 | NPO介護支援センター コスモス | 茨城県笠間市湯崎 1048-13 | 特定非営利活動法人NPOこすもす | 茨城県笠間市湯崎 1048-13番地 | 令和 5 年<br>1 月 1 日 | 居宅介護          |

## 茨城県告示第387号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号      | 事業所の名称         | 事業所の所在地          | 事業者の名称         | 主たる事務所の所在地       | 指定更新<br>年月日       | サービ<br>スの 種 類  |
|------------|----------------|------------------|----------------|------------------|-------------------|----------------|
| 0812700391 | 有限会社コスモス介護サービス | 茨城県筑西市宮後 504番地 1 | 有限会社コスモス介護サービス | 茨城県筑西市宮後 504番地 1 | 令和 5 年<br>1 月 1 日 | 居宅介護<br>重度訪問介護 |

## 茨城県告示第388号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号      | 事業所の名称          | 事業所の所在地            | 事業者の名称          | 主たる事務所の所在地             | 指定更新年月日      | サービスの種類 |
|------------|-----------------|--------------------|-----------------|------------------------|--------------|---------|
| 0812900660 | ショートステイ<br>ハミング | 茨城県神栖市須田<br>3419番2 | 社会福祉法人し<br>あわせ会 | 茨城県神栖市矢田<br>部12642番地12 | 令和5年<br>4月1日 | 短期入所    |
| 0822900650 | グループホーム<br>ハミング |                    |                 |                        |              | 共同生活援助  |

## 茨城県告示第389号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号      | 事業所の名称 | 事業所の所在地          | 事業者の名称          | 主たる事務所の所在地          | 指定更新年月日      | サービスの種類 |
|------------|--------|------------------|-----------------|---------------------|--------------|---------|
| 0821800307 | ユタカホーム | 茨城県坂東市沓掛<br>5178 | 社会福祉法人<br>修倫福祉会 | 茨城県坂東市神田<br>山2208番地 | 令和5年<br>4月1日 | 共同生活援助  |

## 茨城県告示第390号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号      | 事業所の名称   | 事業所の所在地              | 事業者の名称  | 主たる事務所の所在地           | 指定更新年月日      | サービスの種類 |
|------------|----------|----------------------|---------|----------------------|--------------|---------|
| 0821900263 | HIDAMARI | 茨城県牛久市南四<br>丁目22番地25 | 株式会社 創想 | 茨城県牛久市南四<br>丁目22番地25 | 令和5年<br>4月1日 | 共同生活援助  |

## 茨城県告示第391号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号      | 事業所の名称             | 事業所の所在地               | 事業者の名称            | 主たる事務所の所在地             | 指定更新年月日      | サービスの種類 |
|------------|--------------------|-----------------------|-------------------|------------------------|--------------|---------|
| 0821900511 | ハイライフサポ<br>ート牛久ホーム | 茨城県牛久市下根<br>町1322-351 | 株式会社ハイラ<br>イフサポート | 茨城県牛久市上柏<br>田四丁目55番地21 | 令和5年<br>4月1日 | 共同生活援助  |

## 茨城県告示第392号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号      | 事業所の名称          | 事業所の所在地            | 事業者の名称          | 主たる事務所の所在地                   | 指定更新年月日      | サービスの種類 |
|------------|-----------------|--------------------|-----------------|------------------------------|--------------|---------|
| 0822900643 | グループホーム<br>けいあい | 茨城県神栖市知手<br>3659番地 | 社会福祉法人神<br>栖啓愛園 | 茨城県神栖市知手<br>字柳堀新開3653番<br>地1 | 令和5年<br>4月1日 | 共同生活援助  |

## 茨城県告示第393号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号      | 事業所の名称            | 事業所の所在地            | 事業者の名称         | 主たる事務所の所在地           | 指定更新年月日      | サービスの種類 |
|------------|-------------------|--------------------|----------------|----------------------|--------------|---------|
| 0827300021 | グループホーム<br>ボランペの家 | 茨城県つくばみらい市板橋2147-4 | 社会福祉法人<br>ゆっくら | 茨城県龍ヶ崎市市<br>古城3204番地 | 令和5年<br>4月1日 | 共同生活援助  |

## 茨城県告示第394号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和5年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号      | 事業所の名称               | 事業所の所在地             | 事業者の名称               | サービスの種類 | 廃止年月日          |
|------------|----------------------|---------------------|----------------------|---------|----------------|
| 0811600279 | NPO介護支援セン<br>ター コスモス | 茨城県笠間市湯崎<br>1048-13 | 特定非営利活動法人N<br>POこすもす | 重度訪問介護  | 令和4年<br>12月31日 |

## 茨城県告示第395号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第2項の規定に基づき、令和5年度において各児童相談所に置く児童福祉司の数を次のように定め、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 中央児童相談所 33人
- 2 日立児童相談所 11人
- 3 鉾田児童相談所 13人
- 4 土浦児童相談所 43人

5 筑西児童相談所 28人



**茨城県告示第396号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第7項の規定に基づき、各児童相談所に置く同条第5項の指導及び教育を行う児童福祉司の数を次のように定め、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 中央児童相談所 6人
- 2 日立児童相談所 2人
- 3 鉾田児童相談所 2人
- 4 土浦児童相談所 7人
- 5 筑西児童相談所 5人



**茨城県告示第397号**

茨城県立職業能力開発校規則（昭和54年茨城県規則第10号）第2条第2項の規定により、令和5年度の普通職業訓練短期課程（障害者訓練）に係る訓練科、訓練生の定員及び訓練期間等を次のとおり定める。

令和5年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

普通職業訓練短期課程

| 学院名                       | 訓練の種類<br>訓練課程 | 普通職業訓練 |      |       |     |
|---------------------------|---------------|--------|------|-------|-----|
|                           |               | 短期課程   |      |       |     |
| 区 分                       | 訓練科名          | 定員     | 訓練期間 | 訓練開始月 |     |
| 茨城県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院 | 施設内訓練         | 総合実務科  | 10人  | 6箇月   | 4月  |
|                           |               |        | 10人  | 6箇月   | 10月 |

\* 訓練対象者

総合実務科の訓練対象者は、公共職業安定所での職業相談等を通じて受講が必要であると認められ、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者とする。



**茨城県告示第398号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による令和4年度臨時種畜検査に合格し、種畜証明書の交付を受けた種畜は次のとおりであるので、同法第8条第2項の規定により告示する。

令和5年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

<種畜検査名簿>

| 種畜証明書<br>番号 | 名 前                       | 品 種          | 生年月日               | 飼養者 |                    |
|-------------|---------------------------|--------------|--------------------|-----|--------------------|
|             |                           |              |                    | 住 所 | 氏 名                |
| 32208990004 | シムコ ダブル イバボク<br>22 1 6701 | 大ヨークシャー<br>種 | 令和 4 年<br>8 月 28 日 | 筑西市 | 独立行政法人家畜改良センター茨城牧場 |
| 32208990005 | シムコ ダブル イバボク<br>22 1 6704 | 大ヨークシャー<br>種 | 令和 4 年<br>8 月 28 日 | 筑西市 | 独立行政法人家畜改良センター茨城牧場 |
| 32208990006 | シムコ ダブル イバボク<br>22 1 6705 | 大ヨークシャー<br>種 | 令和 4 年<br>9 月 5 日  | 筑西市 | 独立行政法人家畜改良センター茨城牧場 |
| 32208990007 | シムコ ダブル イバボク<br>22 1 6706 | 大ヨークシャー<br>種 | 令和 4 年<br>9 月 13 日 | 筑西市 | 独立行政法人家畜改良センター茨城牧場 |
| 32208990008 | シムコ ダブル イバボク<br>22 1 6709 | 大ヨークシャー<br>種 | 令和 4 年<br>9 月 27 日 | 筑西市 | 独立行政法人家畜改良センター茨城牧場 |

### 茨城県告示第399号

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第6号）第5条第1項の規定に基づき、次の者を木材業者等として登録を行った。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和 彦

#### 1 木材業者登録

| 登録<br>番号 | 登 録<br>年月日   | 住 所<br>(所 在 地)    | 氏 名<br>(代表者氏名) | 商 号<br>(名 称)      | 営業所又は工場 |       | 業種               | 備考 |
|----------|--------------|-------------------|----------------|-------------------|---------|-------|------------------|----|
|          |              |                   |                |                   | 所 在 地   | 名 称   |                  |    |
| 4063     | R 5 . 3 . 17 | 土浦市小松 3 - 24 - 16 | 坂本 好郎          | 日東エンジニアリング<br>(株) | 住所と同じ   | 商号と同じ | 素材生産業・<br>チップ製造業 |    |

### 茨城県告示第400号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和 彦

#### 1 受託者

水戸市笠原町1590番地 1

株式会社暁恒産

#### 2 歳入又は地方税の種別

歳入

#### 3 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

#### 4 委託事務の内容

茨城県漁港管理条例（昭和34年茨城県条例第24号）第14条別表第1に規定する利用料の徴収事務（那珂湊漁港駐車場に係るものに限る。）

#### 5 徴収又は収納の方法

現金領収

茨城県告示第401号

守谷市大野土地改良区から令和 4 年 8 月 22 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により令和 5 年 3 月 20 日認可した。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第402号

大洗町土地改良区から令和 4 年 10 月 21 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により令和 5 年 3 月 20 日認可した。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第403号

千波湖土地改良区から令和 5 年 1 月 18 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により令和 5 年 3 月 20 日認可した。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第404号

吉田用水土地改良区から令和 5 年 1 月 13 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により令和 5 年 3 月 22 日認可した。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第405号

一の谷沼土地改良区から令和 4 年 4 月 15 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により令和 5 年 3 月 24 日認可した。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和 5 年 3 月 30 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 125号
- 3 道路の区域

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長       | 摘 要  |
|--------------------------------------|------|----------------------|-----------|------|
| 土浦市中1604番 1 地先から<br>土浦市立田町 3 番35地先まで | 旧    | メートル<br>最大 —<br>最小 — | メートル<br>— |      |
|                                      | 新    | 最大 37.3<br>最小 8.5    | 3,837     | 区域追加 |

#### 茨城県告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和5年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月30日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大洗友部線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                          | 旧新の別 | 敷地の幅員                      | 延 長           | 摘 要  |
|--------------------------------------------------------------|------|----------------------------|---------------|------|
| 東茨城郡茨城町大字越安字宮前1737番地先<br>から<br>東茨城郡茨城町大字蕎麦原字東242番 1 地<br>先まで | 旧    | メートル<br>最大 40.3<br>最小 10.8 | メートル<br>1,101 |      |
|                                                              | 新    | 最大 82.6<br>最小 10.8         | 1,101         | 区域追加 |

#### 茨城県告示第408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和5年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月30日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 取手つくば線
- 3 道路の区域



| 区 間                          | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長           | 摘 要           |
|------------------------------|------|------------------------|---------------|---------------|
| つくばみらい市福原字福原230番 8 から        | 旧    | (A) 最大 40.0<br>最小 5.6  | メートル<br>3,793 |               |
|                              |      | (B) 最大 46.6<br>最小 17.7 | 3,378         |               |
| つくばみらい市板橋字原新田2844番36地先<br>まで | 新    | (A) 最大 43.7<br>最小 5.6  | 4,112         | 旧道移管、区域<br>追加 |
|                              |      | (B) 最大 46.6<br>最小 17.7 | 3,378         |               |

茨城県告示第409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和5年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 筑西三和線
- 3 道路の区域

| 区 間                                              | 旧新の別  | 敷地の幅員                  | 延 長           | 摘 要              |
|--------------------------------------------------|-------|------------------------|---------------|------------------|
| 結城市大字山王字芋保1292番地先から<br>結城市大字今宿字並木1283番 5 地先まで    | 旧     | (A) 最大 23.9<br>最小 8.8  | メートル<br>2,300 |                  |
|                                                  |       | (B) 最大 105.6<br>最小 5.0 | 3,599         |                  |
| 結城市大字山王字吾妻561番 1 地先から<br>結城市大字今宿字荒屋敷1313番 1 地先まで | 新 (B) | 最大 105.6<br>最小 5.0     | 3,599         | 区域除外（一部<br>旧道移管） |

茨城県告示第410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和5年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦竜ヶ崎線
- 3 道路の区域

| 区 間                                           | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延 長         | 摘 要           |
|-----------------------------------------------|------|----------|-------------|---------------|
| 土浦市中央二丁目 3 番 61 地先から<br>土浦市小松三丁目 517 番 1 地先まで | 旧    | メートル     | メートル        |               |
|                                               |      | 最大<br>最小 | —<br>—      |               |
|                                               | 新    | 最大<br>最小 | 42.2<br>7.7 | 2,162<br>区域追加 |

## 茨城県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和5年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高岡藤代線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                | 旧新の別 | 敷地の幅員        | 延 長          | 摘 要                |
|----------------------------------------------------|------|--------------|--------------|--------------------|
| つくばみらい市板橋字原新田2844番36地先から<br>つくばみらい市福原字福原230番8まで    | 旧    | (A) 最大<br>最小 | 40.0<br>5.6  | 3,793              |
|                                                    |      | (B) 最大<br>最小 | 47.5<br>25.2 | 2,796              |
| つくばみらい市板橋字原新田2844番36地先から<br>つくばみらい市南太田字猪ノ尻1154番3まで | 新    | (A) 最大<br>最小 | 43.7<br>5.6  | 4,112              |
|                                                    |      | (B) 最大<br>最小 | 47.5<br>25.2 | 2,796<br>区域除外、区域追加 |

## 茨城県告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和5年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 大洗友部線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡茨城町大字越安字矢中1849番地先から  
東茨城郡茨城町大字蕎麦原字東242番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和5年4月1日

## 茨城県告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和5年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 高萩埜線
- 2 供用開始の区間 北茨城市中郷町栗野字水押1361番地先から  
北茨城市中郷町栗野字ツバメ田1345番地先まで
- 3 供用開始の期日 令和 5 年 4 月 1 日

茨城県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、令和 5 年 3 月 30 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 上吉影岩間線
- 2 供用開始の区間 石岡市石岡15977番地先から  
石岡市石岡16028番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 令和 5 年 3 月 30 日

茨城県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、令和 5 年 3 月 30 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 高萩友部線
- 2 供用開始の区間 日立市十王町伊師本郷字川向3896番 5 地先から  
日立市十王町伊師本郷字向井町887番 4 地先まで
- 3 供用開始の期日 令和 5 年 3 月 30 日

茨城県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、令和 5 年 3 月 30 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 里見南中郷停車場線
- 2 供用開始の区間 北茨城市中郷町栗野字ツバメ田1342番 1 地先から  
北茨城市中郷町栗野字水押1367番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 令和 5 年 4 月 1 日

**茨城県告示第417号**

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占有を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和5年3月30日から2週間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

| 道路の種類 | 路線名   | 占有を制限する区域                       |
|-------|-------|---------------------------------|
| 県道    | 大洗友部線 | 鉾田市箕輪7番1地先から<br>鉾田市箕輪2169番1地先まで |

## 2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

## 3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占有の制限の開始の期日

令和5年3月31日

**茨城県告示第418号**

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占有を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和5年3月30日から2週間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

| 道路の種類 | 路線名  | 占有を制限する区域                                        |
|-------|------|--------------------------------------------------|
| 県道    | 高萩塙線 | 北茨城市中郷町栗野字水押1361番地先から<br>北茨城市中郷町栗野字ツバメ田1345番地先まで |

## 2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

## 3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占有の制限の開始の期日

令和5年4月1日

## 茨城県告示第419号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を変更することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和5年3月30日から2週間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 道路の種類 県道
- 路線名 里見南中郷停車場線
- 占用を制限する区域

| 区 間                      | 旧新の別 | 敷地の幅員    |              | 延 長  | 摘 要  |
|--------------------------|------|----------|--------------|------|------|
|                          |      | メートル     |              | メートル |      |
| 北茨城市中郷町栗野字ツバメ田1342番1地先から | 旧    | 最大<br>最小 | 9.7<br>6.5   | 80   |      |
| 北茨城市中郷町栗野水押426番1地先まで     | 新    | 最大<br>最小 | 21.0<br>13.2 | 80   | 現道拡幅 |

- 4 占用の制限の開始の期日 令和5年4月1日

## 茨城県告示第420号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき指定した、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、次の箇所の指定を解除する。

なお、その関係図書は、ひたちなか市についてはひたちなか市役所河川課及び常陸大宮土木事務所河川整備課に、かすみがうら市についてはかすみがうら市役所危機管理課及び茨城県土浦土木事務所に、石岡市については石岡市防災危機管理課及び茨城県土浦土木事務所において縦覧に供する。

令和5年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 土砂災害警戒区域

| 市町村名    | 指定を解除する箇所の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 告示番号                   | 土砂災害警戒区域の表示       |
|---------|--------------|---------------------|------------------------|-------------------|
| ひたちなか市  | 富士の上         | 急傾斜地の崩壊             | 平成24年<br>茨城県告示<br>第92号 | 次の図のとおり<br>(図面省略) |
| かすみがうら市 | 牛渡-2         | 急傾斜地の崩壊             | 令和5年<br>茨城県告示<br>第10号  |                   |
|         | 牛渡-3         | 急傾斜地の崩壊             |                        |                   |
| 石岡市     | 大增           | 地滑り                 | 令和5年<br>茨城県告示<br>第225号 |                   |

- 2 土砂災害特別警戒区域

| 市町村名    | 指定を解除する箇所の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 告示番号           | 土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|---------|--------------|---------------------|----------------|------------------------------------------------|
| ひたちなか市  | 富士の上         | 急傾斜地の崩壊             | 平成24年茨城県告示第92号 | 次の図のとおり<br>(図面省略)                              |
| かすみがうら市 | 牛渡-2         | 急傾斜地の崩壊             | 令和5年茨城県告示第10号  |                                                |
|         | 牛渡-3         | 急傾斜地の崩壊             |                |                                                |

### 茨城県告示第421号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、ひたちなか市についてはひたちなか市役所河川課及び常陸大宮土木事務所に、桜川市については桜川市防災課及び筑西土木事務所に、大子町については大子町役場総務課及び常陸大宮土木事務所大子工務所に、常陸太田市については常陸太田市役所防災対策課及び常陸太田工事事務所に、かすみがうら市についてはかすみがうら市役所危機管理課及び茨城県土浦土木事務所に、石岡市については石岡市防災危機管理課及び茨城県土浦土木事務所において縦覧に供する。

令和5年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

#### 1 土砂災害警戒区域

| 市町村名   | 箇所の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害警戒区域の表示       |
|--------|-------|---------------------|-------------------|
| ひたちなか市 | 富士の上  | 急傾斜地の崩壊             | 次の図のとおり<br>(図面省略) |
| 桜川市    | 梅ヶ内奥  | 地滑り                 |                   |
|        | 前根    | 地滑り                 |                   |
|        | 富谷    | 地滑り                 |                   |
|        | 椎ノ尾   | 地滑り                 |                   |
| 大子町    | 上蛇穴   | 地滑り                 |                   |
|        | 碓石中   | 地滑り                 |                   |
|        | 下駄作   | 地滑り                 |                   |
|        | 萱間沢   | 地滑り                 |                   |
|        | 貝名沢   | 地滑り                 |                   |
|        | 赤岡    | 地滑り                 |                   |
|        | 前冥賀   | 地滑り                 |                   |
|        | 寄藤    | 地滑り                 |                   |
|        | 矢田    | 地滑り                 |                   |
|        | 槐沢    | 地滑り                 |                   |
|        | 鏡沢    | 地滑り                 |                   |
| 塩ノ久保北  | 地滑り   |                     |                   |
| 下熊久保   | 地滑り   |                     |                   |

|         |       |         |
|---------|-------|---------|
|         | 立神    | 地滑り     |
|         | 定本    | 地滑り     |
|         | 棒目木   | 地滑り     |
|         | 湯沢    | 地滑り     |
|         | 入湯沢   | 地滑り     |
|         | 佐中    | 地滑り     |
|         | 道辺    | 地滑り     |
|         | 四道    | 地滑り     |
|         | 橋本    | 地滑り     |
| 常陸太田市   | 浅畑    | 地滑り     |
|         | 増井    | 地滑り     |
|         | 包石    | 地滑り     |
|         | 岩部    | 地滑り     |
|         | 原沢    | 地滑り     |
|         | 湯草    | 地滑り     |
|         | 赤岩    | 地滑り     |
|         | 若ノ草   | 地滑り     |
|         | 割石    | 地滑り     |
|         | 元内    | 地滑り     |
|         | 里見牧場西 | 地滑り     |
|         | 西河内下町 | 地滑り     |
|         | 大藪    | 地滑り     |
|         | 深久保   | 地滑り     |
|         | 田代    | 地滑り     |
|         | 釜ヶ入   | 地滑り     |
| 国ヶ草     | 地滑り   |         |
| 細田西     | 地滑り   |         |
| かすみがうら市 | 柳梅-2  | 急傾斜地の崩壊 |
|         | 柳梅-3  | 急傾斜地の崩壊 |
| 石岡市     | 大増 2  | 地滑り     |

## 2 土砂災害特別警戒区域

| 市町村名    | 箇所の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|---------|-------|---------------------|------------------------------------------------|
| ひたちなか市  | 富士の上  | 急傾斜地の崩壊             | 次の図のとおり<br>(図面省略)                              |
| かすみがうら市 | 柳梅-2  | 急傾斜地の崩壊             |                                                |
|         | 柳梅-3  | 急傾斜地の崩壊             |                                                |



## 茨城県告示第422号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 施行者の名称  
鹿嶋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
鹿島臨海都市計画下水道事業 鹿嶋市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和51年3月15日から  
令和12年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

## 茨城県告示第423号

茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成14年3月27日茨城県条例第26号）第4条第4項及び第6条第2項において準用する第4条第4項の規定により、次のとおり指定区域を告示する。

なお、その関係図書は、五霞町、茨城県土木部都市局建築指導課及び県西県民センター建築指導課において保管し、公衆の閲覧に供する。

令和5年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

| 指定される区域の名称<br>(番号)    | 土地の区域                                                                                                                                             | 既存集落の<br>区分 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 五霞町元栗橋地区<br>(11-1)    | 五霞町大字元栗橋<br>字切通、字戸張、字長命、字田端、字上宿及び字下宿の各全部<br>字古樋、字篠崎、字上舟戸、字城山、字内並木、字八島低、字八島、字観音下、字池成、字仲町、字押出、字宇継内、字大門、字二重堤、字浮戸、字真福寺、字洲崎、字大境、字香取下、字粒尻、字丸池台及び字仲沖の各一部 | 第3種集落       |
| 五霞町土与部地区<br>(11-2)    | 五霞町大字元栗橋<br>字菖蒲原の全部<br>字土与部、字元割及び字土与部堤外の各一部                                                                                                       | 第1種集落       |
| 五霞町小福田・江川地区<br>(11-3) | 五霞町大字小福田<br>字江川境、字土塔前及び字土塔の各全部<br>字大山、字八幡西、字堤下、字西谷及び字土塔下の各一部<br>五霞町大字江川<br>字橋向、字土塔及び字学校下の各一部<br>五霞町大字新幸谷<br>字向戸の一部                                | 第1種集落       |



|                                                    |                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |         |
|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 五霞町冬木・元栗橋・幸主地区<br>(11-4)                           | 五霞町大字冬木<br>五霞町大字元栗橋<br>五霞町大字幸主                                                 | 字台耕地、字新田、字六軒、字天久保、<br>字相郷、字かち内、字下分及び字殿ノ内の<br>各一部<br>字浮戸、字大境及び字真福寺の各一部<br>字宮、字力新田及び字宮脇の各一部                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 第 3 種集落 |
| 五霞町幸主 1 地区<br>(11-5)                               | 五霞町大字幸主<br>五霞町大字冬木                                                             | 字力新田、字宮、字幸館及び字本田の各一<br>部<br>字下分の一部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 第 3 種集落 |
| 五霞町幸主 2 地区<br>(11-6)                               | 五霞町大字幸主                                                                        | 字本田及び字川原の各一部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 第 3 種集落 |
| 五霞町江川地区<br>(11-7)                                  | 五霞町大字江川                                                                        | 字堀口、字中坪、字南、字前川、字沖ノ内<br>四及び字天神前の各全部<br>字山王浦、字八坂前、字元屋敷、字沖ノ谷、<br>字天神下、字下手及び字沖ノ内の各一部                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 第 1 種集落 |
| 五霞町川妻地区<br>(12-1)                                  | 五霞町大字川妻<br>五霞町大字小手指                                                            | 字墓化、字暮化及び字宿南の各全部<br>字川岸前、字外西裏、字石塚、字西裏、<br>字稲荷裏、字三伝内、字宿北、字宿東、<br>字沼ノ台、字前悪戸、字大崎、字堤外、<br>字岩穴、字岩屋堂、字薬師下、字寺山、<br>字外根元原、字松山及び字宿の各一部<br>字下谷の一部                                                                                                                                                                                                                                                | 第 1 種集落 |
| 五霞町小手指・両新田・新幸谷・<br>堀之内・元栗橋・小福田・大福田<br>地区<br>(12-2) | 五霞町大字小手指<br>五霞町大字元栗橋<br>五霞町大字新幸谷<br>五霞町大字小福田<br>五霞町大字前林<br>五霞町大字釈迦<br>五霞町大字大福田 | 字一番縄及び字四番縄の各全部<br>字上原、字元宿、字上宿、字土飛田、字下<br>宿、字稲荷原、字稲荷島、字三番縄、字猪<br>塚、字貝塚、字中原、字大崎、字堀の内、<br>字川田内、字下谷及び字台の各一部<br>字橋向、字河田前、字向戸及び字幸谷前の<br>各全部<br>字八島低及び字坂間の各一部<br>字西原、字三畝並及び字土塔の各全部<br>字大六塚、字石畑、字中耕地、字天沼、<br>字中新田、字下耕地、字辻屋及び字向戸の<br>各一部<br>字東新田、字原ノ山及び字原ノ前の各全部<br>字北耕地、字福田、字西新田、字西中村、<br>字東中村、字上ノ前、字大山、字西谷、<br>字稲荷原及び字向原の各一部<br>字榎戸及び字釈迦内の各一部<br>字釈迦新田、字元蔵脇、字庚申前<br>及び字地蔵前の各一部<br>字榎戸及び字猫実の各一部 | 第 6 種集落 |
| 五霞町大福田・小福田・山王山・<br>山王地区<br>(12-3)                  | 五霞町大字大福田<br>五霞町大字小福田<br>五霞町大字山王山<br>五霞町大字山王                                    | 字天神前及び字鍋内の各全部<br>字御越、字屋敷添、字元権現、字原山<br>及び字西裏の各一部<br>字西下、字西上手、字東上手、字東下、<br>字上手、字天王及び字丸山の各全部<br>字八幡東、字大道、字同所新田、字八幡西、<br>字山王境、字堤下及び字前原の各一部<br>字六メ内の全部<br>字西新畑、字新田、字旧境内、字東新畑、<br>字西側及び字前原の各一部<br>字弁財天及び字樋ノ台の各全部<br>字田向、字田中越、字勘座下、字中坪<br>及び字堀切の各一部                                                                                                                                           | 第 6 種集落 |

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会告示第 3 号

昭和 46 年 8 月 9 日茨城県教育委員会告示第 12 号で告示した博物館に相当する施設の指定基準は、令和 5 年 3 月 31 日限り廃止する。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県教育委員会教育長 森 作 宜 民

(選挙管理委員会)

## 茨城県選挙管理委員会告示第 9 号

公職選挙法施行令 (昭和 25 年政令第 89 号) 第 55 条第 2 項及び同条第 4 項第 2 号の規定による施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定を次のとおり行った。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

## 1 不在者投票のできる施設の指定

| 区 分   | 名 称                               | 所 在 地               |
|-------|-----------------------------------|---------------------|
| 老人ホーム | 社会福祉法人 清常会<br>特別養護老人ホーム ゆりの里      | 石岡市東石岡三丁目 17 番 38 号 |
| 老人ホーム | 社会福祉法人 清常会<br>軽費老人ホーム ケアハウス アメニティ | 石岡市東大橋 2757 番地      |
| 老人ホーム | 社会福祉法人 清常会<br>特別養護老人ホーム けやき園      | 東茨城郡茨城町下座 755 番地    |
| 老人ホーム | 社会福祉法人 正和会<br>特別養護老人ホーム 成華園サテライト  | 日立市久慈町 3-18-11      |

## 2 指定年月日 令和 5 年 3 月 23 日

(監 査 委 員)

## 茨城県監査委員告示第 2 号

茨城県個人情報の保護に関する法律等施行規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県代表監査委員 澤 田 勝

茨城県個人情報の保護に関する法律等施行規程

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程 (平成 17 年 5 月 30 日茨城県監査委員告示第 1 号) の全部を改正する。

個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。) 及び茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例 (平成 17 年茨城県条例第 1 号。以下「条例」という。) に基づき、同法及び同条例の施行に関し監査委員が定める権限を有する事項については、茨城県個人情報の保護に関する法律等施行細則 (令和 5 年茨城県規則第 16 号) に定める例によるものとする。

付 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 茨城県監査委員告示第 3 号

茨城県監査委員事務局処務規程 (昭和 47 年茨城県監査委員告示第 1 号) の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県代表監査委員 澤 田 勝

第 3 条中第 13 号を第 14 号とし、第 12 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 内部統制評価報告書審査に関すること。

第 8 条第 3 項第 6 号中「第 19 条」を「第 20 条」に改め、「第 20 条の規定による」を削る。

第 8 条第 3 項第 8 号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第 8 条第 4 項中「茨城県個人情報の保護に関する」の次に「法律施行」を加える。

第 8 条第 4 項第 1 号中「第 11 条」を「第 3 条」に、「個人情報保有事務登録簿」を「条例個人情報ファイル簿」に改め、「作成」の次に「及び公表」を加える。

第 8 条第 4 項第 4 号中「第 19 条」を「第 4 条」に、「第 20 条、第 31 条第 2 項、第 32 条、第 39 条第 2 項及び第 40 条」を「及び第 5 条」に改める。

第 8 条第 4 項第 13 号中「第 44 条」を「第 7 条」に改める。

第 8 条第 4 項第 15 号中「第 52 条」を「第 12 条」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第 8 条第 4 項中第 2 号、第 3 号、第 5 号から第 12 号及び第 14 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 13 号を第 3 号とし、第 15 号を第 4 号とする。

第 8 条中第 3 項を第 4 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

### 3 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に関する次の事項

- (1) 第 75 条第 1 項の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表
  - (2) 第 77 条第 1 項の規定により提出された開示請求書の受理
  - (3) 第 82 条の規定による開示又は不開示の決定及びその通知
  - (4) 第 85 条第 1 項及び第 96 条第 1 項の規定による事案の移送の決定及びその通知
  - (5) 第 86 条の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与等
  - (6) 第 91 条第 1 項の規定により提出された訂正請求書の受理
  - (7) 第 93 条の規定による訂正又は不訂正の決定及びその通知
  - (8) 第 94 条第 2 項、第 95 条、第 102 条第 2 項及び第 103 条の規定による決定期間の延長の決定及びその通知
  - (9) 第 97 条の規定による提供先への通知
  - (10) 第 99 条第 1 項の規定により提出された利用停止請求書の受理
  - (11) 第 101 条の規定による利用停止又は利用不停止の決定及びその通知
  - (12) 第 105 条の規定による茨城県情報公開・個人情報保護審査会への諮問及びその通知
  - (13) 第 111 条の規定による行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案募集の公示
- 付 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

---

## 公 告

---

### ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和 彦

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在

地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年茨城県規則第 98 号）第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合はその理由

①いばらき情報セキュリティクラウド EDR サービス利用業務 ②政策企画部情報システム課 水戸市笠原町 978 番 6 ③令和 5 年 3 月 14 日 ④株式会社大塚商会 代表取締役社長 大塚 裕司 東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 4 号 ⑤ 53,154,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） ⑥一般競争入札 ⑦令和 5 年 2 月 2 日

#### ●産業廃棄物不法投棄事案に係る支障の除去等の措置

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 19 条の 5 第 1 項各号に規定する者（以下「処分者等」という。）について、現在その全てを確認することができないため、法第 19 条の 8 第 1 項後段の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和 彦

##### 1 講ずべき措置の内容

石岡市小見字西内 1062 番 1 及び 1063 番 2 内に保管している廃プラスチック類等（約 15,374<sup>m</sup>分）を、人の健康及び生活環境の保全上支障が生じない方法により撤去するとともに、法に定める基準に従い、適正に運搬し、処分すること。

##### 2 着手期限

1 の支障の除去等の措置については、令和 5 年 5 月 21 日までに着手すること。

##### 3 履行期限

1 の支障の除去等の措置については、令和 6 年 3 月 17 日までに完了すること。

##### 4 茨城県知事による措置

処分者等が 2 の着手期限までに 1 の支障の除去等の措置に着手しないとき、3 の履行期限までに 1 の支障の除去等の措置を講じないとき、又は講じても十分でないとき、若しくは講ずる見込みがないときは、茨城県知事が法第 19 条の 8 第 1 項の規定により 1 の措置の全部又は一部を講ずることがあり、この場合には同条第 2 項の規定により処分者等から当該措置に要した費用を徴収する。

##### 5 問い合わせ先

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課  
(電話 029-301-3035)

#### ●都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画ごみ焼却場の変更に伴い、水戸市から都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和 彦

##### 1 都市計画の種類

ごみ焼却場 (1 号 水戸市小吹清掃工場)

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

◎都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画公園の変更に伴い、ひたちなか市から都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

公園 (2・2・104 春日町公園)

公園 (2・2・105 勝田泉町公園)

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

◎都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画下水道の変更に伴い、ひたちなか市から都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

下水道 (ひたちなか市単独公共下水道)

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

◎都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画下水道の変更に伴い、ひたちなか市から都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

下水道 (ひたちなか市流域関連公共下水道)

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

●都市計画の図書の縦覧

銚田都市計画ごみ焼却場の変更に伴い、銚田市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和5年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類
ごみ焼却場（2号 銚田・大洗広域事務組合ごみ焼却場）
- 2 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

●都市計画の図書の縦覧

銚田都市計画用途地域の変更に伴い、銚田市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和5年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類  
用途地域
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

●都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画ごみ焼却場の変更に伴い、大洗町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和5年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類
ごみ焼却場（3号 銚田・大洗広域事務組合ごみ焼却場）
- 2 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

●都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画風致地区の変更に伴い、大洗町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法21条

第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類  
風致地区 (夏海風致地区)
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

◎開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
稲敷郡阿見町大字阿見字阿見原 5264 番 5
- 2 事業主の住所及び氏名  
土浦市宍塚 156 番地 1 アリエッタ II 201 号室  
中村 彰 宏、中村 綾 夏

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
稲敷郡阿見町大字荒川本郷字鶉原 2378 番 8
- 2 事業主の住所及び氏名  
稲敷郡阿見町うずら野三丁目 28 番地 7  
江 藤 弘

◎道路の位置の指定

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

| 指定番号            | 指定年月日           | 申請者                            |                        | 道路の位置               | 道路の幅員及び延長    |                |
|-----------------|-----------------|--------------------------------|------------------------|---------------------|--------------|----------------|
|                 |                 | 氏名                             | 住所                     |                     | 幅員           | 延長             |
| 北七建指令<br>第 23 号 | 令和 5 年 3 月 24 日 | 株式会社住<br>研企画<br>代表取締役<br>綿引 康弘 | 常陸大宮市中富町<br>3101 番地 60 | 常陸大宮市栄町 1263 番<br>1 | メートル<br>6.10 | メートル<br>118.55 |



(教 育 委 員 会)

●令和 6 年度採用茨城県公立学校教員選考試験の実施

令和 6 年度採用茨城県公立学校教員選考試験を次のとおり実施する。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県教育委員会教育長 森 作 宜 民

令和 6 年度採用 茨城県公立学校教員選考試験実施要項

茨 城 県 教 育 委 員 会

本県の求める教師像



- 1 教育者として資質能力に優れた、人間性豊かな教師
- 2 使命感に燃え、やる気と情熱をもって教育にあたることができる活力に満ちた教師
- 3 広い教養を身に付け、子どもとともに積極的に教育活動のできる指導力のある教師
- 4 子どもが好きで、子どもとともに考え、子どもの気持ちを理解できる教師
- 5 心身ともに健康で、明るく積極的な教師

【1】 目 的

この試験は、令和 6 年度の茨城県公立学校教員の採用に当たっての選考資料を得るために実施します。

【2】 選考種別

一般選考(志願者の特例、小学校教諭算数・理科教員、中学校教諭小学校併願、中高一貫校教諭、中高一貫校教諭技術中学校併願を含む。)

- 障害者を対象とした選考 → 1 ページ 【4】
- 講師等経験者特別選考 → 5 ページ 【5】
- 社会人特別選考 → 5 ページ 【6】
- 大学等推薦特別選考 → 6 ページ 【7】
- 「いばらき輝く教師塾」修了生特別選考 → 6 ページ 【8】
- 「いばらき輝く教師塾」修了生特別選考 → 6 ページ 【9】
- 実習助手 → 10 ページ 【18】
- 離職者を対象とした特別選考 → 別 紙
- スペシャリストを対象とした特別選考 → 別 紙

この実施要項は、茨城県教育委員会ホームページからダウンロードできます。

【3】 採用予定人数

採用予定人数には、障害者を対象とした選考、講師等経験者特別選考、社会人特別選考、大学等推薦特別選考、「いばらき輝く教師塾」修了生特別選考、離職者を対象とした特別選考及びスペシャリストを対象とした特別選考による採用予定人数を含みます。

| 区分                                                                 | 小学校教諭                                                                                         | 中学校教諭                                                                                                                  | 高等学校教諭                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                               |                                                    |                                              |                                                                                             | 実習助手 |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|                                                                    |                                                                                               |                                                                                                                        | (中高一貫校教諭含む)<br>※中高一貫教育校に配置されることもあります。                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 特別支援学校教諭                                      | 養護教諭                                               | 栄養教諭                                         |                                                                                             |      |
| 採用予定人数                                                             | 約410名                                                                                         | 約280名<br>(教科別内訳)                                                                                                       | 約130名<br>(教科・科目別内訳)                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 約100名                                         | 約21名                                               | 約3名                                          | 約3名                                                                                         |      |
|                                                                    | 小学校教諭<br>算数教員<br>15名程度<br><br>小学校教諭<br>理科教員<br>15名程度<br><br>中学校教諭<br>小学校併願<br>若干名<br><br>を含む。 | 国語 39名程度<br>社会 43名程度<br>数学 40名程度<br>理科 37名程度<br>音楽 15名程度<br>美術 15名程度<br>技術 14名程度<br>家庭 10名程度<br>保健体育 25名程度<br>英語 42名程度 | 国語 23名程度<br>世界史 4名程度<br>日本史 4名程度<br>地理 4名程度<br>公民 4名程度<br>数学 15名程度<br>物理 7名程度<br>化学 6名程度<br>生物 7名程度<br>地学 1名程度<br>保健体育 5名程度<br>音楽 2名程度<br>美術 1名程度<br>書道 1名程度<br>英語 20名程度<br>家庭 6名程度<br>農業 1名程度<br>工業 7名程度<br>商業 2名程度<br>水産 1名程度<br>看護 1名程度<br>情報 6名程度<br>福祉 1名程度<br>技術 1名程度<br><br>「技術」は県立中学校等に配置し、複数校兼務を予定しているため、学級担任等の業務はありません。 | 県立特別支援学校への配置を予定しておりますが、市立特別支援学校へ配置になる場合もあります。 | 主に、小・中学校等への配置を予定しておりますが、高等学校又は特別支援学校へ配置になる場合もあります。 | 主に、小・中学校等への配置を予定しておりますが、特別支援学校へ配置になる場合もあります。 | 高等学校<br>農業系 1名<br>工業系 1名<br><br>特別支援学校<br>農業系 1名<br><br>農業系については、高等学校、特別支援学校どちらか一方の出願となります。 |      |
| (注) 日本国籍を有しない方については、講師として任用します。<br>ただし、給与については、教諭と同じ給料表を適用して支給します。 |                                                                                               |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                               |                                                    |                                              |                                                                                             |      |



【4】 一般選考

1 受験資格(次の要件を全て満たす方)

※実習助手については、10ページから11ページ【18】をご覧ください。

| 区分       | 小学校教諭                                                                                                                                                                                                                                                   | 中学校教諭               | 高等学校教諭<br>(中高一貫校教諭含む)                                  | 特別支援学校教諭          | 養護教諭          | 栄養教諭          |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|--------------------------------------------------------|-------------------|---------------|---------------|
| 要件       | 小学校教諭<br>普通免許状                                                                                                                                                                                                                                          | 志願教科の中学校<br>教諭普通免許状 | 志願教科の高等学<br>校教諭普通免許状<br><small>※技術は、中学校教諭普通免許状</small> | 特別支援学校<br>教諭普通免許状 | 養護教諭<br>普通免許状 | 栄養教諭<br>普通免許状 |
| 免許状      | ・ 受験する区分ごとの普通免許状(中学校教諭・高等学校教諭を受験する方は当該教科の普通免許状)を現に有する方又は令和6年3月31日までに取得見込みの方<br>・ 高等学校の書道を受験する方は、当該教科のほかに、国語の高等学校教諭普通免許状を現に有する方又は令和6年3月31日までに取得見込みの方(国語科教諭として配置する場合があります。)<br>・ 特別支援学校教諭を受験する方で、既に盲、聾、養護学校教諭普通免許状を取得している方は、特別支援学校教諭普通免許状を取得しているものとみなします。 |                     |                                                        |                   |               |               |
| 年齢       | 昭和39年4月2日以降に出生した方                                                                                                                                                                                                                                       |                     |                                                        |                   |               |               |
| 欠格<br>条項 | 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の欠格条項及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条の欠格事由に該当しない方                                                                                                                                                                                        |                     |                                                        |                   |               |               |

＜大学院修士課程に進学予定の方・大学院修士課程在籍の方の受験について＞  
 大学院修士課程に進学予定の方及び大学院修士課程在籍の方も出願することができます。  
 詳細は、10ページ「【16】選考試験の結果の通知等」を参照してください。

2 志願者の特例(一般選考)

下記の(1)から(8)の特例に重複しての志願はできません。二つ以上に該当する場合は、いずれか一つを選び、志願してください。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 現職教諭等在職者の第1次試験並びに第2次試験の口述試験及び実技試験の免除</p> <p>ア 対象校種、職種及び教科 一般選考で採用を予定する全校種・職種・教科・科目</p> <p>イ 受験資格<br/>1ページから2ページ「【4】一般選考 1 受験資格」の要件を満たし、さらに都道府県(本県を除く。)又は指定都市の公立学校で、出願時に、正規任用の教諭、養護教諭又は栄養教諭(いずれも、任期付任用、臨時的任用及び市(指定都市を除く。)区町村採用の場合を除く。以下「教諭等」という。)として勤務し、出願時に3年以上(休職・育児休業等の期間を除く。)在職している方<br/>出願できる校種・職種・教科は、教諭等として勤務実績のある校種・職種、教育課程内の授業を担当した実績のある教科に限ります。ただし、科目は問いません。<br/>「連携型又は併設型中高一貫校の中学校、中等教育学校」に3年以上在職して高等学校を志願する方については、高等学校での勤務実績とみなします。また、「連携型又は併設型中高一貫校の高等学校、中等教育学校」に3年以上在職して中学校を志願する方については、中学校での勤務実績とみなします。</p> <p>ウ 提出書類<br/>11ページ「【21】その他」の勤務実績証明書(様式1)及び自己推薦書(様式2)を提出してください。<br/>なお、電子申請時に、「一般選考における志願者の特例」欄の「現職教諭等在職者の第1次試験等の免除」に●印を入れてください。</p> <p>エ 選考試験 対象となった方は、第1次試験全て並びに第2次試験の口述試験及び実技試験を免除します。</p> | <p>(2) 正規任用教諭等経験者の一部試験の免除</p> <p>ア 対象校種、職種及び教科 一般選考で採用を予定する全校種・職種・教科・科目</p> <p>イ 受験資格<br/>1ページから2ページ「【4】一般選考 1 受験資格」の要件を満たし、さらに過去に、本県又は他の都道府県公立学校の正規任用の教諭等として3年以上(休職・育児休業等の期間を除く。)の勤務経験を有する方<br/>出願できる校種・職種・教科は、教諭等として勤務実績のある校種・職種、教育課程内の授業を担当した実績のある教科に限ります。ただし、科目は問いません。<br/>「連携型又は併設型中高一貫校の中学校、中等教育学校」に3年以上在職して高等学校を志願する方については、高等学校での勤務実績とみなします。また、「連携型又は併設型中高一貫校の高等学校、中等教育学校」に3年以上在職して中学校を志願する方については、中学校での勤務実績とみなします。</p> <p>ウ 提出書類<br/>11ページ「【21】その他」の勤務実績証明書(様式1)及び自己推薦書(様式2)を提出してください。<br/>なお、電子申請時に、「一般選考における志願者の特例」欄の「正規任用教諭等経験者の一部試験の免除」に●印を入れてください。</p> <p>エ 選考試験 対象となった方は、第1次試験のうち教職専門の試験を免除します。</p> | <p>(3) 国際貢献活動経験者の一部試験の免除</p> <p>ア 対象校種、職種及び教科 一般選考で採用を予定する全校種・職種・教科・科目</p> <p>イ 受験資格<br/>1ページから2ページ「【4】一般選考 1 受験資格」の要件を満たし、さらに独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)の規定に基づく青年海外協力隊員、日系社会青年ボランティア、シニア海外ボランティア、日系社会シニアボランティアとして、継続して2年以上の派遣実績を有する方</p> <p>ウ 提出書類<br/>11ページ「【21】その他」の自己推薦書(様式2)及び右記の派遣実績証明書を提出してください。<br/>なお、電子申請時に、「一般選考における志願者の特例」欄の「国際貢献活動経験者の一部試験の免除」に●印を入れてください。</p> <p>エ 選考試験 対象となった方は、第1次試験のうち教職専門の試験を免除します。</p> | <p>(別記様式)</p> <p>派遣実績証明書</p> <p>氏名<br/>受験校種・職種<br/>教科・科目</p> <p>1 派遣国<br/>2 派遣期間<br/>3 職務内容<br/>4 その他<br/>上記のとおり、証明します。<br/>令和〇年〇月〇日<br/>青年海外協力隊事務局長等 印<br/>(氏名 印)</p> |
| <p>(4) 英語の資格による一部試験の免除</p> <p>ア 対象校種及び教科 中学校・高等学校の英語</p> <p>イ 受験資格<br/>1ページから2ページ「【4】一般選考 1 受験資格」の要件を満たし、さらに次の(ア)から(オ)までのいずれかの資格を有する方<br/>中学校 (ア) TOEFL iBT80点以上取得者<br/>(イ) 実用英語技能検定 準1級合格者<br/>(ウ) TOEIC&amp;TOEIC SW 1028点以上<br/>(エ) GTEC CBT 1197点以上</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                        |

- (オ) IELTS 6.0以上
- 高等学校
- 【区分A】(ア) TOEFL iBT100点以上取得者
- (イ) 実用英語技能検定 1級合格者
- (ウ) TOEIC&TOEIC SW 1216点以上
- (エ) GTEC CBT 1338点以上
- (オ) IELTS 7.0以上
- 【区分B】(ア) TOEFL iBT80点以上取得者
- (イ) 実用英語技能検定 準1級合格者
- (ウ) TOEIC&TOEIC SW 1028点以上
- (エ) GTEC CBT 1197点以上
- (オ) IELTS 6.0以上

ウ 提出書類  
上記イの受験資格(ア)から(オ)までのいずれかの資格を有することを証明する書類の写し((イ)を除く資格については、令和3年5月1日以降に取得した公式認定証によるスコアのみ有効とします。)を提出してください。  
なお、電子申請時に「一般選考における志願者の特例」欄の「英語の資格による一部試験の免除」に●印を入れてください。

エ 選考試験  
中学校の対象となった方は、第1次試験のうち英語の専門教科試験及び第2次試験のうち口述試験を免除します。高等学校の区分Aの対象となった方は、第1次試験全て及び第2次試験のうち口述試験を免除します。高等学校の区分Bの対象となった方は、第1次試験のうち英語の専門教科試験を免除します。

(5) 小学校担任経験者による第1次試験の免除

- ア 対象校種 小学校
- イ 受験資格  
1ページから2ページ「【4】一般選考 1 受験資格」の要件を満たし、さらに次の(ア)から(ウ)までのすべての要件を満たす方
- (ア) 令和3年度及び令和4年度に、本県内の公立小・中・義務教育学校のいずれかにおいて、学級担任(特別支援学級担任を含む。)の経験がある方
- (イ) 出願時において、本県内の公立小・中・義務教育学校のいずれかにおいて、学級担任(特別支援学級担任を含む。)として勤務している方
- (ウ) 令和3年度から令和5年度(出願時)までに、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の学級担任(特別支援学級担任を含む。)の経験がある方
- ウ 提出書類  
勤務校の校長が証明する右記の「学級担任勤務実績証明書」を提出してください。  
複数校で勤務された方は、それぞれの学校にて証明を受けてください。  
なお、電子申請時に、「一般選考における志願者の特例」欄の「小学校担任経験者による第1次試験の免除」に●印を入れてください。
- エ 選考試験 対象となった方は、第1次試験全てを免除します。

(別記様式)

学級担任勤務実績証明書

氏名  
受験校種 小学校

職歴  
令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日  
〇〇立〇学校(〇学年〇組担任)  
令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日  
〇〇立〇学校(〇学年〇組担任)  
※年度ごとに分けて記載する。

上記のとおり、学級担任として勤務したことを証明します。また、志願時において〇学年〇組担任として勤務していることを証明します。

令和〇年〇月〇日  
〇〇立〇学校長 〇〇〇〇 印

(6) 前年度の選考試験結果による第1次試験並びに第2次試験の口述試験及び実技試験の免除

- ア 対象校種、職種及び教科 一般選考で採用を予定する全校種・職種・教科・科目
- イ 受験資格  
1ページから2ページ「【4】一般選考 1 受験資格」の要件を満たし、さらに令和5年度採用茨城県公立学校教員選考試験の第2次試験結果通知の際に、令和6年度採用茨城県公立学校教員選考試験第1次試験免除対象者であると通知され、令和5年度採用の選考試験で受験した同一校種、同一試験区分、同一教科・科目を受験する方
- ウ 提出書類  
「令和6年度採用茨城県公立学校教員選考試験第1次試験免除対象者通知書」の写しを提出してください。  
なお、電子申請時に、「一般選考における志願者の特例」欄の「前年度の選考試験結果による第1次試験等の免除」に●印を入れてください。
- エ 選考試験 対象となった方は、第1次試験全て並びに第2次試験の口述試験及び実技試験を免除します。

(7) 社会人経験者の一部試験の免除

- ア 対象校種、職種及び教科 一般選考で採用を予定する全校種・職種・教科・科目
- イ 受験資格  
1ページから2ページ「【4】一般選考 1 受験資格」の要件を満たし、さらに正規職員として民間企業や官公庁で継続して3年以上(休職・育児休業等の期間を除く。)の勤務経験を有する方(ただし、塾や私立学校の講師、任期を付した職員、派遣職員等は含みません。)  
現在教員免許状を失効している方は、令和6年3月31日までに、教員免許状の再申請を行う必要があります。
- ウ 提出書類  
11ページ「【21】その他」の勤務実績証明書(様式1)及び自己推薦書(様式2)を提出してください。  
なお、電子申請時に、「一般選考における志願者の特例」欄の「社会人経験者の一部試験の免除」に●印を入れてください。
- エ 選考試験 対象となった方は、第1次試験のうち教職専門の試験を免除します。

(8) 教職大学院修了者の一部試験の免除

- ア 対象校種、職種及び教科 一般選考で採用を予定する全校種・職種・教科・科目
- イ 受験資格  
1ページから2ページ「【4】一般選考 1 受験資格」の要件を満たし、さらに教職大学院の課程を修了した方、又は、出願時に、教職大学院に在学中で、令和5年度末に修了予定の方
- ウ 提出書類  
教職大学院を修了した方は修了証明書を、教職大学院に在学中の方は在学証明書を提出してください。  
なお、電子申請時に「一般選考における志願者の特例」欄の「教職大学院修了者の一部試験の免除」に●印を入れてください。
- エ 選考試験 対象となった方は、第1次試験のうち教職専門の試験を免除します。

**3 小学校教諭算数・理科教員** (この選考枠の志願者全員を一般選考の小学校教諭との併願として扱います。)**1 募集人数**

小学校教諭 (算数) 15名程度

小学校教諭 (理科) 15名程度

**2 受験資格**小学校教諭 (算数) 1 ページから 2 ページ「**【4】 一般選考 1 受験資格**」の小学校教諭の要件を満たし、さらに中学校教諭 (数学) 普通免許状を有する方 (令和 6 年 3 月 31 日までに取得見込みの方を含む。)小学校教諭 (理科) 1 ページから 2 ページ「**【4】 一般選考 1 受験資格**」の小学校教諭の要件を満たし、さらに中学校教諭 (理科) 普通免許状を有する方 (令和 6 年 3 月 31 日までに取得見込みの方を含む。)**3 出願手続等**

一般選考の小学校教諭の手続きに準じます。一般選考の「小学校教諭」との併願として扱います。電子申請時に、「小学校 教科」の欄の「該当教科」に●印を入れてください。

**4 選考試験**

第 1 次試験、第 2 次試験とも、志願者の特例を含め一般選考の「小学校教諭」と同一の試験を実施します。

**5 その他**

勤務内容は、一般選考の小学校教諭と同じです。

**4 中学校教諭小学校併願** (この選考枠の志願者を第 2 次試験において小学校教諭との併願として扱います。)**1 募集人数**

中学校教諭選考枠で不合格となった小学校教諭 若干名

**2 受験資格**1 ページから 2 ページ「**【4】 一般選考 1 受験資格**」の中学校教諭の要件を満たし、さらに小学校教諭普通免許状を有する方 (令和 6 年 3 月 31 日までに取得見込みの方を含む。)**3 出願手続等**

一般選考の中学校教諭の手続きに準じます。電子申請時に、「志望校種・職種」欄の「中学校教諭 (小学校教諭併願)」に●印を入れてください。

**4 選考試験**

第 1 次試験、第 2 次試験とも、志願者の特例を含め一般選考の「中学校教諭」と同一の試験を実施します。

また、第 2 次試験においては、「小学校教諭」との併願として選考を実施します。

**5 その他**

・第 2 次試験において中学校教諭選考枠で不合格となった場合は、小学校教諭の一般選考志願者として扱います。

・勤務内容は、一般選考の小学校教諭と同じです。小学校で一定期間勤務後、中学校への異動も可能です。

**5 中高一貫校教諭** (この選考枠の志願者全員を一般選考の高等学校教諭との併願として扱います。)**1 募集人数**

中高一貫校教諭 国語、世界史、日本史、地理、公民、数学、物理、化学、生物、地学、英語、家庭で 若干名

**2 受験資格**1 ページから 2 ページ「**【4】 一般選考 1 受験資格**」の高等学校教諭の要件を満たし、さらに中学校教諭 (該当教科) 普通免許状を有する方 (令和 6 年 3 月 31 日までに取得見込みの方を含む。)

(地歴公民は中学校社会)

**3 出願手続等**

一般選考の高等学校教諭の手続きに準じます。一般選考の「高等学校教諭」との併願として扱います。電子申請時に、「志望校種・職種」欄の「高等学校教諭 (中高一貫校併願)」に●印を入れてください。

**4 選考試験**

第 1 次試験、第 2 次試験とも、志願者の特例を含め一般選考の「高等学校教諭」と同一の試験を実施します。

**5 その他**

勤務内容は、一般選考の高等学校教諭と同じですが、最初の配属先は、県立の中高一貫校になります。

**6 中高一貫校教諭技術中学校併願** (この選考枠の志願者全員を一般選考の中学校教諭との併願として扱います。)**1 募集人数**

中学校教諭技術 若干名

**2 受験資格**1 ページから 2 ページ「**【4】 一般選考 1 受験資格**」の高等学校教諭 (中高一貫校教諭含む) の要件を満たす方 (令和 6 年 3 月 31 日までに取得見込みの方を含む。)**3 出願手続等**

一般選考の高等学校教諭の手続きに準じます。電子申請時に、「志望校種・職種」欄の「中高一貫校教諭 技術 (中学校教諭併願)」に●印を入れてください。

**4 選考試験**

第 1 次試験、第 2 次試験とも、志願者の特例を含め一般選考の「高等学校教諭」と同一の試験を実施します。

**5 その他**

・高等学校教諭 (中高一貫校教諭含む) 技術の選考枠で不合格となった場合は、中学校教諭技術の一般選考志願者として扱います。

・この選考で合格となった場合、勤務内容は一般選考の中学校教諭と同じです。

**7 加点制度****1 加点制度を利用できる受験者及び加点の方法**

- ・一般選考で受験する方は、加点制度を利用できます。ただし、「志願者の特例」による受験者を除きます。
- ・小学校教諭算数・理科教員、中高一貫校教諭、講師等経験者特別選考 (併願) 及び「いばらき輝く教師塾」修了生特別選考の受験者は、それぞれの選考枠で不合格となり、一般選考志願者として選考する場合のみ加点制度が適用になります。
- ・下記 3 の表に基づき、第 1 次試験の合計点に 20 点を上限として加点します。
- ・実用英語技能検定を除く英語の資格については、令和 3 年 5 月 1 日以降に取得した公式認定証によるスコアのみ有効とします。
- ・養護教諭及び栄養教諭の受験者は除きます。

**2 提出書類**

- ・電子申請時に、加点申請の欄に入力してください。
- ・既得の免許状等については、その写しに原本証明 (ない場合は無効) を付して令和 5 年 5 月 19 日 (金) 【消印有効】までに郵送により提出してください。原本証明には、所属長等の自署又は押印が必要になります。
- ・取得見込みの免許状については、その取得見込証明書を、令和 5 年 5 月 19 日 (金) 【消印有効】までに郵送により提出してください。

- ・司書教諭の資格を有する証明書類については、「司書教諭講習修了証書」、又は「単位修得証明書(司書教諭)」及び「司書教諭講習修了証書申込書」の写しを、令和 5 年 5 月 19 日(金)【消印有効】までに郵送により提出してください。ただし、大学等在籍者で「司書教諭講習修了証書申込書」を受付期間内に提出することができない場合は、「単位修得証明書(司書教諭)」のみで申請を受け付けます。「単位修得証明書(司書教諭)」及び「司書教諭講習修了証書申込書」の提出者は、「司書教諭講習修了証書」を取得後、速やかに提出してください。(提出期限：令和 6 年 3 月 31 日)

### 3 加点制度の対象者及び資格等

- ・免許状以外の資格(司書教諭を除く。)については、取得見込みの方は申請できません。

| 対 象                   | 資 格 等                                                                                                                                                                                                                                                                      | 加 点 |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 全 校 種                 | ・博士号を取得し、受験する学校種・教科の普通免許状、又は専修免許状を有する方                                                                                                                                                                                                                                     | 20  |
| 全 校 種                 | ・司書教諭の資格を有する方                                                                                                                                                                                                                                                              | 5   |
| 全 校 種                 | ・「外国語(英語)」以外の「外国語」普通免許状を有する方                                                                                                                                                                                                                                               | 10  |
| 全 校 種                 | ・京都ポルトガル語検定センター主催「外国語としてのポルトガル語検定(APLE)」B1(初級)以上、<br>京都ポルトガル語検定センター主催「外国人のためのポルトガル語検定(Celpe-Bras)」中級以上、<br>公益財団法人日本スペイン協会主催「スペイン語技能検定(西検)」4級(中級)以上、<br>スペイン文部省認定証「DELE(外国語としてのスペイン語検定)」A2(初級)以上、<br>一般財団法人中国語検定協会主催「中国語検定」3級以上、<br>中国政府認定資格「HSK(漢語水平考試)」4級以上 のいずれかの資格を有する方 | 5   |
| 全 校 種                 | ・応用情報処理技術者                                                                                                                                                                                                                                                                 | 15  |
| 全 校 種                 | ・基本情報処理技術者・情報セキュリティマネジメント                                                                                                                                                                                                                                                  | 10  |
| 全校種(高校<br>英語を除く)      | ・実用英語技能検定準1級以上、TOEFL iBT80点以上、TOEIC730点以上、<br>TOEIC& TOEIC SW1028点以上、GTEC CBT1197点以上 のいずれかの英語の資格を有する方                                                                                                                                                                      | 20  |
| 小・中(英語を除く)<br>・特別支援学校 | ・実用英語技能検定2級以上、TOEFL iBT53点以上、TOEIC540点以上、<br>TOEIC& TOEIC SW710点以上、GTEC CBT925点以上 のいずれかの英語の資格を有する方                                                                                                                                                                         | 10  |
| 高 等 学 校               | ・「情報」の普通免許状を有する方(当該教科を志願された方を除きます。)                                                                                                                                                                                                                                        | 10  |
| 高 等 学 校               | ・「地理歴史」の受験者で「公民」の普通免許状を有する方                                                                                                                                                                                                                                                | 10  |
| 高 等 学 校               | ・「公民」の受験者で、「地理歴史」の普通免許状を有する方                                                                                                                                                                                                                                               | 10  |
| 高 等 学 校               | ・「福祉」又は「看護」の普通免許状を有する方(当該教科を志願された方を除きます。)                                                                                                                                                                                                                                  | 10  |
| 高 等 学 校               | ・「家庭」の受験者で、「福祉」の普通免許状を有する方                                                                                                                                                                                                                                                 | 20  |
| 小・中 学 校・<br>高 等 学 校   | ・特別支援学校教諭の普通免許状を有する方                                                                                                                                                                                                                                                       | 5   |
| 中 学 校                 | ・中学校教諭の複数教科の普通免許状を有する方                                                                                                                                                                                                                                                     | 5   |
| 小・中 学 校               | ・小学校教諭と中学校教諭の両方の普通免許状を有する方                                                                                                                                                                                                                                                 | 5   |
| 特別支援学校                | ・小学校、中学校及び高等学校の3校種の普通免許状を有する方                                                                                                                                                                                                                                              | 10  |
| 特別支援学校                | ・小学校及び中学校、又は小学校及び高等学校の2校種の普通免許状を有する方                                                                                                                                                                                                                                       | 5   |
| 特別支援学校                | ・中学校及び高等学校教諭の「数学」又は「理科」の普通免許状を有する方                                                                                                                                                                                                                                         | 10  |
| 特別支援学校                | ・「知的」「肢体不自由」「病弱」のいずれかのほか、「視覚」又は「聴覚」の領域の普通免許状を有する方                                                                                                                                                                                                                          | 10  |
| 特別支援学校                | ・特別支援学校教諭普通免許状(5領域のいずれか)のほか、特別支援学校自立教科又は自立活動の<br>普通免許状を有する方                                                                                                                                                                                                                | 10  |
| 合計点                   | (合計が20点以上の場合には20点とする。)                                                                                                                                                                                                                                                     |     |

### 【5】障害者を対象とした選考(他の選考と併願できません。)

#### 1 募集人数

全校種・全職種で10名程度

#### 2 受験資格

次の(1)及び(2)の要件を全て満たす方で、(3)に掲げる手帳等の交付を受けている方(選考試験前日までに交付見込みの方を含む。)

(1) 1ページから2ページ「【4】一般選考 1 受験資格」又は10ページ「【18】実習助手 1 受験資格」の要件を満たす方

(2) 教員としての職務遂行が可能な方

(3) ・身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの方

・都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳(注1)の交付を受けている方又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターにより知的障害者であることの判定書の交付を受けている方

・精神障害者保健福祉手帳(注2)の交付を受けている方

(注1) 手帳の名称については、交付している地方公共団体による独自の名称が付されている場合があります。ご自身の手帳の種類が不明な場合は、交付元の地方公共団体の窓口で確認してください。

(注2) 精神障害者保健福祉手帳には有効期限があります。有効期限の更新手続きには期間を要しますので、ご注意ください。

#### 3 出願手続等

(1) 一般選考の手続きに準じます。電子申請時に、「選考種別」欄の「2 障害者を対象とした選考」に●印を入れてください。

(2) 該当する手帳等の写しを提出してください。

(3) 受験の際、配慮を必要とする方は、「受験上の配慮事項」欄に入力してください。

##### 《受験上の配慮の具体例》

- ・視覚に障害のある方 [問題及び解答用紙の拡大、ルーペ、拡大読書器等の視覚補助具の使用]
- ・聴覚に障害のある方 [補聴器等の聴覚補助具の使用、手話通訳者・要約筆記者の派遣]
- ・下肢に障害のある方 [車椅子が使用可能な教室での受験]

#### 4 選考試験

(1) 選考試験は原則として一般選考試験と同様に行いますが、障害の種類や程度に応じ、実技試験の全部又は一部を免除します。

(2) 志願者の特例の要件に該当する場合は、一般選考と同様に第1次試験の全部又は一部を免除します。



**【6】 講師等経験者特別選考（一般選考との併願可）**

**1 実施する校種・職種・教科及び募集人数**

- (1) 小学校 25名程度
- (2) 中学校 40名程度 (国語・英語・保健体育で各7名程度、社会で8名程度、数学で6名程度、理科で5名程度)
- (3) 高等学校 9名程度 (国語・数学・英語・工業で各2名程度、保健体育で1名程度)
- (4) 特別支援学校 9名程度
- (5) 養護教諭 若干名

**2 受験資格（必要とする勤務実績）**

- (1) 1ページから2ページ「【4】一般選考 1 受験資格」の要件を満たす方
- (2) 受験する校種・職種において、**本県公立学校における非常勤講師を除いた**臨時的任用の講師、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員、又は任期付教員として勤務し、次の(ア)又は(イ)の要件を満たす方
  - (ア) 直近4年で12月以上かつ、出願時において臨時的任用講師等又は任期付教員として勤務している方
  - (イ) 直近4年で24月以上の勤務経験を有する方  
ただし、臨時的任用又は任期付の実習助手・寄宿舎指導員として勤務している方は、教諭又は養護教諭を志願することができます。
- (3) 直近4年とは、平成31年4月1日から令和5年3月31日までの期間です。また、勤務月数については、1日でも任用のあった月は、1月として計算します。
- (4) 勤務期間は連続してなくてもよいものとします。
- (5) 臨時的任用及び任期付は、本県内の公立小・中・義・高・中等・特別支援学校及び国立大学法人が本県内に設置する学校での勤務とします。  
ただし、本県内市町村教育委員会が実施する選考試験を経て採用された市町村費負担教員(非常勤講師は除く。)としての勤務も勤務月数として計算します。

**3 出願手続等**

- (1) 一般選考の手続きに準じます。一般選考(志願者の特例は除く。)との併願もできますので、電子申請時に、「選考種別」欄の「3 講師等経験者特別選考(単願)」又は「4 講師等経験者特別選考(併願)」のいずれかに●印を入れてください。  
一般選考との併願を希望する場合は、3ページから4ページ「【4】一般選考 3 小学校教諭算数・理科教員、4 中学校教諭小学校併願、5 中高一貫校教諭及び6 中高一貫校教諭技術中学校併願」を志願することはできません。
- (2) 出願時に、最終勤務校又は現勤務校の校長が証明する右記の**講師等経験者特別選考勤務実績証明書**を提出してください。  
詳しくは11ページの「【20】問い合わせ先」に示した教育改革課までお問い合わせください。

**4 選考試験**

特別選考単願者は、第1次試験のうち教職専門の試験を免除します。  
一般選考との併願者は、第1次試験の教職専門の免除はありません。

<別記様式>

講師等経験者特別選考勤務実績証明書  
氏名  
受験校種・職種  
教科・科目

職歴

平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日 (〇月)  
〇〇立〇〇学校(講師、養護助教諭)  
令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 (〇月)  
〇〇立〇〇学校(講師、養護助教諭)  
※同一校の場合は、年度ごとに分けて記載する。  
※各年度の勤務月数の合計が、下記の文中の月数と同じになる。

上記のとおり平成31年4月1日以降4年間に〇月、勤務したことを証明します。また、志願時において(講師、養護助教諭)として勤務していることを証明します。

令和〇年〇月〇日  
〇〇立〇〇学校長 〇〇〇〇 職印

\*下線部は、志願時に勤務している方のみ記入

**【7】 社会人特別選考（高等学校教諭のみ）**

**1 実施する校種・教科・科目**

高等学校 全教科・科目(ただし、英語を除く。)  
※ 英語については、別紙「スペシャリストを対象とした特別選考」を参照願います。

**2 受験資格**

- 1ページから2ページ「【4】一般選考 1 受験資格」の「年齢」及び「欠格条項」の要件を満たし、さらに次の要件を満たす方  
《高等学校水産・看護を除く教科・科目》  
教育職員免許状を有していない方で、特別免許状の授与条件を満たす方(注)のうち、次の①又は②のいずれかの要件を満たす方
  - ① 正規職員として民間企業や官公庁で継続して3年以上の勤務経験があり、出願する教科に関して大学卒業程度以上の高度な専門的知識又は技能(技術士、一級建築士等)を有する方
  - ② 志願する教科・科目に関する博士号を取得後、大学又は研究機関において3年以上連続して研究開発業務に携わった方  
《高等学校水産》  
3級海技士(航海又は機関)を保有し、水産と関連する実務経験を3年以上有する方で、特別免許状の授与条件を満たす方(注)  
《高等学校看護》  
看護師免許(保健師・助産師免許を含む。)を保有し、看護と関連する実務経験(看護師養成機関での常勤の教員としての勤務経験を一部含むことも可。)を3年以上有する方で、特別免許状の授与条件を満たす方(注)

**3 出願手続等**

- (1) 一般選考の手続きに準じます。電子申請時に「選考種別」欄の「5 社会人特別選考」に●印を入れてください。
- (2) 11ページ「【21】その他」の勤務実績証明書(様式1)及び免許状や資格の写しを提出してください。

**4 選考試験**

対象となった方は、第1次試験のうち「専門教科試験」、第2次試験の「実技試験」を免除します。

(注) 特別免許状について

特別免許状は、都道府県教育委員会が実施する教育職員検定試験に合格した方に対して授与され、その都道府県内においてのみ効力を有することとなっています。この教育職員検定の実施については、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条において、次のように規定されています。

教育職員免許法 第5条

- 3 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。
  - 一 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
  - 二 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

茨城県教育委員会では、これらの授与条件を満たす方が特別選考によって採用内定した場合に、教育職員検定の実施に必要な任命権者としての推薦を行うこととしています。ただし、特別免許状を授与することが適切でない判断し、特別免許状を授与できない場合は、名簿登録を取り消します。

**【8】 大学等推薦特別選考 (他の選考と併願できません。)****1 実施する校種・教科及び募集人数**

小学校 22名程度、 中学校 12名程度(茨城県教育委員会が指定する教科)、 小・中学校 12名程度  
 高等学校 11名程度(茨城県教育委員会が指定する教科)、 特別支援学校 5名程度

**2 推薦基準**

- (1) 茨城県公立学校教員を第一志望とする方
- (2) 成績が優秀であるとともに、茨城県の教員として優れた実践力を発揮することが期待できる方で、茨城県教育委員会が指定する大学等の学長等が推薦する方
- (3) 令和6年3月31日までに、大学又は大学院を卒業見込み又は修了見込みの方

**3 出願手続等**

「大学等推薦特別選考実施要項」に基づき、大学等が取りまとめて郵送してください。実施要項は、指定する大学等に送付します。(電子申請での出願はできません。)

**4 選考試験**

対象となった方は、第1次試験全て並びに第2次試験の口述試験及び実技試験を免除します。

**【9】 「いばらき輝く教師塾」修了生特別選考 (この選考枠の志願者全員を一般選考との併願として扱います。)****1 実施する校種・職種及び募集人数**

小学校 15名程度、 中学校 6名程度、 高等学校 4名程度、 特別支援学校 3名程度、 養護教諭 若干名、 栄養教諭 若干名

**2 受験資格**

令和元年度までの「いばらき輝く教師塾」又は令和2～4年度「いばらき教師塾Ⅱ期」を修了した方(修了証を受領した方)

**3 出願手続等**

一般選考の手続きに準じます。電子申請時に、「選考種別」欄の「7 「いばらき輝く教師塾」修了生特別選考(併願)」に●印を入れてください。

3ページから4ページ「【4】一般選考 3小学校教諭算数・理科教員、4中学校教諭小学校併願、5中高一貫校教諭及び6中高一貫校教諭技術中学校併願」を志願することはできません。

**4 選考試験**

選考試験は、一般選考(志願者の特例を除く)と同様に行います。

**【10】 任期付教職員選考試験の併願****1 実施する校種・職種・教科(科目)及び募集人数**

| 採用種別   | 校種・職種・教科(科目)             | 備 考                                                                 | 募集人数 |
|--------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------|------|
| 任期付教職員 | 必要校種<br>必要職種<br>必要教科(科目) | 令和6年度採用茨城県公立学校教員選考試験において、採用候補者名簿に登載されなかった方のうち、成績優秀な方を任期付教職員の候補者とする。 | 必要数  |

**2 出願方法**

- (1) 令和6年度採用茨城県公立学校教員選考試験第1次試験又は第2次試験に不合格となった方で、希望する方は、1年を超える育児休業を取得する教員等の代替となる任期付教職員の候補者となることができます。
- (2) 候補者となることを希望する方は、電子申請時に「任期付教職員の併願の有無」欄で「任期付教職員を併願する」を選択してください。

**3 選考試験**

- (1) 書類選考、筆記試験、面接
- (2) 第1次試験を受験した方は、書類選考及び筆記試験を免除します。任期付教職員選考の面接については、今後、指定した日時・場所において実施しますので、詳しくは第1次試験結果通知書に同封する書類を確認してください。
- (3) 第2次試験を受験した方は、すべての選考試験を免除します。

<注意> 選考試験に合格し任期付教職員として採用された場合でも、次年度以降の茨城県公立学校教員選考試験を受験することは可能です。

**【11】 出願手続 ※実習助手については、10ページから11ページ【18】をご覧ください。****1 出願上の留意点**

- (1) 障害又は身体等の事情により、受験の際、配慮を必要とする方は、電子申請時に、「受験上の配慮事項」欄に入力するとともに11ページの「【20】問い合わせ先」に示した教育改革課に相談してください。
- (2) 志願書に不備がある場合は、受け付けないことがあります。  
虚偽の記載をした者については、採用を取り消すことがあります。

**2 出願方法****●電子申請 (大学等推薦特別選考を除く。)**

- ・茨城県教育委員会ホームページに掲載される利用方法を確認し、申請してください。
- ※パソコン等でインターネットに接続できない方は、教育改革課まで電話で問い合わせてください。
- ※メールアドレスは事務連絡に使用しますので変更しないでください。変更した場合は、教育改革課まで連絡してください。なお、令和6年3月31日をもって破棄します。
- ・ただし、次の各種証明書等の提出書類については、郵送してください。**令和5年5月19日(金)【消印有効】**  
勤務実績証明書(様式1)、自己推薦書(様式2)、派遣実績証明書、学級担任勤務実績証明書、令和6年度採用茨城県公立学校教員選考試験第1次試験免除対象者通知書、加点申請に係る資格や実績に関する証明書、講師等経験者特別選考勤務実績証明書等

**3 受験票の送付**

※実習助手については、10ページから11ページ【18】をご覧ください。

令和5年6月中旬頃、電子申請用のサイト(茨城県教育委員会ホームページからリンク)から、受験票をダウンロードできるようになりますので、プリントアウトして試験日に持参してください。

**【12】 出願期間及び各種証明書等提出先** ※実習助手については10ページから11ページ **【18】** をご覧ください。

| 出 願 期 間                                                                                              | 各種証明書等提出先                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 電子申請 (大学等推薦特別選考を除く。)<br>令和 5 年 4 月 7 日 (金) から<br>令和 5 年 4 月 28 日 (金) 午後 5 時まで<br>※各種証明書等は、郵送で提出すること。 | 310-8588<br>水戸市笠原町978番 6<br>茨城県教育庁学校教育部教育改革課<br>・封筒の表に「教員選考証明書類在中」と朱書きし、必ず簡易書留で郵送してください。<br>・令和 5 年 5 月 19 日 (金) <b>【消印有効】</b> まで受け付けます。 |

※ 出願期間中は24時間出願できますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、出願期間終了直前はシステムが混み合うおそれがありますので、余裕をもって申請してください。  
 なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任は負いません。

**【13】 試験期日及び試験場** ※実習助手については、10ページから11ページ **【18】** をご覧ください。

**1 第 1 次試験**

| 試験期日                   | 区 分             | 試 験 場                                      | 所 在 地 (電話番号)                        |
|------------------------|-----------------|--------------------------------------------|-------------------------------------|
| 令和 5 年<br>6 月 25 日 (日) | 水 戸 市 会 場       | 水戸市立第一中学校                                  | 水戸市東原3-1-1 (029-224-2424)           |
|                        |                 | 水戸市立第二中学校                                  | 水戸市三の丸2-9-22 (029-224-4422)         |
|                        |                 | 水戸市立第三中学校                                  | 水戸市朝日町2882-1 (029-224-5508)         |
|                        |                 | 水戸市立緑岡中学校                                  | 水戸市見川町2563-81 (029-241-1069)        |
|                        |                 | 水戸市立第四中学校                                  | 水戸市元吉田町1987-3 (029-247-5554)        |
|                        |                 | 水戸市立赤塚中学校                                  | 水戸市河和田1-1708-4 (029-251-9435)       |
|                        | 高 等 学 校 教 諭     | 県立水戸第一高等学校                                 | 水戸市三の丸3-10-1 (029-224-2254)         |
|                        |                 | 県立水戸第二高等学校                                 | 水戸市大町2-2-14 (029-224-2543)          |
|                        | 特 別 支 援 学 校 教 諭 | 県立緑岡高等学校                                   | 水戸市笠原町1284 (029-241-0311)           |
|                        | 東 京 会 場         | TKP新橋カンファレンスセンター                           | 千代田区内幸町1-3-1 幸ビルディング (03-5510-1351) |
| TKPガーデンシティPREMIUM仙台西口  |                 | 仙台市青葉区花京院1-2-15 ソララプラザ (022-204-1036)      |                                     |
| TKPガーデンシティPREMIUM名駅西口  |                 | 名古屋市中村区則武1-6-3 ベルヴェオオフィス名古屋 (052-452-1525) |                                     |
| TKPガーデンシティ大阪梅田         |                 | 大阪市福島区福島5-4-21 TKPゲートタワービル (06-6940-7343)  |                                     |
| TKP博多駅前シティセンター         |                 | 福岡市博多区博多駅前3-2-1 日本生命博多駅前ビル (092-433-2833)  |                                     |

※ 東京・仙台・名古屋・大阪・福岡の会場では、全ての校種・教科・科目について受験することが可能です。「会場」欄に希望する会場地に●印を入力してください。(離職者特別選考・スペシャリスト特別選考は除きます。)

※ 試験場は受験票で通知します。(出願者数によっては、上記の試験場を変更する場合があります。)

※ 試験場への自家用車の乗り入れや自家用車による送迎は禁止します。公共交通機関をご利用ください。

※ 試験場の会場内(他試験場への移動時も含む)においては、ICレコーダー、スマートフォンや携帯電話、タブレット端末等、録音・録画・通信・通話のできる電子機器の使用を禁止します。

**2 第 2 次試験 (第 1 次試験合格者のみ受験)**

| 試験期日                            | 区 分             | 試 験 場      | 所 在 地 (電話番号)                 |
|---------------------------------|-----------------|------------|------------------------------|
| 【第 1 日目】<br>令和 5 年 8 月 18 日 (金) | 小 学 校 教 諭       | 水戸市立第一中学校  | 水戸市東原3-1-1 (029-224-2424)    |
|                                 | 中 学 校 教 諭       | 水戸市立第二中学校  | 水戸市三の丸2-9-22 (029-224-4422)  |
| 【第 2 日目】<br>令和 5 年 8 月 19 日 (土) | 養 護 教 諭         | 水戸市立第四中学校  | 水戸市元吉田町1987-3 (029-247-5554) |
|                                 | 栄 養 教 諭         | 水戸市立千波中学校  | 水戸市元吉田町599-2 (029-248-4080)  |
| 【第 3 日目】<br>令和 5 年 8 月 20 日 (日) | 高 等 学 校 教 諭     | 県立水戸第一高等学校 | 水戸市三の丸3-10-1 (029-224-2254)  |
|                                 |                 | 県立水戸第三高等学校 | 水戸市三の丸2-7-27 (029-224-2044)  |
|                                 | 特 別 支 援 学 校 教 諭 | 県立水戸第一高等学校 | 水戸市三の丸3-10-1 (029-224-2254)  |

※ 試験場は、第 1 次試験の結果通知と一緒に通知します。(第 1 次試験合格者数によっては、上記の試験場を変更する場合があります。)

※ 試験場への自家用車の乗り入れや自家用車による送迎は禁止します。公共交通機関をご利用ください。

※ 試験場の会場内(他試験場への移動時も含む)においては、ICレコーダー、スマートフォンや携帯電話、タブレット端末等、録音・録画・通信・通話のできる電子機器の使用を禁止します。

**【14】 日程及び試験内容** ※実習助手については、10ページから11ページ **【18】** をご覧ください。

**1 第 1 次試験**

・集合時刻 会場によって異なる場合がありますので、茨城県教育委員会ホームページで確認してください。

・時間及び試験内容

13:00~13:30 (30分) 教職専門

14:15~15:45 (90分) 専門教科

※ 教職専門及び高等学校水産・看護・情報・福祉を除く専門教科・科目については、マークシート方式による試験を実施します。

※ **携行品: 受験票、第 1 次試験結果通知用封筒** (長形 3 号、120mm×235mm 94円切手を貼り、封筒の表に郵便番号、住所(アパート名も)、受験者の氏名を記入してください。(氏名の後に「様」を書き添えてください。)) また、左下に、受験校種、職種、教科・科目、受験番号を記入してください。)、**上履き(水戸市内の会場のみ)、筆記用具**

**2 第2次試験 (第1次試験合格者のみ受験)** (集合時刻までに集合しない方は、原則として入場できません。)  
 集合時刻 あらかじめ指定した時刻

| 区 分                             | 時 間 及 び 試 験 内 容                                 |                                          |            |
|---------------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------|------------|
|                                 | 第1日目                                            | 第2日目                                     | 第3日目       |
| 小 学 校 教 諭<br>養 護 教 諭<br>栄 養 教 諭 |                                                 | 8:40～ 9:40 (60分) 小論文<br>10:30～ 集団討論      | 9:00～ 個人面接 |
| 中 学 校 教 諭                       | 英語: 9:00～ 口述試験<br>音楽・美術・技術・家庭・保健:<br>9:00～ 実技試験 | 8:40～ 9:40 (60分) 小論文<br>10:30～ 集団討論、個人面接 |            |
| 高 等 学 校 教 諭                     | 技術: 9:00～ 実技試験                                  | 8:40～ 9:40 (60分) 小論文<br>10:30～ 集団討論      | 9:00～ 個人面接 |
|                                 | 英語: 9:00～ 口述試験<br>音楽・美術・書道・家庭・保健:<br>9:00～ 実技試験 | 8:40～10:10 (90分) 小論文<br>10:40～ 集団討論      |            |
| 特別支援学校教諭                        |                                                 | 8:40～10:10 (90分) 小論文<br>10:40～ 集団討論      | 9:00～ 個人面接 |

(注) **携行品: 受験票、第2次試験結果通知用封筒** (角形2号、240mm×332mm 210円切手を貼り、封筒の表に郵便番号、住所 (アパート名も)、受験者の氏名を記入 (氏名の後に「様」を書き添えてください。)、**上履き、昼食、筆記用具**、右記の**受験同意書** (現在、国・公・私立学校の教職員又は国、地方公共団体若しくは医療機関の職員。ただし、提出できない事由がある場合は、その事由を記載した申立書を提出してください。なお、臨時的任用職員及び非常勤職員は提出の必要はありません。)  
 なお、下記教科・科目の受験者は、それぞれ【 】内のものを持参してください。  
 ・美術【定規、鉛筆、消しゴム、カッター、色鉛筆 (12色以上、色は自由)】  
 ・保健体育【運動着、運動靴 (屋外用及び屋内用)。また、柔道又は剣道のうち1種目を選択することになるので、柔道衣又は竹刀】  
 ・技術【定規、鉛筆、消しゴム、作業のできる服装及び靴】  
 ・家庭【調理実習用エプロン又は白衣、三角巾、マスク、ふきん、台ふきん、裁縫用具一式】  
 ・書道【大筆、小筆、下敷き、硯、墨、水差し、文鎮、鉛筆、赤のサインペン】  
 いずれも半紙書きに対応できるもの。※練習用の半紙を持参可。

<別記様式> 受験同意書  
 茨城県教育委員会 殿

令和6年度採用茨城県公立学校教員  
 選考試験において、下記の者が受験する  
 ことに同意する。

- 1 氏名
- 2 受験校種・職種
- 3 教科・科目

令和〇年〇月〇日  
 所属長 印

**【参考】** 昨年度選考試験で実施した実技試験の概要 (本年度、同じ試験内容になるとは限りません。)

【中学校】

- ・音 楽: リズム打ち、新曲視唱、ピアノによる弾き歌い (歌唱共通教材)
- ・美 術: デッサン
- ・技 術: 製作 (テーブルタップ) と目視・導通検査、「土」と「肥料」の名称とその特徴についての説明
- ・家 庭: 製作 (ペットボトルが入る袋)、調理 (かきたま汁)

【中学校・高等学校】

- ・保健体育: 陸上 (ハードル)、球技 (バレーボール又はバスケットボール)、武道 (柔道又は剣道)、ダンス

【高等学校】

- ・音 楽: 新曲視唱、リズム視奏 (リズム打ち)、ピアノによる弾き歌い (高等学校教科書掲載の楽曲程度)
- ・美 術: 鉛筆デッサン
- ・書 道: 臨書と創作 (半切を含む)
- ・家 庭: 被服 (ボタン付け及びギャザースカートの標本作成)、調理 (にんじんのグラッセ、だし巻き卵)

**【15】 配点及び選考基準**

※実習助手については、10ページから11ページ **【18】** をご覧ください。

1 第1次試験

(1) 配点

| 教職専門 | 専門教科・科目 | 合 計  |
|------|---------|------|
| 100点 | 300点    | 400点 |

※ 加点制度の対象者には、第1次試験の合計点に20点を上限に加点します。

(2) 選考基準

ア 一般選考 (志願者の特例該当者を含む。)

総合得点 (「教職専門」「専門教科・科目」「加点制度による加点」の得点合計) の上位から、順次合格者を選ぶことを原則とします。ただし、各試験のうち一つでも一定の基準に達しない方は、不合格とします。

イ 障害者を対象とした選考

一般選考とは別に選考します。選考方法・選考基準については、一般選考に準じます。

ウ 講師等経験者特別選考

一般選考とは別に選考します。選考方法・選考基準については、一般選考に準じます。

併願者が「講師等経験者特別選考」枠で不合格となった場合は、一般選考志願者として扱い選考します。

エ 社会人特別選考 (高等学校教諭のみ)

一般選考とは別に選考します。選考方法・選考基準については、一般選考に準じます。

オ 「いばらき輝く教師塾」修了生特別選考

一般選考とは別に選考します。選考方法・選考基準については、一般選考に準じます。

「いばらき輝く教師塾」修了生特別選考枠で不合格となった場合は、一般選考志願者として扱い選考します。

2 第2次試験

(1) 配点

| 区 分                        | 個人面接 | 集団討論 | 小論文  | 実技試験 | 口述試験 | 合 計  |
|----------------------------|------|------|------|------|------|------|
| ア 小学校教諭                    | 240点 | 120点 | 200点 |      |      | 560点 |
| イ 中学校教諭 (英語)               | 240点 | 120点 | 200点 |      | 100点 | 660点 |
| ウ 中学校教諭 (音楽・美術・技術・家庭・保健体育) | 240点 | 120点 | 200点 | 100点 |      | 660点 |
| エ 中学校教諭 (上記以外)             | 240点 | 120点 | 200点 |      |      | 560点 |



|                                |      |      |      |      |      |      |
|--------------------------------|------|------|------|------|------|------|
| オ 高等学校教諭 (英語)                  | 240点 | 120点 | 200点 |      | 100点 | 660点 |
| カ 高等学校教諭 (保健体育・音楽・美術・書道・家庭・技術) | 240点 | 120点 | 200点 | 100点 |      | 660点 |
| キ 高等学校教諭 (上記以外)                | 240点 | 120点 | 200点 |      |      | 560点 |
| ク 特別支援学校教諭                     | 240点 | 120点 | 200点 |      |      | 560点 |
| ケ 養護教諭・栄養教諭                    | 240点 | 120点 | 200点 |      |      | 560点 |

(2) 選考基準

ア 一般選考 (志願者の特例該当者を含む。)

総合得点の上位から、順次合格者を選ぶことを原則とします。

ただし、「個人面接」「集団討論」「小論文」「実技試験」「口述試験」のうち一つでも一定の基準に達しない方は不合格とします。

- ・ 小学校教諭算数・理科教員志願者は、第 2 次試験においても一般選考の小学校教諭との併願として扱います。
- ・ 中学校教諭小学校併願志願者は、第 2 次試験においては一般選考の小学校教諭との併願として扱います。
- ・ 中高一貫校教諭志願者は、第 2 次試験においても一般選考の高等学校教諭との併願として扱います。
- ・ 中高一貫校教諭技術中学校併願志願者は、第 2 次試験においても一般選考の中学校教諭との併願として扱います。

イ 障害者を対象とした選考

一般選考とは別に選考します。選考方法・選考基準については、一般選考に準じます。

ウ 講師等経験者特別選考

一般選考とは別に選考します。選考方法・選考基準については、一般選考に準じます。

なお、一般選考との併願については、第 2 次試験にも適用します。

エ 社会人特別選考 (高等学校教諭のみ)

一般選考とは別に選考します。選考方法・選考基準については、一般選考に準じます。

オ 大学等推薦特別選考

一般選考とは別に選考します。選考方法・選考基準については、一般選考に準じます。

カ 「いばらき輝く教師塾」修了生特別選考

一般選考とは別に選考します。選考方法・選考基準については、一般選考に準じます。

【参考】評価基準等

(1) 英語口述・実技 (音楽、美術、書道、保健体育、技術、家庭) 判定基準

教科ごとに評価基準を設定し、定められた点数に換算します。

(2) 個人面接

設定した評価基準に基づき、3名の面接員が7段階で評定します。

【評価の観点】 使命感、堅実性、判断力等

個人面接において、与えられた課題に対して模擬授業・場面指導等を行います。(全校種)

【評価の観点】 表現力、態度、内容等

(3) 集団討論

1グループ5～10名での討論等を、3名の面接員が、設定した評価基準に基づき、7段階で評定します。

【評価の観点】 意欲、熱意、積極性、リーダーシップ等

(4) 小論文判定基準

設定した評価基準に基づき、複数の採点者がそれぞれ採点した平均点を用います。

【評価の観点】 字数制限、表現の適切さ、論理性、構成力等

【16】 選考試験の結果の通知等

※実習助手については、10ページから11ページ【18】をご覧ください。

1 第 1 次試験

令和 5 年 7 月 19 日 (水) (予定) に、本人 (「現職教諭等在職者」「大学等推薦特別選考受験者」「前年度の結果による 1 次免除者」「小学校担任経験者による 1 次免除者」「英語の資格による 1 次免除者 [区分 A]」) の第 1 次試験の免除者も含む。) あて通知するとともに、茨城県教育委員会ホームページ上に掲載します。

なお、必要な試験を一部でも受験しなかった場合は、合否判定の対象とせず、選考結果は通知しません。

2 第 2 次試験

令和 5 年 9 月 29 日 (金) (予定) に本人あて採用候補者名簿登載、非登載の別を通知するとともに、茨城県教育委員会ホームページ上に掲載します。

なお、必要な試験を一部でも受験しなかった場合は、合否判定の対象とせず、選考結果は通知しません。

※ 採用候補者名簿登載の有効期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までです。

※ 就職その他の事情で採用志願を取り消す場合は、辞退届を提出してください。

【大学院前期 (修士) 課程進学予定者・大学院前期 (修士) 課程在籍者の採用候補者名簿登載の猶予について】

採用候補者名簿登載者のうち、次のア、イ、ウの要件を全て満たす方は、以下のとおり採用候補者名簿への登載を猶予します。

ア 合格区分・教科ごとの普通免許状を有する方又は令和 6 年 3 月 31 日までに取得見込みの方

イ 大学院修了までに合格区分・教科又は職の専修免許状を取得見込みの方

ウ 指定された期日までに本人が茨城県教育委員会に、別に定める様式により名簿登載の猶予を申請し、茨城県教育委員会の許可を受けた方

エ その他、茨城県教育委員会が猶予を必要と認めた方

<採用候補者名簿への登載について>

○ 大学院修士課程 1 年生に在籍している方は、令和 7 年 4 月 1 日に名簿登載をします。

○ 令和 6 年 4 月から大学院修士課程に進学を予定する方は、令和 8 年 4 月 1 日に名簿登載をします。

○ 長期履修学生制度の教育職員免許取得プログラムを活用し、大学院に在籍している方及び進学を予定している方は、茨城県教育委員会が認めた猶予期間満了後の 4 月 1 日に名簿登載します。詳しくは、教育改革課にご相談ください。

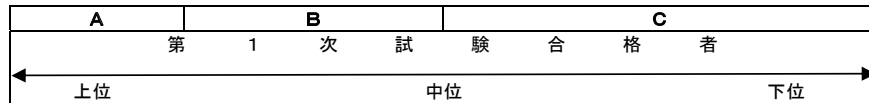
○ いずれの場合も、名簿登載の有効期間は、名簿登載の日から 1 年間です。

3 選考試験結果の情報提供について

(1) 第 1 次試験不合格者及び第 2 次試験における採用候補者名簿非登載者には、選考結果の情報提供を行います。

(2) 情報提供として、第 1 次試験不合格者及び第 2 次試験における採用候補者名簿非登載者の選考試験の順位、併せて第 1 次試験については「教職専門」「専門教科」の各得点、得点合計及び合格最低点を、第 2 次試験については「小論文」「個人面接」「集団討論」「口述試験」「実技試験 (音楽、美術、書道、技術、家庭、保健体育)」の得点合計及び合格最低点を通知します。

(3) 第 1 次試験合格者全員に、第 1 次試験結果通知書において、総合得点による合格区分 (3 ランク表示) をお知らせします。合格区分の目安は以下のとおりとします。



### 【17】 前年度の選考試験結果による第1次試験の免除について

令和6年度採用茨城県公立学校教員選考試験第2次試験における採用候補者名簿非搭載者の中で、総合評価が優秀である方は、令和7年度採用茨城県公立学校教員選考試験の第1次試験の全てを免除します。ただし、令和6年度採用の選考試験で受験した同一校種、同一試験区分、同一教科・科目を受験する方に限ります。

#### 【該当者】

- 令和7年度採用茨城県公立学校教員選考試験第1次試験免除対象者であると通知された方
- 令和6年度採用茨城県公立学校教員選考試験の「教職専門」、「専門教科試験」を全て受験している方
- ※ 志願者の特例を除く一般選考、講師等経験者特別選考併願受験者が対象となります。
- ※ 2年連続の免除はありません。

### 【18】 実習助手

#### 1 受験資格（次の要件を全て満たす方）

- (1) 昭和39年4月2日以降に出生した方
- (2) 高等学校卒業以上の学歴を有する方、又は令和6年3月31日までに高等学校卒業見込みの方
- (3) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

#### 2 出願方法

##### ●電子申請

- ・茨城県教育委員会ホームページに掲載される利用方法を確認し、申請してください。
- ※パソコン等でインターネットに接続できない方は、教育改革課まで電話で問い合わせてください。
- ※メールアドレスは事務連絡に使用しますので、変更しないでください。変更した場合は、教育改革課まで連絡してください。なお、令和6年3月31日をもって破棄します。

#### 3 受験票の送付

令和5年9月初旬頃、受験票が電子申請用のサイト（茨城県教育委員会ホームページからリンク）から受験票をダウンロードできるようになりますので、プリントアウトして試験日に持参してください。

#### 4 出願期間、試験期日及び試験場

- (1) 出願期間 令和5年7月10日（月）から 令和5年7月14日（金）午後5時まで
- (2) 試験期日 令和5年9月10日（日）
- (3) 試験場 県立水戸第三高等学校 水戸市三の丸2-7-27 (029)224-2044

#### 5 日程及び試験内容

|                  |                                 |
|------------------|---------------------------------|
| 8:30～8:50        | 受付（時間内に受付を完了しない方は原則として受験できません。） |
| 9:00～10:00（60分）  | 一般教養                            |
| 10:10～11:10（60分） | 作文                              |
| 12:00～           | 個人面接                            |

- (注) 1 携行品：結果通知用封筒（長形3号 120mm×235mm）94円切手を貼り、封筒の表に郵便番号、住所（アパート名も）、受験者の氏名を記入してください（氏名の後に「様」を書き添えてください。）、受験票、上履き、昼食、筆記用具
- 2 試験場への自家用車の乗り入れや自家用車による送迎は禁止します。公共交通機関をご利用ください。
- 3 試験場の会場内（他試験場への移動時も含む）においては、ICレコーダー、スマートフォンや携帯電話、タブレット端末等、録音・録画・通信・通話のできる電子機器の使用を禁止します。
- 4 試験場敷地内は禁煙とします。

#### 6 配点及び選考基準

- (1) 配点  
一般教養(200点)、作文(200点)、個人面接(240点)の640点満点とします。
- (2) 選考基準  
9ページ「【15】配点及び選考基準 1 第1次試験 (2)選考基準 ア 一般選考、2 第2次試験 (2)選考基準 ア 一般選考」に準じます。

#### 7 結果の通知

10ページ「【16】選考試験の結果の通知等 2 第2次試験 及び 3 選考試験結果の情報提供について」に準じます。

### 【19】 給与

給与は、各人の経歴等によって異なります。学校卒業直後に採用された場合の基本給与と手当等の月額はおおむね次のとおりです。

| 区 分 | 教諭・養護教諭・栄養教諭 | 実習助手         |
|-----|--------------|--------------|
| 月 額 | 238,734円（大卒） | 189,959円（高卒） |

※ このほか、県の規定に基づき住居手当等の生活関連手当や通勤手当などが支給されます。（令和5年3月1日現在）

**【20】 問い合わせ先**

〒310-8588 水戸市笠原町978番6 茨城県教育庁学校教育部 教育改革課 (029)301-5208

茨城県教育委員会 <https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/index.html>**【21】 その他****1 採用候補者名簿登載及び採用内定の取り消しについて**

採用候補者名簿への登載後、信用失墜行為等教員としてふさわしくない行為が判明した場合は、名簿登載及び採用内定を取り消すことがあります。

また、令和6年3月31日までに必要とされる免許状が取得できない場合は、名簿登載及び採用内定を取り消します。

**2 提出書類の様式**

用紙はA4判を縦に使用し、通常の文書スタイルに準じます。書体及びポイント数に指定はありません。

**(様式1) 勤務実績証明書**

|               |        |
|---------------|--------|
| 勤務実績証明書       |        |
| 氏 名           |        |
| 受験校種・職種       |        |
| 教科・科目         |        |
| 1             | 勤務先    |
| 2             | 職歴     |
| 3             | 休職等の期間 |
| 上記のとおり、証明します。 |        |
| 令和○年○月○日      |        |
| 所屬長等          | 印      |

**(様式2) 自己推薦書**

|                 |   |
|-----------------|---|
| 自己推薦書           |   |
| 氏 名             |   |
| 受験校種・職種         |   |
| 教科・科目           |   |
| 記               |   |
| ※ 推薦内容を記載する。    |   |
| 上記のとおり、自己推薦します。 |   |
| 令和○年○月○日        |   |
| 氏名              | 印 |

※ **様式1**について

- ・現職の方は、現在の所屬長の証明を受けてください。
- ・正規任用教諭等経験者の一部試験の免除を志願する場合は、任用されていた都道府県教育委員会で証明を受けてください。(この様式でなく、履歴事項の記録や人事記録等の写しに、原本証明を受けたものでもかまいません。)
- ・社会人経験者の一部試験の免除を志願する場合は、実際に勤務していた民間企業又は官公庁等で証明を受けてください。

**3 新型コロナウイルス感染拡大等により、実施方法の変更もあります。**

随時、茨城県教育委員会ホームページを確認してください。

## 電子申請について

### 始める前に

- ① 「利用者登録」をしましょう。  
 まずは、「いばらき電子申請・届出サービス」への登録が必要です。  
 入力後の返信メールから利用者登録画面に進み、登録してください。  
 登録後、選考試験の出願ができるようになります。
- ② 資料等を準備しよう。  
 実施要項、教員免許状(既得者)、履歴がわかるもの(高校入学・卒業年月日、大学入学・卒業年月日、講師等開始・終了年月日)など

### 申込みをしよう

- ① 申込みサイトは、受験しようとする校種や職種によって窓口が異なります。
  - ・小学校教諭、中学校教諭、養護教諭、栄養教諭
  - ・高等学校教諭、高等学校実習助手
  - ・特別支援学校教諭、特別支援学校実習助手

上記の職種をクリックして入力開始。  
 教員免許状の番号や履歴事項がわからないときは、データの一時保存を活用しましょう。
- ② 入力終了後、必ず確認！  
 入力終了後、「PDFファイルを出力する」をクリックし、保存。ファイルを開いて内容等を確認してください。  
 特に、志願理由等の欄は、スペースや改行の使用により、全部表示されていないことがあります。  
 そのまま印刷して利用しますので、記入した内容が正しく表示されるかを必ず確認してください。
- ③ 申請画面の送信後、「整理番号」「パスワード」が表示されます。必ず控えて令和 6 年 3 月 31 日まで大切に保管しましょう。(茨城県教育庁学校教育部教育改革課にお問い合わせでもパスワードは分かりません。)

|       |  |
|-------|--|
| 整理番号  |  |
| パスワード |  |

### 受験票を印刷しよう

- ① 受験票送付のお知らせ(令和 5 年 6 月中旬頃)が来たら、申込みサイトにアクセス。  
 「申込内容照会」で確認して受験票をダウンロードして印刷。  
 ※ 整理番号・パスワードを入力する必要があります。

## 試験当日の持参物

### 第 1 次試験

- ・受験票
- ・第 1 次試験結果通知用封筒(長形 3 号、94 円切手貼付、郵便番号、住所(アパート名も)、氏名、受験校種・職種、教科・科目、受験番号を記入 要項参照)
- ・上履き(水戸会場のみ)
- ・筆記用具

### 第 2 次試験

- ・受験票
- ・第 2 次試験結果通知用封筒(角形 2 号、210 円切手貼付、郵便番号、住所(アパート名も)、氏名、受験校種・職種、教科・科目、受験番号を記入 要項参照)
- ・上履き
- ・昼食
- ・筆記用具
- ・受験同意書(もしくは申立書)(該当者のみ)



**【別 紙】**  
**令和 6 年度採用 茨城県公立学校教員選考試験実施要項**  
**【離職者を対象とした特別選考】**

茨 城 県 教 育 委 員 会

**【1】 目 的**

この試験は、令和 6 年度茨城県公立学校教員採用に当たっての選考資料を得るために実施します。

**【2】 選考種別**

離職者を対象とした特別選考

この実施要項は、茨城県教育委員会ホームページからダウンロードできます。

**【3】 採用予定区分・教科・科目及び人数**

| 区分                                                                 | 小学校教諭 | 中学校教諭     | 高等学校教諭<br>(中等教育学校を含む。) | 特別支援<br>学校教諭 | 養護教諭 | 栄養教諭 | 実習助手 |
|--------------------------------------------------------------------|-------|-----------|------------------------|--------------|------|------|------|
| 採用予<br>定人数                                                         | 若干名   | 若干名 (全教科) | 若干名 (全教科)              | 若干名          | 若干名  | 若干名  | 若干名  |
| (注) 日本国籍を有しない方については、講師として任用します。<br>ただし、給与については、教諭と同じ給料表を適用して支給します。 |       |           |                        |              |      |      |      |

**【4】 受験資格 (次の要件を全て満たす方)**

| 区分<br>要件 | 小学校教諭                                                                                                                                                                                   | 中学校教諭               | 高等学校教諭               | 特別支援<br>学校教諭      | 養護教諭          | 栄養教諭          | 実習助手 |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|----------------------|-------------------|---------------|---------------|------|
| 免許状      | 小学校教諭<br>普通免許状                                                                                                                                                                          | 志願教科の中学校<br>教諭普通免許状 | 志願教科の高等学<br>校教諭普通免許状 | 特別支援学校<br>教諭普通免許状 | 養護教諭<br>普通免許状 | 栄養教諭<br>普通免許状 |      |
| 年齢       | 昭和39年4月2日以降に出生した方                                                                                                                                                                       |                     |                      |                   |               |               |      |
| 欠格<br>条項 | 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第16条の欠格条項及び学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第9条の欠格事由に該当しない方                                                                                                                    |                     |                      |                   |               |               |      |
| 受験<br>資格 | 上記の免許状、年齢及び欠格条項欄に掲げる各要件を満たし、次のア及びイのいずれにも該当する方<br>ア 過去に本県の公立学校の正規任用教諭 (実習助手受験者は正規任用実習助手) として3年以上 (休職・育児休業等の期間を除く。) の勤務経験がある方<br>イ 退職後5年以内の方<br>※ 退職勧奨により退職した方は、「離職者を対象とした特別選考」の対象から除きます。 |                     |                      |                   |               |               |      |

**【5】 出願手続**

**1 出願書類**

- (1) 出願時に提出する書類**
- 提出する書類は、志願書、履歴事項申請書、勤務実績証明書 (様式 1)、再採用申告書 (様式 3)、志願者データ入力票、受験票送付用封筒 (長形 3 号、120mm×235mm) です。
  - 受験票送付用封筒には、表に84円切手を貼り、封筒の表に郵便番号、住所、アパート名又は下宿先、受験者の氏名を記入してください。(氏名の後に、「様」を書き添えてください。) また、封筒の表の左下に、出願区分・教科・科目を記入してください。
- (2) 出願方法**
- 郵送のみ (簡易書留) とします。
  - 志願書等の提出については、提出期限 (消印有効) を厳守してください。

**2 受験票の送付**

受験者あてに、令和 5 年 6 月中旬頃発送する予定です。

## 【6】 出願期間及び出願先

| 出 願 期 間                                         | 出 願 先                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 5 年 4 月 7 日 (金) から<br>令和 5 年 4 月 28 日 (金) まで | 〒310-8588<br>水戸市笠原町978番 6<br>茨城県教育庁学校教育部教育改革課                                                                                 |
| ※ 出願締切日の消印のあるもの<br>まで受け付けます。                    | (1) 志願書等の提出は、郵送のみとします。<br>(2) 封筒の表に「教員採用志願書在中」と朱書きし、出願区分・教科・科目を明記して、必ず簡易書留で郵送してください。<br>(3) 連絡先に変更が生じたときは、教育改革課へ速やかに連絡してください。 |

## 【7】 試験期日及び試験場

| 試験期日                | 区 分                                                                     | 試 験 場      | 所在地及び電話番号                          |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------|------------|------------------------------------|
| 令和 5 年 6 月 25 日 (日) | 小 学 校 教 諭<br>中 学 校 教 諭<br>高 等 学 校 教 諭<br>養 護 教 諭<br>栄 養 教 諭<br>高等学校実習助手 | 県立水戸第一高等学校 | 水戸市三の丸3-10-1<br>TEL 029 (224) 2254 |
|                     | 特別支援学校教諭<br>特別支援学校実習助手                                                  | 県立緑岡高等学校   | 水戸市笠原町1284<br>TEL 029 (241) 0311   |

※ 試験場内においては、ICレコーダー、スマートフォンや携帯電話、タブレット端末等、録音・録画・通信・通話のできる電子機器の使用を禁止します。

※ 試験場への自家用車の乗り入れや自家用車による送迎は禁止します。公共交通機関をご利用ください。

※ 出願者数によっては、上記の試験場を変更する場合があります。

## 【8】 試験時間及び試験内容

・集合時刻 午前 8 時 30 分 (午前 8 時 30 分までに集合しない方は、原則として受験できません。)

・試験時間及び試験内容

午前 9 時 00 分～午前 10 時 00 分 小 論 文 (60 分)

午前 10 時 15 分～ 個人面接 (一人あたり 25 分)

## ※ 試験当日の携行品

ア 受験票

イ 結果通知用封筒 (長形 3 号、120mm×235mm)

結果通知用封筒には、94円切手を貼り、封筒の表に郵便番号、住所、アパート名又は下宿先、受験者の氏名を記入してください。(氏名の後に、「様」を書き添えてください。)

また、封筒の表の左下に、出願区分・教科・科目及び受験番号を記入してください。

ウ 上履き

エ 筆記用具

## 【9】 配点及び選考基準

|          |                                                                          |      |      |
|----------|--------------------------------------------------------------------------|------|------|
| (1) 配点   |                                                                          |      |      |
|          | 小論文                                                                      | 個人面接 | 合 計  |
|          | 100点                                                                     | 200点 | 300点 |
| (2) 選考基準 | 総合得点の上位から、順次合格者を選ぶことを原則とします。ただし、「小論文」又は「個人面接」のいずれかが一定の基準に達しない方は、不合格とします。 |      |      |

## 【参考】 評価基準等

(1) 小論文

設定した評価基準に基づき、複数の採点者がそれぞれ採点した平均点を用います。

【評価の観点】 字数制限、表現の適切さ、論理性、構成力等

(2) 個人面接

設定した評価基準に基づき、複数の面接員が 7 段階で評定します。

【評価の観点】 使命感、堅実性、判断力等

**【10】 選考試験結果の通知等**

令和 5 年 7 月 19 日 (水) (予定) に本人あて採用候補者名簿登載、非登載の別を通知するとともに、茨城県教育委員会ホームページ上に掲載します。なお、必要な試験を一部でも受験しなかった場合は、合否判定の対象とせず、選考結果は通知しません。

- ※ 採用候補者名簿登載の有効期間は、令和 6 年 4 月 1 日 (月) から 1 年です。
- ※ 何らかの事情で採用志願を取り消す場合は、辞退届を提出してください。

**【11】 問い合わせ先**

〒310-8588 水戸市笠原町978番 6 茨城県教育庁学校教育部 教育改革課 (029)301-5208

茨城県教育委員会 <https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/index.html>

**【12】 その他****1 採用候補者名簿及び採用内定の取り消しについて**

採用候補者名簿への登載後、信用失墜行為等教員にふさわしくない行為が判明した場合は、名簿登載及び採用内定を取り消すことがあります。

**2 提出書類の様式**

用紙は、A 4 判を縦に使用し、通常の文書スタイルに準じます。書体及びポイント数に指定はありません。

**(様式 1) 勤務実績証明書**

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 勤務実績証明書                |        |
| 氏名<br>受験校種・職種<br>教科・科目 |        |
| 1                      | 勤務先名称  |
| 2                      | 職歴     |
| 3                      | 休職等の期間 |
| 上記のとおり、証明します。          |        |
| 令和〇年〇月〇日               |        |
| 所属長等                   | 印      |

※勤務実績証明書については、任用されていた最終勤務校で証明を受けてください。

**(様式 3) 再採用申告書**

|                        |         |
|------------------------|---------|
| 再採用申告書                 |         |
| 氏名<br>受験校種・職種<br>教科・科目 |         |
| 1                      | 離職の理由   |
| 2                      | 自己推薦の内容 |
| 上記のとおり、申告します。          |         |
| 令和〇年〇月〇日               |         |
| 氏名                     | 印       |

※自己推薦については、自己アピールも含めて自由に記述をしてください。





## 【別 紙】

## 令和 6 年度採用 茨城県公立学校教員選考試験実施要項 【スペシャリストを対象とした特別選考】

茨城県教育委員会

## 【1】 目 的

この試験は、令和 6 年度茨城県公立学校教員採用に当たっての選考資料を得るために実施します。

## 【2】 選考種別

|                               |             |
|-------------------------------|-------------|
| ネイティブ英語教員の選考 (小中学校・高等学校)      | → 1 ページ【5】  |
| 英語の資格による小中学校・高等学校教諭の選考        | → 1 ページ【6】  |
| 英語で他教科の指導が可能な高等学校教諭の選考        | → 2 ページ【7】  |
| 情報処理技術者試験合格者等による中学校・高等学校教諭の選考 | → 2 ページ【8】  |
| 理科教育専門教諭の選考 (小中学校)            | → 2 ページ【9】  |
| 特別支援学校教諭 (自立活動) の選考           | → 3 ページ【10】 |

この実施要項は、  
茨城県教育委員会  
ホームページから  
ダウンロードでき  
ます。

## 【3】 採用予定区分・教科・科目及び人数

| 区分             | 小中学校教諭 |                  | 中学校教諭   | 高等学校教諭<br>(中等教育学校を含む。) |                          | 特別支援学校教諭 |
|----------------|--------|------------------|---------|------------------------|--------------------------|----------|
|                | ネイティブ  | 英語の資格・<br>理科教育専門 | 情報処理技術者 | ネイティブ                  | 英語の資格・英語で他教科・<br>情報処理技術者 | 自立活動     |
| 採用<br>予定<br>人数 | 5 名程度  | 若干名              | 若干名     | 6 名程度                  | 若干名                      | 若干名      |

(注) 日本国籍を有しない方については、講師として任用します。  
ただし、給与については、教諭と同じ給料表を適用して支給します。

## 【4】 受験資格

下表の要件を満たし、さらに各選考での条件をすべて満たす方

|          |                                                                                      |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 年齢       | 昭和 39 年 4 月 2 日以降に出生した方                                                              |
| 欠格<br>条項 | 地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 16 条の欠格条項及び学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 9 条の欠格事由に<br>該当しない方 |

## 【5】 ネイティブ英語教員の選考

## 1 実施する校種・教科 小中学校の英語 高等学校の英語

## 2 受験資格

1 ページ「【4】 受験資格」の要件を満たし、さらに次の (1)～(5) の条件をすべて満たす方

- (1) 母国語が英語である方 (公用語が英語である国・地域に在住 (留学は除く) していた方を含む) 又は前者と同等の英語力を有し、日常的に英語を用いて業務を行っている方
- (2) 大学又は大学院 (短期大学を除く) を卒業 (修了) し、学士以上の学位を取得している方
- (3) 日本国内において国公立中学校、高等学校 (中等教育学校を含む。)、大学において、令和 6 年 3 月 31 日までに、英語教育に関連する通算 2 年 (24 月) 以上の勤務実績 (ALT や常勤の英語講師等) を有する方
- (4) 教員の職務を行う上で必要とされる日本語能力を有する方
- (5) 教育職員免許状を有していない場合は、特別免許状の授与条件を満たす方 (3 ページ【11】参照)

## 3 出願手続等

3 ページ「【12】 出願手続 2 出願書類 (1) 出願時に提出する書類」に加え、5 ページ「【19】 その他の勤務実績証明書 (様式 1)、自己推薦書 (様式 2)」を提出してください。

## 【6】 英語の資格による小中学校・高等学校教諭の選考

## 1 実施する校種・教科 小中学校の英語 高等学校の英語

## 2 受験資格

1 ページ「【4】 受験資格」の要件を満たし、さらに次の (1)～(3) の条件をすべて満たす方

- (1) 大学又は大学院 (短期大学を除く) を卒業 (修了) し、学士以上の学位を取得している方
- (2) 次の (ア)～(エ) のいずれかの資格を有し、正規職員として民間企業や官公庁において、英語を使った業務に出願時に継続して 3 年以上の勤務経験がある方
  - (ア) 実用英語技能検定 1 級合格
  - (イ) TOEFL iBT 100 点以上
  - (ウ) TOEIC & TOEIC SW 1216 点以上
  - (エ) GTEC CBT 1338 点以上
- (3) 教育職員免許状を有していない場合は、特別免許状の授与条件を満たす方 (3 ページ【11】参照)

## 3 出願手続等

3 ページ「【12】 出願手続 2 出願書類 (1) 出願時に提出する書類」に加え、5 ページ「【19】 その他の勤務実績証明書 (様式 1)、自己推薦書 (様式 2)」、英語資格については、実施団体の発行する合格証明書又は成績を証明できる書類の写し (実用英語技能検定を除く英語の資格については、令和 3 年 5 月 1 日以降に取得した公式認定証によるスコアのみ有効です。) を提出してください。



**【7】 英語で他教科の指導が可能な高等学校教諭の選考**

**1 実施する校種・教科** 高等学校の世界史、日本史、地理、公民、数学、物理、化学、生物、地学

**2 受験資格**

1 ページ「【4】 受験資格」の要件を満たし、さらに次の(1)～(3)の条件をすべて満たす方

- (1) 大学又は大学院（短期大学を除く）を卒業（修了）し、学士以上の学位を取得している方
- (2) 母国語が英語である方又は公用語が英語である国・地域に在住していた方で、教員の職務を行う上で必要とされる日本語の能力を有している方、または次の(ア)～(エ)のいずれかの資格を有し、英語で授業を実践できる方
  - (ア) 実用英語技能検定 1 級合格
  - (イ) TOEFL iBT 100点以上
  - (ウ) TOEIC&TOEIC SW 1216点以上
  - (エ) GTEC CBT 1338点以上
- (3) 教育職員免許状を有していない場合は、特別免許状の授与条件を満たす方（3 ページ【11】参照）のうち、次の①又は②のいずれかの要件を満たす方
  - ① 正規職員として民間企業や官公庁で、継続して3年以上の勤務があり、出願する教科・科目に関して大学卒業程度以上の高度な専門的知識を勤務経験等を通して身に付けた方
  - ② 志願する教科・科目に関する博士号を取得後、大学又は研究機関等で連続して3年以上の研究開発業務に携わった方

**3 出願手続等**

3 ページ「【12】 出願手続 2 出願書類 (1) 出願時に提出する書類」に加え、5 ページ「【19】 その他の勤務実績証明書(様式1)、自己推薦書(様式2)」、英語資格については、実施団体の発行する合格証明書又は成績を証明できる書類の写し(実用英語技能検定を除く英語の資格については、令和3年5月1日以降に取得した公式認定証によるスコアのみ有効です。)を提出してください。

**【8】 情報処理技術者試験合格者等による中・高等学校教諭の選考**

**1 実施する校種・教科** 中学校の技術 高等学校の情報

**2 受験資格****【中学校教諭 技術】**

1 ページ「【4】 受験資格」の要件を満たし、さらに次の(1)～(4)の条件をすべて満たす方

- (1) 大学又は大学院（短期大学を除く）を卒業（修了）し、学士以上の学位を取得している方
- (2) 平成20年度春期からの試験制度で、以下の試験のいずれかの合格者
 

①応用情報技術者試験 ②ITストラテジスト試験 ③システムアーキテクト試験 ④プロジェクトマネージャ試験 ⑤ネットワークスペシャリスト試験 ⑥データベーススペシャリスト試験 ⑦エンベデットスペシャリスト試験 ⑧ITサービスマネージャ試験 ⑨システム監査技術者試験 ⑩情報処理安全確保支援士試験
- (3) 民間企業、大学・研究機関等において、情報関係の業務に従事し、出願時までに3年以上の勤務経験を有する方
- (4) 教育職員免許状を有していない場合は、特別免許状の授与条件を満たす方（3 ページ【11】参照）

**【高等学校教諭 情報】**

1 ページ「【4】 受験資格」の要件を満たし、さらに次の(1)～(4)の条件をすべて満たす方

- (1) 大学又は大学院（短期大学を除く）を卒業（修了）し、学士以上の学位を取得している方
- (2) 平成20年度春期からの試験制度で、以下の試験のいずれかの合格者、あるいは、下記の資格に相当する研究により、修士または、博士号を取得している方（採用時点で「取得見込み」でも可）
 

①応用情報技術者試験 ②ITストラテジスト試験 ③システムアーキテクト試験 ④プロジェクトマネージャ試験 ⑤ネットワークスペシャリスト試験 ⑥データベーススペシャリスト試験 ⑦エンベデットスペシャリスト試験 ⑧ITサービスマネージャ試験 ⑨システム監査技術者試験 ⑩情報処理安全確保支援士試験
- (3) 民間企業、大学・研究機関等において、情報システムの研究・開発業務等に従事し、出願時までに3年以上の勤務経験を有する方
- (4) 教育職員免許状を有していない場合は、特別免許状の授与条件を満たす方（3 ページ【11】参照）

**3 出願手続等**

3 ページ「【12】 出願手続 2 出願書類 (1) 出願時に提出する書類」に加え、5 ページ「【19】 その他の勤務実績証明書(様式1)、自己推薦書(様式2)」、資格については実施団体の発行する合格証明書の写しを提出してください。

**【9】 理科教育専門教諭の選考**

**1 実施する校種・教科** 小中学校の理科

**2 受験資格**

1 ページ「【4】 受験資格」の要件を満たし、さらに次の(1)～(4)の条件をすべて満たす方

- (1) 教員の職務を行うのに必要な熱意と見識をもち、理科好きの児童・生徒を育てる意欲のある方
- (2) 大学又は大学院（短期大学を除く）を卒業（修了）し、自然科学系又は理工学系の学士以上の学位を取得している方
- (3) 現在又は過去に、自然科学系又は理工学系の大学教員（非常勤も含む）、民間企業において研究・開発業務に従事した経験を3年以上有する方
- (4) 教育職員免許状を有していない場合は、特別免許状の授与条件を満たす方（3 ページ【11】参照）

**3 出願手続等**

3 ページ「【12】出願手続 2 出願書類 (1) 出願時に提出する書類」に加え、5 ページ「【19】その他の勤務実績証明書 (様式 1)、自己推薦書 (様式 2)、研究の実績一覧 (様式 4)」及び研究実績又は表彰等が証明できる書類の写しを提出してください。

**【10】特別支援学校教諭 (自立活動) の選考****1 実施する校種** 特別支援学校**2 受験資格**

1 ページ「【4】受験資格」の要件を満たし、さらに次の (1)～(2) の条件をすべて満たす方

- (1) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士として、その資格に基づく職務経験を出願時に 3 年以上有する方
- (2) 教育職員免許状を有していない場合は、特別免許状の授与条件を満たす方 (3 ページ【11】参照)

**3 出願手続等**

3 ページ「【12】出願手続 2 出願書類 (1) 出願時に提出する書類」に加え、5 ページ「【19】その他の勤務実績証明書 (様式 1)、自己推薦書 (様式 2)」及び資格に関する証明書の写しを提出してください。

**【11】特別免許状について**

特別免許状は、都道府県教育委員会が実施する教育職員検定試験に合格した方に対して授与され、その都道府県内においてのみ効力を有することとなっています。この教育職員検定の実施については、教育職員免許法 (昭和 24 年法律第 147 号) 第 5 条において、次のように規定されています。

教育職員免許法 第 5 条

- 3 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。
  - 一 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
  - 二 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

茨城県教育委員会では、これらの授与条件を満たす方が特別選考によって採用内定した場合に、教育職員検定の実施に必要な任命権者としての推薦を行うこととしています。ただし、特別免許状を授与することが適切でないと判断され、特別免許状を授与できない場合は、名簿登載を取り消します。

**【12】出願手続****1 出願上の留意点**

- (1) 「障害者手帳」等を所持し、障害の状態等に応じた「課題や小論文用紙の拡大」「車椅子使用」等の合理的配慮の提供を必要とする方は、「受験上の配慮事項」に必要な事項を記入の上、「障害者手帳」等の写しを添えて出願してください。

障害の状態やこれまで受けてきた支援の内容を勘案し、合理的配慮の提供を個別に決定します。

- (2) 志願書に不備がある場合は、受け付けないことがあります。また、虚偽の記載をした者については、採用を取り消すことがあります。

**2 出願書類****(1) 出願時に提出する書類**

- ・提出する書類は、志願書、履歴事項申請書、志願者データ入力票、受験票送付用封筒 (長形 3 号、120mm × 235mm) です。
- ・受験票送付用封筒には、表に 84 円切手を貼り、封筒の表に郵便番号、住所、アパート名又は下宿先、受験者の氏名を記入してください。(氏名の後に、「様」を書き添えてください。) また、封筒の表の左下に、出願区分・教科・科目を記入してください。
- ・勤務実績証明書 (様式 1)、自己推薦書 (様式 2)、資格や実績に関する証明書等の写しを、上記出願書類とともに提出してください。

**(2) 出願方法**

- ・郵送のみ (簡易書留) とします。
- ・志願書等の提出については、提出期限 (消印有効) を厳守してください。

**3 受験票の送付**

I 期試験の受験票は、令和 5 年 6 月中旬頃、II 期試験の受験票は、令和 5 年 10 月下旬頃発送する予定です。

## 【13】 出願期間及び出願先

| 期 間                                                              | 出 願 先                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I 期<br>郵送受付<br>令和 5 年 4 月 7 日 (金) から<br>令和 5 年 4 月 28 日 (金) まで   | 〒310-8588<br>水戸市笠原町978番6<br>茨城県教育庁学校教育部教育改革課                                                                                                         |
| II 期<br>郵送受付<br>令和 5 年 10 月 2 日 (月) から<br>令和 5 年 10 月 6 日 (金) まで | (1) <u>志願書等の提出は、郵送のみとします。</u><br>(2) 封筒の表に「 <u>教員採用志願書在中</u> 」と朱書し出願区分・教科・科目を明記して、必ず <u>簡易書留</u> で郵送してください。<br>(3) 連絡先に変更が生じたときは、教育改革課へ速やかに連絡してください。 |
| ※ <u>出願締切日の消印のあるもので受け付けます。</u>                                   |                                                                                                                                                      |

※ I 期試験において採用予定人数に達した場合には、II 期試験を実施しないことがあります。II 期試験の実施の有無については、茨城県教育委員会ホームページを確認してください。

## 【14】 試験期日及び試験場

| 試 験 期 日                     | 区 分                                                 | 試験場        | 所在地(電話番号)                      |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------|------------|--------------------------------|
| I 期<br>令和 5 年 6 月 25 日 (日)  | 小 中 学 校 教 諭<br>中 学 校 教 諭<br>高 等 学 校 教 諭             | 県立水戸第一高等学校 | 水戸市三の丸3-10-1<br>(029-224-2254) |
|                             | 特別支援学校教諭                                            | 県立緑岡高等学校   | 水戸市笠原町1284<br>(029-241-0311)   |
| II 期<br>令和 5 年 11 月 5 日 (日) | 小 中 学 校 教 諭<br>中 学 校 教 諭<br>高 等 学 校 教 諭<br>特別支援学校教諭 | 県立水戸第一高等学校 | 水戸市三の丸3-10-1<br>(029-224-2254) |

※ 試験場の会場内においては、ICレコーダー、スマートフォンや携帯電話、タブレット端末等、録音・録画・通信・通話のできる電子機器の使用を禁止します。

※ 試験場への自家用車の乗り入れや自家用車による送迎は禁止します。公共交通機関をご利用ください。

※ 出願者数によっては、上記の試験場を変更する場合があります。

## 【15】 日程及び試験内容

- I 期 期日 令和 5 年 6 月 25 日 (日)
- II 期 期日 令和 5 年 11 月 5 日 (日)
  - ・ 集合時刻 午前 8 時 30 分 (午前 8 時 30 分までに集合しない方は原則として受験できません。)
  - ・ 試験時間及び試験内容
    - 午前 9 時 00 分～午前 10 時 00 分 小論文 (60分)
    - 午前 10 時 15 分～ 個人面接

## ※ 試験当日の携行品

- ア 受験票
- イ 結果通知用封筒 (長形 3 号、120mm×235mm)  
結果通知用封筒には、94円切手を貼り、封筒の表に郵便番号、住所、アパート名又は下宿先、受験者の氏名を記入してください。(氏名の後に、「様」を書き添えてください。)  
また、封筒の表の左下に、出願区分・教科・科目及び受験番号を記入してください。
- ウ 受験同意書  
該当者のみ提出してください。(同意書及び申立書の様式は自由です。)  
現在、国・公・私立学校の教職員又は国、地方公共団体若しくは医療機関の職員である方は、所属長の受験同意書を茨城県教育委員会あて提出してください。ただし、提出できない事由がある場合は、その事由を記載した申立書を提出してください。なお、臨時的任用職員及び非常勤職員は提出の必要はありません。
- エ 上履き
- オ 昼食
- カ 筆記用具

## 【16】 配点及び選考基準

|          |                                                                            |      |      |
|----------|----------------------------------------------------------------------------|------|------|
| (1) 配点   |                                                                            |      |      |
|          | 小論文                                                                        | 個人面接 | 合 計  |
|          | 100点                                                                       | 200点 | 300点 |
| (2) 選考基準 | 総合得点の上位から、順次合格者を選ぶことを原則とします。ただし、「小論文」又は「個人面接」のうちいずれかが一定の基準に達しない方は、不合格とします。 |      |      |

## 【参考】 評価基準等

- (1) 小論文

設定した評価基準に基づき、複数の採点者がそれぞれ採点した平均点をを用います。

【評価の観点】 字数制限、表現の適切さ、論理性、構成力等

(2) 個人面接 (模擬授業・場面指導を含む)

設定した評価基準に基づき、2～3名の面接員が7段階で評定します。

【評価の観点】 専門性、実践的指導力、使命感、堅実性、判断力等

【17】 採用選考試験の結果の通知等

I 期試験の結果については、令和 5 年 7 月 19 日 (水) (予定) に本人あて採用候補者名簿登載、非登載の別を通知するとともに、茨城県教育委員会ホームページ上にも掲載します。**なお、必要な試験を一部でも受験しなかった場合は、合否判定の対象とせず、選考結果は通知しません。**

II 期試験の結果については、令和 5 年 11 月 22 日 (水) (予定) に、I 期と同様に通知します。

※ 採用候補者名簿登載の有効期間は、令和 6 年 4 月 1 日 (月) から 1 年です。

※ 何らかの事情で採用志願を取り消す場合は、辞退届 (任意の様式) を提出してください。

【18】 問い合わせ先

〒310-8588 水戸市笠原町978番 6 茨城県教育庁学校教育部 教育改革課 (029) 301-5208

茨城県教育委員会 <https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/index.html>

【19】 その他

1 採用候補者名簿及び採用内定の取り消しについて

採用候補者名簿への登載後、信用失墜行為等教員にふさわしくない行為が判明した場合は、名簿登載及び採用内定を取り消すことがあります。

2 提出書類の様式

用紙は A 4 判を縦に使用し、通常の文書スタイルに準じます。書体及びポイント数に指定はありません。

(様式 1) 勤務実績証明書

| 勤務実績証明書       |         |
|---------------|---------|
| 氏 名           | 受験校種・職種 |
|               | 教科・科目   |
| 1             | 現在の勤務先  |
| 2             | 職歴      |
| 3             | 休職等の期間  |
| 上記のとおり、証明します。 |         |
| 令和〇年〇月〇日      | 印       |
|               | 所属長等    |

- ・現職の方は、現在の所属長の証明を受けてください。
- ・過去の勤務実績については、実際に勤務していた民間企業又は官公庁等で証明を受けてください。

(様式 2) 自己推薦書

| 自己推薦書           |         |
|-----------------|---------|
| 氏 名             | 受験校種・職種 |
|                 | 教科・科目   |
| 記               |         |
| ※ 推薦内容を記載する。    |         |
| 上記のとおり、自己推薦します。 |         |
| 令和〇年〇月〇日        | 印       |
|                 | 氏名      |

- ・自己推薦については、自己アピールを含めて自由に記述をしてください。

(様式 4) 研究の実績一覧

| 研究の実績一覧         |         |
|-----------------|---------|
| 氏 名             | 受験校種・職種 |
|                 | 教科・科目   |
| 記               |         |
| ※ 研究実績を記載する。    |         |
| 上記のとおり、相違ありません。 |         |
| 令和〇年〇月〇日        | 印       |
| (証明者)所属         | 氏名      |

- ・研究の実績については、「研究内容」、「研究機関」、「研究期間」、「受賞歴」等を記入し、勤務先、研究機関等で証明を受けてください。

(予告)



【別 紙】

令和 7 年度採用 茨城県公立学校教員選考試験実施要項  
【前年度第 2 次試験合格者を対象とした特別選考】

茨 城 県 教 育 委 員 会

## 【1】 目 的

この試験は、令和 7 年度茨城県公立学校教員採用に当たっての選考資料を得るために実施します。

## 【2】 選考種別

前年度第 2 次試験合格者を対象とした特別選考

この実施要項は、茨城県教育委員会ホームページから  
ダウンロードできます。

## 【3】 採用予定区分・教科・科目及び人数

| 区分                                                                 | 小学校教諭 | 中学校教諭     | 高等学校教諭<br>(中等教育学校を含む。) | 特別支援学校教諭 | 養護教諭 | 栄養教諭 |
|--------------------------------------------------------------------|-------|-----------|------------------------|----------|------|------|
| 採用予定人数                                                             | 若干名   | 若干名 (全教科) | 若干名 (全教科)              | 若干名      | 若干名  | 若干名  |
| (注) 日本国籍を有しない方については、講師として任用します。<br>ただし、給与については、教諭と同じ給料表を適用して支給します。 |       |           |                        |          |      |      |

## 【4】 受験資格 (次の要件を全て満たす方)

| 区分<br>要件 | 小学校教諭                                                                                                                                                                                     | 中学校教諭               | 高等学校教諭               | 特別支援学校教諭          | 養護教諭          | 栄養教諭          |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|----------------------|-------------------|---------------|---------------|
| 免許状      | 小学校教諭<br>普通免許状                                                                                                                                                                            | 志願教科の中学校<br>教諭普通免許状 | 志願教科の高等学<br>校教諭普通免許状 | 特別支援学校<br>教諭普通免許状 | 養護教諭<br>普通免許状 | 栄養教諭<br>普通免許状 |
| 年齢       | 昭和40年 4 月 2 日以降に出生した方                                                                                                                                                                     |                     |                      |                   |               |               |
| 欠格<br>条項 | 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第16条の欠格条項及び学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第9条の欠格事由に該当しない方                                                                                                                      |                     |                      |                   |               |               |
| 受験<br>資格 | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和 6 年度採用茨城県公立学校教員選考試験において、第 2 次試験に合格したが、やむを得ず卒業延期となるなどの理由により、採用にいたらなかった方</li> <li>令和 6 年度採用茨城県公立学校教員選考試験で受験した同一校種、同一試験区分、同一教科・科目を受験する方</li> </ul> |                     |                      |                   |               |               |

【5】 出願手続、出願期間及び試験期日等につきましては、令和 6 年度末に公表します。

## 【6】 問い合わせ先

〒310-8588 水戸市笠原町978番 6 茨城県教育庁学校教育部 教育改革課 (029) 301-5208

茨城県教育委員会 <https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/index.html>

(茨城県内水面漁場管理委員会)

●内水面漁場計画に関する公聴会開催

漁業法(昭和24年法律第267号)第64条第5項及び同法第171条第4項の規定に基づき、茨城県及び千葉県における内水面漁場計画について、次のとおり公聴会を開催しますので、意見を述べたい方はご出席ください。

令和5年3月30日

茨城県内水面漁場管理委員会

会長 高 杉 則 行

1 開催日時及び場所

令和5年4月14日(金)午後2時

水戸市柵町1-3-1 茨城県水戸合同庁舎5階会議室兼厚生室

2 案件

共同漁業権の内水面漁場計画について

茨城県 茨内共第1号から6号、9号から15号、17号、23号、24号

千葉県 内共第14号(利根川)

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

- (1) 縦覧に供する書類 茨城県及び千葉県における共同漁業権の内水面漁場計画案の写し
- (2) 縦覧の期間 令和5年3月30日から令和5年4月12日まで  
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)
- (3) 縦覧の場所 茨城県内水面漁場管理委員会事務局  
(水戸市笠原町978番6 県庁漁政課内)

3 公述の申し込み

公聴会において意見を述べようとする者(以下「公述者」という。)は、令和5年4月12日の午後5時までに別に定める様式により、住所、氏名、年齢、職業、当該事案に関して利害関係を有する理由及び発言内容の要旨を記載した書面を当委員会事務局に提出してください。

4 公述者の範囲

公聴会における公述者の範囲は、次に掲げる者とする。

- (1) 当該内水面において漁業を営む者
- (2) 当該内水面において漁業を営もうとする者
- (3) その他の利害関係人

5 その他

上記のほか、公聴会は茨城県内水面漁場管理委員会の公聴会に関する手続規程(平成7年2月9日規程第2号)に定めるところによる。

様式

公 述 申 込 書

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 年 齢
- 4 職 業
- 5 当該事案に関して利害関係を有する理由
- 6 発言内容の要旨

令和 年 月 日  
氏名 (自署)

茨城県内水面漁場管理委員会  
会 長 高 杉 則 行 殿



●令和 5 年度目標増殖量公示

令和 5 年度第 5 種共同漁業権魚種に係る目標増殖量については、次のとおりとする。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県内水面漁場管理委員会

会長 高 杉 則 行

放流事業・産卵場等造成事業

| 免許番号      | 対象<br>漁業権者<br>(漁協同組合) | 目 標 増 殖 量 |      |      |       |      |      |      |      |      |       |      |      |      |      |            |            |      |       |
|-----------|-----------------------|-----------|------|------|-------|------|------|------|------|------|-------|------|------|------|------|------------|------------|------|-------|
|           |                       | えび        | ふな   | うなぎ  | わかさぎ  | もつご  | たなご  | うぐい  | にごい  | どじょう | あゆ    | おいかわ | ぼら   | はぜ   | かじか  | やまめ        |            | いわな  | さくらます |
|           |                       | (kg)      | (kg) | (kg) | (万粒)  | (kg) | (千尾) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg)  | (kg) | (kg) | (kg) | (千尾) | 稚魚<br>(千尾) | 成魚<br>(kg) | (千尾) | (kg)  |
| 茨第 内 2 共  | 常陸川                   | 産卵場等      | 500  |      |       |      |      |      |      |      |       |      |      |      |      |            |            |      |       |
| 茨第 内 3 共  | 牛久沼                   | 産卵場等      | 200  | 30   | 500   | 産卵場等 |      |      |      |      |       |      |      |      |      |            |            |      |       |
| 茨第 内 4 共  | 小貝川                   | 産卵場等      | 200  | 10   |       | 産卵場等 |      |      |      |      |       |      |      |      |      |            |            |      |       |
|           | 鬼怒小貝                  |           | 100  | 10   |       |      |      |      |      |      |       |      |      |      |      |            |            |      |       |
|           | 関東                    |           | 85   | 8    |       |      |      |      |      |      |       |      |      |      |      |            |            |      |       |
|           | 鬼怒利根                  |           | 50   | 10   |       |      |      |      |      |      |       |      |      |      |      |            |            |      |       |
|           | 小計                    |           | 435  | 38   |       | 産卵場等 |      |      |      |      |       |      |      |      |      |            |            |      |       |
| 茨第 内 5 共  | 鬼怒小貝                  |           | 100  | 20   |       |      |      | 産卵場等 |      |      | 200   | 産卵場等 |      |      |      |            |            |      |       |
|           | 関東                    |           | 75   | 8    |       |      |      |      |      |      |       |      |      |      |      |            |            |      |       |
|           | 鬼怒利根                  |           | 50   | 10   |       |      |      |      |      |      |       |      |      |      |      |            |            |      |       |
|           | 小計                    |           | 225  | 38   |       |      |      | 産卵場等 |      |      | 200   | 産卵場等 |      |      |      |            |            |      |       |
| 茨第 内 6 共  | 鬼怒小貝                  |           |      |      |       |      |      |      |      |      |       |      |      |      |      |            |            |      |       |
|           | 関東                    |           | 40   | 4    |       |      |      |      |      |      |       |      |      |      |      |            |            |      |       |
|           | 小計                    |           | 40   | 4    |       |      |      |      |      |      |       |      |      |      |      |            |            |      |       |
| 茨第 内 9 共  | 新利根                   | 産卵場等      | 300  |      | 50    | 産卵場等 |      |      | 産卵場等 |      |       |      |      |      |      |            |            |      |       |
| 茨第 内 10 共 | 新利根                   | 産卵場等      | 100  |      | 50    | 産卵場等 |      |      | 産卵場等 |      |       |      |      |      |      |            |            |      |       |
| 茨第 内 11 共 | 新利根                   |           | 100  | 10   |       |      |      |      |      |      |       |      |      |      |      |            |            |      |       |
| 茨第 内 12 共 | 桜川                    |           | 160  |      | 200   |      |      |      |      |      | 産卵場等  | 産卵場等 |      |      |      |            |            |      |       |
|           | 霞ヶ浦                   |           | 200  |      |       |      |      |      |      |      |       |      |      |      |      |            |            |      |       |
|           | 小計                    |           | 360  |      | 200   |      |      |      |      |      | 産卵場等  | 産卵場等 |      |      |      |            |            |      |       |
| 茨第 内 13 共 | 那珂川第一                 | 産卵場等      | 100  | 100  | 300   |      |      |      |      |      |       |      | 産卵場等 | 産卵場等 |      |            |            |      | 100   |
|           | 那珂川                   | 産卵場等      | 50   | 50   |       |      |      | 産卵場等 | 産卵場等 |      |       | 300  | 産卵場等 |      | 1    | 5          |            |      | 50    |
|           | 小計                    | 産卵場等      | 150  | 150  | 300   |      |      | 産卵場等 | 産卵場等 |      |       | 300  | 産卵場等 | 産卵場等 | 1    | 5          |            |      | 150   |
| 茨第 内 14 共 | 大淵沼                   |           | 200  | 100  | 1,000 |      |      | 産卵場等 |      |      | 10    | 産卵場等 |      |      |      |            |            |      |       |
| 茨第 内 15 共 | 久慈川                   |           | 350  | 100  |       |      |      | 470  | 産卵場等 |      | 2,000 | 産卵場等 | 産卵場等 |      |      | 40         | 800        | 3    | 100   |
| 茨第 内 17 共 | 大北川                   |           | 350  | 5    | 100   |      |      |      |      |      | 300   | 産卵場等 |      |      |      | 800        |            |      |       |

(注) 1 こいについては、コイヘルペスウィルス (KHV) 病のまん延防止のため、当分の間放流を見合わせるこ  
ととし、目標増殖量は定めない。

2 やまめ稚魚放流数量は、産卵直前の親魚を放流する方式に置き換えることが出来る。





訓 令

- 茨城県訓令第 5 号
- 茨城県企業局訓令第 1 号
- 茨城県病院局訓令第 1 号
- 茨城県教育委員会教育長訓令第 1 号
- 茨城県警察本部訓令第 6 号
- 茨城県選挙管理委員会訓令第 1 号
- 茨城県監査委員訓令第 1 号
- 茨城県人事委員会訓令第 1 号
- 茨城県労働委員会訓令第 1 号
- 茨城県収用委員会訓令第 1 号
- 茨城海区漁業調整委員会訓令第 1 号
- 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会訓令第 1 号
- 茨城県内水面漁場管理委員会訓令第 1 号

茨城県特定個人情報等の適切な管理に関する基本方針を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 30 日

|                  |     |    |
|------------------|-----|----|
| 茨城県知事            | 大井川 | 和彦 |
| 茨城県公営企業管理者       |     |    |
| 企業局長             | 稲見  | 真二 |
| 茨城県病院事業管理者       | 軸屋  | 智昭 |
| 茨城県教育委員会教育長      | 森作  | 宜民 |
| 茨城県警察本部長         | 一瀬  | 圭一 |
| 茨城県選挙管理委員会委員長    | 星野  | 学  |
| 茨城県代表監査委員        | 澤田  | 勝  |
| 茨城県人事委員会委員長      | 足立  | 勇人 |
| 茨城県労働委員会会長       | 亀田  | 哲也 |
| 茨城県収用委員会会長       | 後藤  | 直樹 |
| 茨城海区漁業調整委員会会長    | 高濱  | 芳明 |
| 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会長 | 鈴木  | 幸雄 |
| 茨城県内水面漁場管理委員会会長  | 高杉  | 則行 |

茨城県特定個人情報等の適切な管理に関する基本方針を定める規程の一部を改正する訓令

- 茨城県訓令第 4 号
- 茨城県企業局訓令第 1 号
- 茨城県病院局訓令第 8 号
- 茨城県教育委員会教育長訓令第 1 号
- 茨城県警察本部訓令第 10 号
- 茨城県選挙管理委員会訓令第 1 号

茨城県特定個人情報等の適切な管理に関する基本方針を定める規程 | 平成 29 年茨城県監査委員訓令第 3 号

茨城県人事委員会訓令第 1 号  
 茨城県労働委員会訓令第 1 号  
 茨城県収用委員会訓令第 1 号  
 茨城海区漁業調整委員会訓令第 1 号  
 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会訓令  
 茨城県内水面漁場管理委員会訓令第

の一部を次のように改正する。

第 1 号  
 1 号

第 2 条第 1 号中「茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第 1 号。同号において「個人情報保護条例」という。）第 2 条第 6 項」を「同条第 8 項」に改め、同条第 2 号中「番号利用法」の次に「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第 5 号）」を加え、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」を「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」に改め、「個人情報保護条例」を削る。

付 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~  
 (県 議 会)

茨城県議会訓令第 2 号

茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県議会議長 石 井 邦 一

茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 5 年茨城県条例第 19 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第 3 条 条例第 2 条第 2 項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
 - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸 (別名 DNA) を構成する塩基の配列
 - イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - キ 指紋又は掌紋
- (2) 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号) 第 3 条第 11 項に規定する保険者番号及び同条第 12 項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 船員保険法 (昭和 14 年法律第 73 号) 第 2 条第 10 項に規定する保険者番号及び同条第 11 項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法 (昭和 26 年法律第 267 号) 第 6 条第 1 項第 1 号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法 (昭和 26 年政令第 319 号) 第 2 条第 5 号に規定する旅券 (日本国政府の発行したものを除く。) の番号及び同法第 19 条の 4 第 1 項第 5 号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法 (昭和 28 年法律第 245 号) 第 45 条第 1 項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法 (昭和 33 年法律第 128 号) 第 112 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法 (昭和 33 年法律第 192 号) 第 111 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法 (昭和 34 年法律第 141 号) 第 14 条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法 (昭和 37 年法律第 152 号) 第 144 条の 24 の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) 第 7 条第 13 号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則 (昭和 50 年労働省令第 3 号) 第 10 条第 1 項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第 80 号) 第 161 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (平成 3 年法律第 71 号) 第 8 条第 1 項第 3 号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 12 条第 3 項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 5 項に規定する個人番号
(要配慮個人情報)

第 4 条 条例第 2 条第 3 項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等 (本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。) とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害 (発達障害を含む。) その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) にいう精神障害 (発達障害者支援法 (平成16年法律第167号) 第 2 条第 1 項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者 (次号において「医師等」という。) により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査 (同号において「健康診断等」という。) の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法 (昭和23年法律第168号) 第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)

第 5 条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報 (高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。) の漏えい、滅失若しくは毀損 (以下この条において「漏えい等」という。) が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第 6 条 条例第15条第 4 項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法 (他人に委託して行う場合を含む。)
- (2) 電子メールを送信する方法 (他人に委託して行う場合を含む。)
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信 (電気通信事業法 (昭和59年法律第86号) 第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。) を送信する方法 (他人に委託して行う場合を含む。)

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第 7 条 条例第 16 条第 2 項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第 8 条 議長は、個人情報ファイル (条例第 17 条第 2 項各号に掲げるもの及び同条第 3 項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第 4 項において同じ。) を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第 17 条第 2 項第 6 号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第 17 条第 1 項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル又は同項第 2 号に係る個人情報ファイルの別
- (2) 条例第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイルについて、第 9 項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第 17 条第 2 項第 6 号の議長が定める数は、千人とする。

8 条例第 17 条第 2 項第 7 号の議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの (アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第 17 条第 2 項第 1 号に規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

- (2) 条例第 17 条第 2 項第 1 号に規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第 17 条第 2 項第 9 号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第 2 条第 5 項第 2 号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第 17 条第 1 項の規定による公表に係る条例第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書)

第 9 条 条例第 19 条第 1 項に規定する開示請求書は、開示請求書 (様式第 1 号) によるものとする。

2 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法について次に掲げる事項を記載することができる。

- (1) 求める開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示決定等の通知)

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

2 開示請求書に第9条第2項各号に掲げる事項が記載されている場合における条例第24条第1項の議長が定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合（事務所における開示については、開示請求書に記載された事務所における開示の実施を希望する日に保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。）その旨及び前項各号に掲げる事項

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項

(開示決定通知書)

第12条 条例第24条第1項の書面は、開示決定通知書（様式第2号）とする。

2 条例第24条第2項の書面は、開示をしない旨の決定通知書(様式第3号)とする。

(開示決定等期限延長通知書)

第13条 条例第25条第2項の書面は、開示決定等期限延長通知書(様式第4号)とする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第14条 条例第26条第1項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書(様式第5号)とする。

(第三者意見照会書等)

第15条 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第27条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書(様式第6号)により行うものとする。

4 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第2項各号に掲げる事項

(2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

5 条例第27条第2項の書面は、第三者意見照会書(様式第7号)とする。

6 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書(様式第8号)とする。

7 条例第27条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書(様式第9号)とする。

(開示の実施の方法)

第16条 次の各号に掲げる文書又は図画に記録されている保有個人情報の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

(1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。) 当該文書又は図画(条例第28条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号に定めるもの)

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番(以下「A4判」という。)の用紙に印刷したもの

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したもの

(4) スライド 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画に記録されている保有個人情報の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

(1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。) 当該文書又は図画を乾式複写機により日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に複写したもの。ただし、これにより難い場合にあつては、当該文書又は図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムをA4判の用紙に印刷したもの

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの

3 次の各号に掲げる電磁的記録に記録されている保有個人情報についての条例第28条第1項の議長が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

- ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
- イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表の5の項において同じ。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

- ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、議会がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

- ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
- イ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備えられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
- ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
- エ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。別表の7の項ウにおいて同じ。）に複写したものの交付
- オ 当該電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。別表の7の項エにおいて同じ。）に複写したものの交付

4 映画フィルムに記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
- (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
(開示の実施の方法等の申出)

第17条 条例第28条第3項の規定による申出は、開示の実施方法等申出書（様式第10号）により行わなければならない。

- 2 第11条第2項第1号に掲げる場合に該当する旨の条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、第9条第2項各号に掲げる事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。
(費用負担)

第18条 条例第30条の議長が定める額は、別表の左欄に掲げる保有個人情報が記録されている公文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める費用の額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額）とする。

- 2 前項の費用は、前納とする。

- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、第1項の費用のほか郵送料を送付して、保有個人情報が記録されている公文書の写しの送付を求めることができる。この場合においては、当該郵送料は、郵便切手で送付しなければならない。

(費用の額等の通知)

第19条 条例第28条第3項の規定により保有個人情報の開示を受ける者から写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施の申出がなされた場合には、議長は、その者に対し、前条の規定により算定した費用の額及び郵送料の額を通知しなければならない。

- 2 開示請求書に第9条第2項第3号に掲げる事項が記載されている場合において第11条第2項第1号に掲げる場合に該当する旨の条例第24条第1項の規定による通知をするときは、当該通知をするときに前項に規定する申出がな

されたものとみなして、同項の規定を適用する。

(訂正請求書)

第20条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、訂正請求書(様式第11号)によるものとする。

(訂正決定通知書等)

第21条 条例第34条第1項の書面は、訂正決定通知書(様式第12号)とする。

2 条例第34条第2項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書(様式第13号)とする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第22条 条例第35条第2項の書面は、訂正決定等期限延長通知書(様式第14号)とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第23条 条例第36条第1項の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書(様式第15号)とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第24条 条例第37条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第16号)とする。

(利用停止請求書)

第25条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、利用停止請求書(様式第17号)によるものとする。

(利用停止決定通知書等)

第26条 条例第41条第1項の書面は、利用停止決定通知書(様式第18号)とする。

2 条例第41条第2項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書(様式第19号)とする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第27条 条例第42条第2項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書(様式第20号)とする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第28条 条例第43条第1項の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第21号)とする。

(委員会に意見を求めた旨の通知書)

第29条 条例第45条第2項の規定による通知は、委員会に意見を求めた旨の通知書(様式第22号)により行うものとする。

(施行の状況の公表)

第30条 条例第52条の規定による条例の施行の状況の公表は、次に掲げる事項をインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

(1) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求に関する事項

(2) 審査請求に関する事項

付 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「この訓令の施行後遅滞なく」とする。

別表 (第18条関係)

公文書の種別	開示の実施の方法	費用の額
1 文書又は図画 (2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。)	ア 乾式複写機により複写したもの (単色刷りで、A3判以下のものに限る。) の交付	1枚につき10円
	イ 乾式複写機により複写したもの (多色刷りで、A3判以下のものに限る。) の交付	1枚につき20円
	ウ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用相当額
2 マイクロフィルム	用紙に印刷したもの (A4判のものに限る。) の交付	1枚につき10円
3 写真フィルム	印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用相当額
4 スライド	印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用相当額
5 録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき310円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき380円
7 電磁的記録 (5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。)	ア 用紙に出力したもの (単色刷りで、A3判以下のものに限る。) の交付	1枚につき10円
	イ 用紙に出力したもの (多色刷りで、A3判以下のものに限る。) の交付	1枚につき20円
	ウ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき100円。ただし、電磁的記録を1枚に2件名以上複写する場合は、2件名目からの1件名につき50円を加算した額
	エ 光ディスクに複写したものの交付	1枚につき350円。ただし、電磁的記録を1枚に2件名以上複写する場合は、2件名目からの1件名につき100円を加算した額
8 映画フィルム	ビデオカセットテープに複写したものの交付	作成に要する費用相当額

備考

- 1 用紙に印刷し、又は出力したものの交付を行う場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として費用の額を算定する。
- 2 件名とは、第16条第3項第3号に掲げる電磁的記録であって、電子計算機で検索することができる、保存する上での最小の情報の集合物をいう。
- 3 保有個人情報の開示を閲覧、聴取又は視聴により行う場合には、無料とする。

様式第 1 号 (第 9 条第 1 項関係)

年 月 日

茨城県議会議長 殿

氏名
住所又は居所
〒

電話番号 ()

開示請求書

茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 (令和 5 年茨城県条例第 19 号) 第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報 (具体的に特定してください。)

--

2 求める開示の実施方法等

ア又はイのいずれかを選択してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 () <実施の希望日> 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求をする場合には、請求者本人確認書類の写しに加えて住民票の写し (個人番号の記載がないものに限る。) 等を添付してください。
ウ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 (ウ) 本人の住所又は居所

- | | |
|---|--|
| エ | 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 () |
| オ | 任意代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 (委任者が委任状に押印した実印の印鑑登録証明書又は委任者に係るイに掲げる本人確認書類の写しを添付すること。)
<input type="checkbox"/> その他 () |

(注) 住民票の写し、エに掲げる請求資格確認書類、委任状その他その資格を証明する書類及び印鑑登録証明書は、請求の日前 30 日以内に作成されたものに限ります。

様式第 2 号 (第 12 条第 1 項関係)

指令第 号
年 月 日

様

茨城県議会議長



開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 (令和 5 年茨城県条例第 19 号) 第 24 条第 1 項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報 (全部開示 ・ 部分開示)

--

2 不開示とした部分とその理由

--

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等
(2) 事務所における開示を実施することができる期間、時間及び場所 期間： 月 日から 月 日まで (土・日曜、祝日を除く。) 時間： 場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用 (見込額)

5 担当課 (室)

茨城県議会事務局	課 (室)
電話番号	(内線)

(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、茨城県議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県議会議長になります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注) 1 事務所において保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提出してください。

2 求める開示の実施の方法について、開示の実施方法等申出書（様式第 10 号）により、この通知があった日から 30 日以内に申出をしてください。提出期限までに提出できない場合には、その旨連絡してください。

3 開示決定に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求又は処分の取消しの訴えの提起があつたときは、当該保有個人情報の全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

様式第 3 号 (第 12 条第 2 項関係)

指令第 号
年 月 日

様

茨城県議会議長



開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 (令和 5 年茨城県条例第 19 号) 第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	
担当課 (室)	茨城県議会事務局 課 (室) 電話番号 (内線)

(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、茨城県議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内 (この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内。以下同じ。) に、茨城県を被告として (訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県議会議長になります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき (この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき) は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 4 号 (第 13 条関係)

第 号
年 月 日

様

茨城県議会議長



開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 5 年茨城県条例第 19 号）第 25 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（開示決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
担当課（室）	茨城県議会事務局 課（室） 電話番号 (内線)

様式第 5 号 (第 14 条関係)

第 号
年 月 日

様

茨城県議会議長



開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 5 年茨城県条例第 19 号）第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 26 条第 1 項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。 年 月 日
担当課（室）	茨城県議会事務局 課（室） 電話番号 (内線)

様式第 6 号 (第 15 条第 3 項関係)

第 号
年 月 日

様

茨城県議会議長



第三者意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 5 年茨城県条例第 19 号）第 19 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第 27 条第 1 項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	茨城県議会事務局 課 (室) 〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 電話番号 (内線)
意見書の提出期限	年 月 日

様式第 7 号 (第 15 条第 5 項関係)

第 号
年 月 日

様

茨城県議会議長



第三者意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 5 年茨城県条例第 19 号）第 19 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第 27 条第 2 項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第 27 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第 1 号 <input type="checkbox"/> 第 2 号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているに関する情報の内容	
意見書の提出先	茨城県議会事務局 課 (室) 〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 電話番号 (内線)
意見書の提出期限	年 月 日

様式第 8 号 (第 15 条第 6 項関係)

年 月 日

茨城県議会議長 殿

氏名
住所又は居所
〒

電話番号 ()

第三者開示決定等意見書

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示についての御意 見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 1 支障 (不利益) がある部分 2 支障 (不利益) の具体的理由
連絡先	

様式第 9 号 (第 15 条第 7 項関係)

指令第 号
年 月 日

様

茨城県議会議長



開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

から 年 月 日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 (令和 5 年茨城県条例第 19 号) 第 27 条第 3 項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担当課 (室)	茨城県議会事務局 課 (室) 電話番号 (内線)

(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、茨城県議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内 (この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内。以下同じ。) に、茨城県を被告として (訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県議会議長になります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき (この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき) は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 10 号 (第 17 条第 1 項関係)

年 月 日

茨城県議会議長 殿

氏名
住所又は居所
〒

電話番号 ()

開示の実施方法等申出書

茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 (令和 5 年茨城県条例第 19 号) 第 28 条第 3 項の規定により、次のとおり申出をします。

1 保有個人情報開示決定通知書の文書番号等

文書番号：

日付： 年 月 日

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等		
実施の方法	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 複写したものの交付 <input type="checkbox"/> 送付を希望する。 <input type="checkbox"/> 送付を希望しない。	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

様式第 11 号 (第 20 条関係)

年 月 日

茨城県議会議長 殿

氏名
住所又は居所
〒

電話番号 ()

訂正請求書

茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 (令和 5 年茨城県条例第 19 号) 第 32 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求をする場合には、請求者本人確認書類の写しに加えて住民票の写し (個人番号の記載がないものに限る。) 等を添付してください。
3 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (2) 本人の氏名 (3) 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()

- 5 任意代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
- 請求資格確認書類 委任状（委任者が委任状に押印した実印の印鑑登録証明書又は委任者に係る 2 に掲げる本人確認書類の写しを添付すること。）
- その他（ ）

(注) 住民票の写し、4 に掲げる請求資格確認書類、委任状その他その資格を証明する書類及び印鑑登録証明書は、請求の日前 30 日以内に作成されたものに限ります。

様式第 12 号 (第 21 条第 1 項関係)

指令第 号
年 月 日

様

茨城県議会議長



訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 (令和 5 年茨城県条例第 19 号) 第 34 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
担当課 (室)	茨城県議会事務局 課 (室) 電話番号 (内線)

(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、茨城県議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内 (この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内。以下同じ。) に、茨城県を被告として (訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県議会議長になります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき (この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき) は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 13 号 (第 21 条第 2 項関係)

指令第 号
年 月 日

様

茨城県議会議長



訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 (令和 5 年茨城県条例第 19 号) 第 34 条第 2 項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこと とした理由	
担当課 (室)	茨城県議会事務局 課 (室) 電話番号 (内線)

(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、茨城県議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内 (この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内。以下同じ。) に、茨城県を被告として (訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県議会議長になります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき (この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき) は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 14 号 (第 22 条関係)

第 号
年 月 日

様

茨城県議会議長



訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 (令和 5 年茨城県条例第 19 号) 第 35 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日 (訂正決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	
担当課 (室)	茨城県議会事務局 課 (室) 電話番号 (内線)

様式第 15 号 (第 23 条関係)

第 号
年 月 日

様

茨城県議会議長



訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 5 年茨城県条例第 19 号）第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 36 条第 1 項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担当課（室）	茨城県議会事務局 課（室） 電話番号 (内線)

様式第 16 号 (第 24 条関係)

第 号
年 月 日

様

茨城県議会議長



保有個人情報提供先への訂正決定通知書

に提供している次の保有個人情報については、茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 5 年茨城県条例第 19 号）第 33 条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第 37 条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容)
	(訂正理由)
担当課 (室)	茨城県議会事務局 電話番号 課 (室) (内線)

様式第 17 号 (第 25 条関係)

年 月 日

茨城県議会議長 殿

氏名
住所又は居所
〒

電話番号 ()

利用停止請求書

茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 (令和 5 年茨城県条例第 19 号) 第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 条例第 38 条第 1 項第 1 号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 条例第 38 条第 1 項第 2 号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求をする場合には、請求者本人確認書類の写しに加えて住民票の写し (個人番号の記載がないものに限る。) 等を添付してください。
3 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (2) 本人の氏名 (3) 本人の住所又は居所

- | | |
|---|--|
| 4 | 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 5 | 任意代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 (委任者が委任状に押印した実印の印鑑登録証明書又は委任者に係る 2 に掲げる本人確認書類の写しを添付すること。)
<input type="checkbox"/> その他 () |

(注) 住民票の写し、4 に掲げる請求資格確認書類、委任状その他その資格を証明する書類及び印鑑登録証明書は、請求の日前 30 日以内に作成されたものに限りです。

様式第 18 号 (第 26 条第 1 項関係)

指令第 号
年 月 日

様

茨城県議会議長



利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 5 年茨城県条例第 19 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
担当課 (室)	茨城県議会事務局 課 (室) 電話番号 (内線)

(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、茨城県議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県議会議長になります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 19 号 (第 26 条第 2 項関係)

指令第 号
年 月 日

様

茨城県議会議長



利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 (令和 5 年茨城県条例第 19 号) 第 41 条第 2 項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	
担当課 (室)	茨城県議会事務局 電話番号 課 (室) (内線)

(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、茨城県議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内 (この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内。以下同じ。) に、茨城県を被告として (訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県議会議長になります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき (この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき) は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 20 号 (第 27 条関係)

第 号
年 月 日

様

茨城県議会議長



利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 5 年茨城県条例第 19 号）第 42 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
担当課（室）	茨城県議会事務局 課（室） 電話番号 (内線)

様式第 21 号 (第 28 条関係)

第 号
年 月 日

様

茨城県議会議長



利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 (令和 5 年茨城県条例第 19 号) 第 43 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 43 条第 1 項の規定 (利用停止決定等の期限の特例) を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担当課 (室)	茨城県議会事務局 課 (室) 電話番号 (内線)

様式第 22 号 (第 29 条関係)

第 号
年 月 日

様

茨城県議会議長



委員会に意見を求めた旨の通知書

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり茨城県議会情報委員会に意見を求めたので、茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 (令和 5 年茨城県条例第 19 号) 第 45 条第 2 項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等 [訂正決定等、利用停止決定等]	
審査請求	1 審査請求日 2 審査請求の趣旨
意見を求めた日	年 月 日
担当課 (室)	茨城県議会事務局 課 (室) 電話番号 (内線)

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会訓令第 2 号

茨城県教育庁等事務専決規程及び茨城県教育庁事務代決規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県教育委員会教育長 森 作 宜 民

茨城県教育庁等事務専決規程及び茨城県教育庁事務代決規程の一部を改正する訓令

(茨城県教育庁等事務専決規程の一部改正)

第 1 条 茨城県教育庁等事務専決規程 (昭和 40 年茨城県教育委員会訓令第 8 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条 (見出しを含む。) 中「教育企画監」を「教育企画室長」に、「総務課長」を「教育長」に改める。

第 14 条第 1 項第 1 号中「第 2 条第 20 号から第 23 号まで」を「第 2 条第 18 号及び第 20 号から第 23 号まで」に改める。

第 15 条第 3 項を次のように改める。

3 課長 (課内室長を含む。) 及び教育事務所長並びに教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の長は、個人情報保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) に関する次の各号に掲げるもの (その管理に属する行政文書に係るものに限る。) を専決するものとする。

- (1) 第 70 条の規定による保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求
- (2) 第 75 条第 1 項の規定による個人情報ファイル簿の作成
- (3) 第 77 条第 1 項の規定により提出された開示請求書の受理
- (4) 第 82 条の規定による開示又は不開示の決定及びその通知
- (5) 第 85 条第 1 項及び第 96 条第 1 項の規定による事案の移送の決定及びその通知
- (6) 第 86 条の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与等
- (7) 第 91 条第 1 項の規定により提出された訂正請求書の受理
- (8) 第 93 条の規定による訂正又は不訂正の決定及びその通知
- (9) 第 94 条第 2 項, 第 95 条, 第 102 条第 2 項及び第 103 条の規定による決定期間の延長の決定及びその通知
- (10) 第 97 条の規定による提供先への通知
- (11) 第 99 条第 1 項の規定により提出された利用停止請求書の受理
- (12) 第 101 条の規定による利用停止又は利用不停止の決定及びその通知

第 15 条に次の項を加える。

4 課長 (課内室長を含む。) 及び教育事務所長並びに教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の長は、茨城県個人情報保護に関する法律施行条例 (平成 17 年茨城県条例第 1 号) に関する次の各号に掲げるもの (その管理に属する行政文書に係るものに限る。) を専決するものとする。

- (1) 第 3 条第 1 項の規定による条例個人情報ファイル簿の作成
- (2) 第 4 条第 2 項及び第 5 条の規定による決定期間の延長の決定及びその通知

別表第 3 の 1 の表総務課の項部長専決事項の欄中第 19 項を削り、第 20 項から第 23 項までを 1 項ずつ繰り上げ、同項課長専決事項の欄中第 17 項を次のように改める。

17 個人情報の保護に関する法律に関する次のこと。

- (1) 第 75 条第 1 項の規定による個人情報ファイル簿の公表
- (2) 第 111 条の規定による行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案募集の公示

別表第 3 の 1 の表総務課の項課長専決事項の欄中第 17 項の次に次の項を加える。

17 の 2 茨城県個人情報保護に関する法律施行条例第 3 条の規定による条例個人情報ファイル簿の公表

別表第 3 の 1 の表文化課の項を次のように改める。

文化課

- 1 博物館法（昭和26年法律第285号）第18条に規定する博物館の設置者に対する勧告及び命令
- 2 茨城県文化財保護条例（昭和51年茨城県条例第50号）に関する次のこと。
 - (1) 第9条（第35条において準用する場合を含む。）の規定による管理団体の指定
 - (2) 第10条（第35条において準用する場合を含む。）の規定による管理団体の指定の解除
 - (3) 第17条（第35条及び第50条において準用する場合を含む。）の規定による管理又は修理に関する勧告
 - (4) 第42条の規定による県指定史跡名勝天然記念物の管理団体の指定
 - (5) 第43条の規定による県指定史跡名勝天然記念物の管理団体の指定の解除

- 1 博物館法に関する次のこと。
 - (1) 第15条第1項の規定による博物館の登録事項等の変更の届出の受理
 - (2) 第15条第2項の規定による博物館の登録事項等の変更登録及び公表
 - (3) 第16条の規定による博物館の運営の状況に係る定期報告の受理
 - (4) 第17条の規定による博物館の運営の状況に係る報告又は資料の徴取
 - (5) 第20条第1項の規定による博物館の廃止の届出の受理
 - (6) 第20条第2項の規定による博物館の登録の抹消及び公表
 - (7) 第29条の規定による私立博物館に対する必要な報告の徴取及び指導又は助言
 - (8) 第31条第4項の規定による博物館に相当する施設に対する指導又は助言
- 2 文化財保護法（昭和25年法律第214号）に関する次のこと。
 - (1) 第101条の規定による警察署長から提出された物件の受理
 - (2) 第102条第2項の規定による通知及び差戻し
 - (3) 第103条の規定による文化財の引渡し（第100条第2項又は第102条第2項に規定する文化財の引渡しに限る。）
- 3 茨城県文化財保護条例に関する次のこと。
 - (1) 第6条（第7条第4項、第9条第5項、第42条第6項及び第50条において準用する場合を含む。）の規定による管理方法の指示
 - (2) 第7条（第35条及び第50条において準用する場合を含む。）の規定による管理責任者の選任及び解任の届出の受理
 - (3) 第8条（第35条及び第50条において準用する場合を含む。）の規定による所有者の変更等の届出の受理
 - (4) 第12条（第35条及び第50条において準用する場合を含む。）の規定による滅失、毀損等の届出の受理

- (5) 第13条 (第35条において準用する場合を含む。)の規定による所在変更の届出の受理
 - (6) 第19条の規定による県指定有形文化財の修理の届出の受理
 - (7) 第22条 (第23条, 第30条第2項及び第35条において準用する場合を含む。)の規定による出品の要請及び公開の勧告並びに管理に関する指示
 - (8) 第24条 (第35条及び第50条において準用する場合を含む。)の規定による現状等に関する報告の徴取
 - (9) 第28条 (第53条において準用する場合を含む。)の規定による保持者の氏名変更等の届出の受理
 - (10) 第30条の規定による県指定無形文化財又はその記録の公開の勧告
 - (11) 第31条の規定による県指定無形文化財の保存のための助言又は勧告
 - (12) 第34条の規定による県指定有形民俗文化財の現状変更の届出の受理及び必要な指示
 - (13) 第37条の規定による県指定無形民俗文化財の記録の公開の勧告
 - (14) 第38条の規定による県指定無形民俗文化財の保存のための助言又は勧告
 - (15) 第46条の規定による県指定史跡名勝天然記念物の土地所在等の届出の受理
 - (16) 第48条の規定による県指定史跡名勝天然記念物の復旧の届出の受理
 - (17) 第55条の規定による県選定保存技術の保存のための指導又は助言
- 4 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号) に関する次のこと。
- (1) 第14条第4項の規定による県公安委員会に対する通知
 - (2) 第16条第1項の規定による登録証の返納の受理
 - (3) 第16条第2項の規定による県公安委員会に対する通知
 - (4) 第17条第1項の規定による届出の受理

		(5) 第17条第3項の規定による県公安委員会に対する通知
		(6) 第18条の2第3項の規定による県公安委員会に対する通知

別表第3の2の表義務教育課の項部長専決事項の欄中第5項、同表高校教育課の項部長専決事項の欄第13項及び同表特別支援教育課の項部長専決事項の欄第6項を削る。

(茨城県教育庁事務代決規程の一部改正)

第2条 茨城県教育庁事務代決規程(昭和41年茨城県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条の表本庁の部課長の項の次に次のように加える。

教育企画室長	教育企画室長があらかじめ 指定する職員		
--------	------------------------	--	--

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

~~~~~  
(教 育 長)

#### 茨城県教育委員会教育長訓令第2号

茨城県教育委員会建設工事施工等の手続及び監督規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月30日

茨城県教育委員会教育長 森 作 宜 民

茨城県教育委員会建設工事施工等の手続及び監督規程の一部を改正する訓令

茨城県教育委員会建設工事施工等の手続及び監督規程(平成14年茨城県教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第82条中「指定業者決定伺」を「指名業者決定伺」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「読み替える」を「読み替え、第10条第1項中「執行規則第5条第1項」とあるのは「コンサルタント業務執行規則第3条第1項」と読み替える」に改める。

様式第7号その1及びその3中「教育企画監」を「教育企画室長」に改める。

様式第12号(裏面)を次のように改める。



(裏面)

- 1 前払金の契約金額に対する割合は、以下のとおりとする。
  - (工事)
    - 4割以内
    - (委託業務)
      - 3割以内
- 2 中間前払金の契約金額に対する割合は、以下のとおりとする。
  - (工事)
    - 2割以内
- 3 注意事項について
  - (1) 入札(見積り)に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、茨城県建設工事執行規則(昭和43年茨城県規則第69号)、茨城県建設コンサルタント業務執行規則(平成8年茨城県規則第19号)及び茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)を遵守すること。
  - (2) 入札(見積り)に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為をしないこと。
  - (3) 入札(見積り)に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者(見積りをしようとする者)と入札(見積)価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札(見積)価格を定めなければならない。また、落札(随意契約)の決定前に、他の入札参加者(見積りをしようとする者)に対して入札(見積)価格を意図的に開示してはならない。
  - (4) 入札参加者(見積りをしようとする者)が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行すること(公正な随意契約をすること)ができないと認められるときは、当該入札参加者(見積りをしようとする者)を入札(見積り)に参加させず、又は入札の執行(見積りの提出)を延期し、若しくは取りやめることがある。
  - (5) 落札(随意契約)の決定に当たっては、入札(見積)書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札(見積)者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に110分の100に相当する金額を入札(見積)書に記載すること。
  - (6) 委任状を持参しない代理人のした入札(見積り)は、無効とする。
  - (7) 入札(見積)書を指定日時までに提出しないときは無効とする。また、郵便又は電子メールによる入札(見積り)は、郵便又は電子メールによる入札(見積り)を認めない場合においては、無効とする。
  - (8) 入札は、初回を含め2回を限度とする。ただし、茨城県財務規則付則第7項に規定する場合及び入札を郵便又は電子メールによるものに限った場合においては、1回とする。
  - (9) 落札者(随意契約の相手方として決定された者)の決定方法は、地方自治法第234条の定めるところにより予定価格の範囲内で最低価格で入札(見積)書の提出をした者を落札者(随意契約の相手方として決定された者)とすることを原則とする。  
 なお、落札者(随意契約の相手方として決定された者)となるべき者の入札(見積)価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者(随意契約の相手方として決定された者)とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した(見積書を提出した)他の者のうち、最低の価格をもって入札した(見積書を提出した)者を落札者(随意契約の相手方として決定された者)とする。
  - (10) 最低制限価格を設定しているときは、最低制限価格未満の入札をした者は、落札者とはせず、この入札におけるそれ以降の入札には、参加できない。
  - (11) 提出した入札(見積)書の引換え、変更又は取消しは、認めない。
  - (12) 入札(見積り)を希望しない場合は、入札書(見積書)を提出するまでは、辞退することができる。入札(見積り)を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
  - (13) この工事が、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第45条に該当するもの(建築一式工事1,500万円以上、その他の建設工事500万円以上)である場合は、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に規定する審査をいう。)を受けていない者は、この入札に参加できない。  
 入札に当たっては、最新の経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書(建設業法第27条の27及び第27条の29第1項の規定による通知(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)別記様式第25号の15))を提示し、又は写しを提出すること。また、総合評価値の請求をしていない者は、最新の経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書(建設業法第27条の25の規定による通知(建設業法施行規則別記様式第25号の13))を提示し、又は写しを提出すること。
  - (14) 入札参加者が1人の場合は、入札を中止する。
  - (15) この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事である場合は、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札(見積り)すること。また、落札者(随意契約の相手方として決定された者)は、契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用等について落札(随意契約)の決定後に発注者と協議を行うこと。
  - (16) この工事が、建設業法施行令第27条第1項に定めるもの(建築一式工事8,000万円以上、その他の建設工事4,000万円以上)に該当する場合(同条第2項に該当する場合を除く。)は、専任の主任技術者、専任の監理技術者又は特例監理技術者及び専任の監理技術者補佐のいずれかを工事現場に配置すること。
  - (17) 入札執行(見積書の提出のあった日(入札の申込を伴う場合にあつては、入札の申込のあった日)において雇用関係(この工事が、建設業法施行令第27条第1項に定めるもの(建築一式工事8,000万円以上、その他の建設工事4,000万円以上)に該当する場合(災害復旧工事である場合を除く。))は、引き続き3月以上の雇用関係をいう。以下同じ。)がある主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐(以下「主任技術者等」という。)のいずれかを工事現場に配置すること。  
 また、この工事に係る入札(見積り)に当たっては、主任技術者等に係る健康保険被保険者証その他雇用関係があることを証する書類を提示し、又はその写しを提出すること。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(収 用 委 員 会)

**茨城県収用委員会訓令第 2 号**

茨城県収用委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県収用委員会会長 後 藤 直 樹

茨城県収用委員会処務規程の一部を改正する訓令

茨城県収用委員会処務規程 (昭和58年茨城県収用委員会訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 7 項中「茨城県個人情報の保護に関する条例 (平成 5 年茨城県条例第 2 号)」を「個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)」に改める。

付 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

**規 程**

(収 用 委 員 会)

**茨城県収用委員会規程第 1 号**

茨城県個人情報の保護に関する法律等施行規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城県収用委員会会長 後 藤 直 樹

茨城県個人情報の保護に関する法律等施行規程

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程 (平成17年茨城県収用委員会規程第 1 号) の全部を改正する。

個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) の規定に基づき同法の施行に関し収用委員会が定める権限を有する事項については、茨城県個人情報の保護に関する法律等施行細則 (令和 5 年茨城県規則第16号) に定める例によるものとする。

付 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(茨城海区漁業調整委員会)

**茨城海区漁業調整委員会規程第 1 号**

茨城海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城海区漁業調整委員会

会 長 高 濱 芳 明

茨城海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程

茨城海区漁業調整委員会事務局規程 (昭和38年茨城海区漁業調整委員会規程第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 8 号中、「茨城県個人情報の保護に関する条例 (平成 5 年茨城県条例第 2 号)」を「個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 及び茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例 (平成17年茨城県条例第 1 号)」に改

める。

付 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

茨城海区漁業調整委員会規程第 2 号

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 30 日

茨城海区漁業調整委員会

会 長 高 濱 芳 明

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程（平成17年茨城海区漁業調整委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

本文中、「茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第 1 号）」を「茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例（平成17年茨城県条例第 1 号）」に、「茨城県個人情報保護に関する条例施行規則（平成17年茨城県規則第59号）」を「茨城県個人情報保護に関する法律等施行細則（令和 5 年茨城県規則第16号）」に改める。

付 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会）

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会規程第 1 号

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 30 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

会 長 鈴 木 幸 雄

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局規程（昭和38年 5 月 1 日規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 8 号中、「茨城県個人情報の保護に関する条例（平成 5 年茨城県条例第 2 号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例（平成17年茨城県条例第 1 号）」に改める。

付 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会規程第 2 号

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 30 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

会 長 鈴 木 幸 雄

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程（平成17年7月21日規程第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

本文中、「茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）」を「茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例（平成17年茨城県条例第1号）」に、「茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則（平成17年茨城県規則第59号）」を「茨城県個人情報の保護に関する法律等施行細則（令和5年茨城県規則第16号）」に改める。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

~~~~~  
(内水面漁場管理委員会)

茨城県内水面漁場管理委員会規程第1号

茨城県内水面漁場管理委員会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月30日

茨城県内水面漁場管理委員会

会 長 高 杉 則 行

茨城県内水面漁場管理委員会事務局規程の一部を改正する規程

茨城県内水面漁場管理委員会事務局規程（昭和62年茨城県内水面漁場管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第4号中、「茨城県個人情報の保護に関する条例（平成5年茨城県条例第2号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例（平成17年茨城県条例第1号）」に改める。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

茨城県内水面漁場管理委員会規程第2号

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月30日

茨城県内水面漁場管理委員会

会 長 高 杉 則 行

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程（平成17年茨城県内水面漁場管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

本文中、「茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）」を「茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例（平成17年茨城県条例第1号）」に、「茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則（平成17年茨城県規則第59号）」を「茨城県個人情報の保護に関する法律等施行細則（令和5年茨城県規則第16号）」に改める。

付 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)